

平成30年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	6	木	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 		
	7	金	休	会		
	8	土	休	会		
	9	日	休	会		
	10	月	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（6人） 		
	11	火	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・総括質疑 常任委員会		
	12	水	常任委員会			
	13	木	常任委員会			
	14	金	休	会		
	15	土	休	会		
	16	日	休	会		
	17	月	休	会		敬老の日
	18	火	休	会		
	19	水	休	会		
	20	木	休	会		
	21	金	休	会		
	22	土	休	会		
	23	日	休	会		秋分の日
	24	月	休	会		振替休日
	25	火	休	会		
	26	水	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	27	木	休	会		

月	日	曜	日	程	備	考
	28	金	本会議（最終日） ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 所管事務調査報告 ・ 議員派遣の件 ・ 継続調査 ・ 閉会			

平成30年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成30年 9月 6日

閉会 平成30年 9月28日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案55	旧白男川小学校改修工事請負契約の締結について	30.09.06	30.09.06	可決	—
56	平成30年度さつま町消防本部高規格救急自動車購入契約の締結について	〃	〃	〃	—
57	平成30年度さつま町消防本部高度救命資機材購入契約の締結について	〃	〃	〃	—
49	さつま町税条例等の一部改正について	〃	30.09.28	原案可決	総務厚生
50	さつま町通学費補助条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
51	さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
52	平成30年度さつま町一般会計補正予算(第2号)	〃	〃	修正可決	2委員会
53	平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	原案可決	総務厚生
54	平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	文教経済
61	さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について	30.09.28	〃	可決	—
報告7	平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第2号)について	30.09.06	〃	報告済	—
8	平成29年度健全化判断比率の報告について	30.09.28	〃	〃	—
9	平成29年度資金不足比率の報告について	〃	〃	〃	—
	所管事務調査報告の件	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	
	閉会中の継続調査について	〃	〃	〃	

平成30年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月6日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について （提案理由説明）	5
議案第50号 さつま町通学費補助条例の一部改正について （提案理由説明）	5
議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について （提案理由説明）	5
議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号） （提案理由説明）	5
議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） （提案理由説明）	5
議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号） （提案理由説明）	5
議案第55号 旧白男川小学校改修工事請負契約の締結について （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	7
議案第56号 平成30年度さつま町消防本部高規格救急自動車購入契約の締結について （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	11
議案第57号 平成30年度さつま町消防本部高度救命資機材購入契約の締結について （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	11
報告第7号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について （提案理由説明）	12
散 会	13

○9月10日（第2日）

一般質問表	15
会議を開催した年月日及び場所	18
出欠席議員氏名	18
出席事務局職員	18
出席説明員氏名	18
本日の会議に付した事件	19
開 議	20
一 般 質 問	20
上久保澄雄議員	20
少子高齢化社会に向けた自治組織の維持と活性化策について	
自然災害への対応策の推進について	
新改 秀作議員	29
教育行政について	
児童生徒の安全対策について	
上圀 一行議員	39
学校再編後の跡地の利活用について	
小学校の第2次再編計画状況について	
柏木 幸平議員	44
地域おこし協力隊について	
体育施設の空調設備について	
川口 憲男議員	53
ごみの分別について	
田野 光彦議員	60
空き家・空き地対策について	
散 会	66

○9月11日（第3日）

会議を開催した年月日及び場所	67
出欠席議員氏名	67
出席事務局職員	67
出席説明員氏名	67
本日の会議に付した事件	68
議案付託表	69
開 議	70
議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について	70
(総括質疑・委員会付託)	
議案第50号 さつま町通学費補助条例の一部改正について	70
(総括質疑・委員会付託)	
議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	70

(総括質疑・委員会付託)	
議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算(第2号)	71
(総括質疑・委員会付託)	
議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) ...	81
(総括質疑・委員会付託)	
議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算(第1号)	81
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	81
○9月28日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所	83
出欠席議員氏名	83
出席事務局職員	83
出席説明員氏名	83
本日の会議に付した事件	84
開 議	85
議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第50号 さつま町通学費補助条例の一部改正について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算(第2号)	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) ...	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算(第1号)	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第58号 平成29年度さつま町歳入歳出決算の認定について	95
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第59号 平成29年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	95
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第60号 平成29年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	95
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第61号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について	99
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第7号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第2号) について	101
(質疑)	

報告第 8号 平成29年度健全化判断比率の報告について	102
(内容説明・質疑)	
報告第 9号 平成29年度資金不足比率の報告について	102
(内容説明・質疑)	
所管事務調査報告の件	104
(委員長報告・質疑)	
議員派遣の件	106
(決定)	
閉会中の継続調査について	106
(決定)	
閉 会	106

平成30年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

平成30年9月6日

平成30年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成30年9月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	下 田 良 二 君	保健福祉課長	櫻 伸 一 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	子ども支援課長	鍛治屋 勇 二 君
農 政 課 長	四 位 良 和 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光PR課長	羽 有 郁 夫 君	ふるさと振興課長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
消 防 長	中 間 博 巳 君	教育総務課長	角 茂 樹 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 49 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 50 号 さつま町通学費補助条例の一部改正について
- 第 7 議案第 51 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 52 号 平成 30 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 53 号 平成 30 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 10 議案第 54 号 平成 30 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 11 議案第 55 号 旧白男川小学校改修工事請負契約の締結について
- 第 12 議案第 56 号 平成 30 年度さつま町消防本部高規格救急自動車購入契約の締結について
- 第 13 議案第 57 号 平成 30 年度さつま町消防本部高度救命資機材購入契約の締結について
- 第 14 報告第 7 号 平成 30 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 2 号）について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員） おはようございます。ただいまから平成30年第3回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番、川口憲男議員及び14番、森山大議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月28日までの23日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略します。

次に、監査委員から例月出納検査及び平成30年度学校備品監査結果の報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りいたしているところではありますが、その中で、6月22日の森林災害協定締結式並びに6月30日の鹿児島大学医学生卒業医師等との意見交換会に関する事項、8月2日の北薩空港幹線道路整備促進期成会中央要望、8月

9日の大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定調印式について、補足して報告を申し上げます。

まず、6月22日の森林災害協定の締結についてであります。これは鹿児島県の北薩地域振興局、県の森林土木協会の川内支部及び本町との3者におきまして、地震、台風、集中豪雨等に伴い発生をいたします風倒木、あるいは山腹崩壊、土砂流出等の被害状況の情報収集活動に関しまして本協定を締結したところであります。

近年、異常気象によりまして、森林被害が各地で発生をし、被害を深刻化させております。さらには集中豪雨などが常態化している状況にあります。

このような中、県森林土木協会の機動力をお借りしながら、県や町が互いに連携をいたしまして情報収集をすることで、災害にいち早く対応し、被害状況の把握や早期復旧に取り組んでまいることいたしましたところでございます。

次に、6月30日に開催されました鹿児島大学医学生、卒業医師等との意見交換会についてであります。この意見交換会につきましては、鹿児島大学医学部医学科に県から就学資金の貸与を受けて入学しております、いわゆる地域枠の学生の皆さん方と出身地の自治体関係者や医師会役員等が交流をすることで、地域医療への関心を深めていただくことを目的に、昨年度から県内10カ所で開催をされているものであります。

今回は3カ所目の開催となりまして、学生と研修医の合計15名とさつま町及び薩摩川内市の職員、県医師会役員等が参加をいたしまして、地域の現状や地域医療のあり方等について活発な意見が出されたところであります。

本町出身者の学生からは、将来は医師が少ない地元に戻り、地域のために働きたいと、そういうお話もいただきまして、地域医療への力強い思いを感じたところでございます。

次に、8月2日に行われました北薩空港幹線道路整備促進期成会中央要望活動についてであります。

4市2町で期成会を組織いたしておりますので、例年11月の1回要望活動をいたしておりましたけれども、今回から年2回ということで、今回は、まずは国の来年度予算の概算要求の時期を捉えまして実施をいたしたところであります。

北薩横断道路の整備においては、鹿児島空港から北薩鹿児島空港道路間、及び広瀬道路から泊野道路間の関係、それから紫尾道路から南九州西回り自動車道阿久根北インター間の早期完成についてお願いをいたしたところであります。

道路関係の、とにかく予算の総額の所要額をしっかりと確保していただきたいということと、平成31年度予算規模の拡大についてお願いをいたしてありますし、特にこの路線につきましては、国が新たに定めました重要物流の道路に指定をしていただきたいというようなことを事務次官等をお願いをいたしたところであります。

この重要物流の道路については、本町におきましては、日特の関係のプラグの輸送の関係、あるいは阿久根市の日本一のブリのヨーロッパとかアメリカへの輸送の関係、あるいは阿久根の食肉の輸送という関係もありますので、こういった事例を含めまして強く要望をいたしたところであります。

以上の項目について、国交省の事務次官、技官、道路局の次長、財務省の主計局次長に直接面談をいたしまして要望をいたしてまいりました。さらに県の選出の国会議員の先生方に対しましても要望を行ったところであります。

次に、8月9日に行われました大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定の調印式についてであります。

本協定については、平成23年8月26日付で、さつま町測量設計会社と協定を既に締結をしておりましてけれども、協力業者に変更がございましたことから、再度協定の見直しを行ったところであります。

これまでの支援協力内容につきましては、樋門、樋管の巡視、冠水地区の緊急的な交通止め、崩土、路肩決壊箇所の連絡、応急措置の検討、河川被災水位の確認と報告、以上の5項目でございましたけれども、今回新たに被災現場でのドローン等での撮影を加えまして協定を締結したものであります。

以上で報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第6「議案第50号 さつま町通学費補助条例の一部改正について」、日程第7「議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」、日程第9「議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第10「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

日程第5「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について」から、日程第10「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案6件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第49号から議案第54号までを一括して、提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。

これは、地方税法等の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第50号 さつま町通学費補助条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町通学費補助制度の見直しを行うということに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。

これは、所得税法の一部改正に伴いまして、本条例の関係につきましても一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、道路維持費に要する経費及び農地農業用施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費、物産観光施設費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,149万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億3,956万6,000円とするものであります。

次に、「議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

これは、償還金及び一般会計繰出金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,044万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,776万5,000円とするものであります。

最後に、「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」であります。

これは、営業費用及び営業外費用並びに建設改良費の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的支出に101万3,000円を追加し、収益的支出の総額を4億2,405万7,000円に、収益的収入に300万円を追加し、収益的収入の総額を4億3,381万2,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入及び支出において、資本的支出に500万円を追加し、資本的支出の総額を1億9,739万9,000円に、資本的収入から1,300万円を減額し、資本的収入の総額を3,882万9,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,857万円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額897万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,122万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,836万3,000円に改めようとするものでございます。

それぞれ内容につきましては、所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（下田 良二君）

「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について」の内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○教育総務課長（角 茂樹君）

「議案第50号 さつま町通学費補助条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

「議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」について、内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、9月11日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第11「議案第55号 旧白男川小学校改修工事請負契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第11「議案第55号 旧白男川小学校改修工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第55号 旧白男川小学校改修工事請負契約の締結について」であります。

これは、旧白男川小学校の改修工事につきまして、去る8月22日、入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、商工観光PR課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

それでは、議案集は55ページをお願いいたします。「議案第55号 旧白男川小学校改修工事請負契約の締結について」、内容の説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

今の説明で、浄化槽は別という説明でしたけど、例えば従来小学校で使用しているときも浄化槽があるんですが、今回改修することによって、浄化槽をまた新規で後々設置する予定なのか、それとも今ある浄化槽を併用して使うのか、その辺を教えてください。

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

この白男川小学校の改修工事につきましては、地元業者へのやっぱり発注機会を設けるということで、浄化槽工事を分割発注という形で執行を9月3日の日にしております。関電気商会さんが落札をされております。落札額は1,404万円でございます。新たに新設するという形になります。

○岸良 光廣議員

その浄化槽は、何人槽でしてありますか。

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

72人槽で計画してございます。

○岸良 光廣議員

72人槽というのは、これはマックスですよ。ということは、通常はそれだけ要らないということです。毎日72人槽を使うということは、毎日100人近くの利用者があった場合に、実際平均として今の入居者、要するに宿泊する方々、あるいは使用する方々がマックス72人いるんですよ。毎日そんなにいないでしょう。何でそんな72人槽が要るんですか。浄化槽の、わかりますか、これ。常備何人使用した場合に何人槽が適槽というのがあるんですけど、ただ72人槽でありますっておかしいと思いますよ。これ本当にもう一回調べたほうがいいですよ。

なぜこういうことを言うかということ、実際浄化槽については、例えば毎日72人ずっと使うのであれば、それだけ要るでしょう。だけど、1年間平均して50人しか平均ない場合は72人槽要らないんですよ。42人槽でもいいんですよ。その辺を、ただ72人いるんだから72人槽一千何百万円と、本当にこれは幼稚な考えです。もうびっくりしますよね。だから、その辺をもう一回ちょっと考え直したほうがいいと私は考えるんですが、その辺をもう一回ちょっと業者のほうやら、いろんなところで調べ直して計画されたほうがいいというふうに指摘をしておきます。

○議長（平八重光輝議員）

答弁はありませんか。

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

最初のずっと計画をしていく中で、設計業者と協議をする中では、最初92人槽という形で上がってきておりました、それを計画していく中で、いろいろイベントとかカフェとか、その分で最終的に。体育館の部分もありますので、72人槽という形で92人槽から落とした経緯はございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○川口 憲男議員

全協でも入札結果のところをちょっと聞いたんですけど、今お聞きしまして1億1,400万円、もろもろありますけれども。この入札執行調書をいただいたときには、入札価格が1億580万円でして、再入札価格落札というのがあるんですが、ここの流れをちょっと私全くわかりませんので、入札価格1億580万円に対して、落札価格が1億1,426万4,000円になった、このいきさつ。それで、再入札価格落札というのがここに出てきているんですけども、ここの流れをちょっとお示ししたいと思うんですが。

○副町長（上野 俊市君）

ただいまの御質問でございますけれども、落札価格は税抜き価格でございますして1億580万円ということで落札をされておまして、これによります表記は1億1,426万4,000円については消費税を含む金額ということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○宮之脇尚美議員

今回の校舎の跡の改修ということですが、当然スポーツコンベンションが中心になると思うんですけども、その他必要なそういう施設等の利用も見込んでの改修かと思うんですけども、その外構関係は全く予定されていないのか、そこら辺について説明をお願いします。

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

外構、あと校舎の裏の支障木という部分については、執行残のほうで対応させていただきたいと考えているところです。

○宮之脇尚美議員

執行残で対応するという事なんですが、あつたひこですつということですよ、端的に言えば。そういう無計画なことでよろしいのでしょうか。あとプール等をどうするのか。そこら辺もまず検討される必要があるかと思えます。場合によっては駐車場等も必要ですから、グラウンド等も一部そういう舗装等も必要になってくるんじゃないかというふうに思うんですけども、あそこの場合は体育館の横に小さな駐車場がありますけれども、多分そういう一定の量の宿泊者がいますと、当然駐車スペースというのにも必要になってくるというふうに理解しているんですが、そこら辺の外構を含んだ形での計画というのをその執行残でできるのでしょうか。

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

この今の駐車場の部分、あと校庭にあるトイレがありますので、そのところの解体撤去を含めまして、今現在、工事請負費の執行残が2,829万6,000円ありますので、その中で対応させていただきたいと考えているところでございます。

○宮之脇尚美議員

さっきから言いますように、その中でということなんですが、そこら辺について、全くまだ現在のところは計画されていないということになるんですか。

私が申し上げているのは、そういう計画的に、この工事関係についてはやって、積算根拠をちゃんと示すということが必要じゃないかと思うんですよ。先般からいろいろ問題になっておりますけれども、校舎については、今回は落札して決定しておりますが、以前に申し上げたと思うんですけども、そういう積算根拠を持った説明というのをしないと、執行残でやりますというような簡単なやり方というのが、それでその行政執行というのが本来の姿なのか、町長、これはどのようなふうに考えられますか。

○町長（日高 政勝君）

議員がおっしゃるとおり、こういう整備については、全体的な計画を立てて進めるというのが順当なやり方だというのが、もうおっしゃるとおりでございますけれども、ただ非常に事業費がかなり上がってきたということでありますので、この辺のことは、一つは入札の状況もありますけれども、やっぱり段階的などころで整備をしていくという考え方が当初もありましたので、当初から非常にかかなりの投資になるとちょっと大変だなと。そしてまた、年的な整備でそういう必要なところは順次やっていくというようなこともございましたので、たまたま今回はこういう入札残がありますので、それの中では対応もできるところも出てくるかと思っております。

おっしゃるとおり、もう当初から必要とされるものは計画をして、予算もそれだけのものを対応をするということになりますけれども、なかなか事業費がかなりかかるというようなこともありましたので、これについては、この財政の状況を見きわめて、年次的に対応したほうがいいんじゃないかということで当初は当たってきておりましたので、その辺は御理解をいただきたいと思うところであります。

一方、補助金の関係もうまく国土交通省のこういう事業を入れるように相談をしてありますが、また私のほうからも、あとまた、何とか補正予算というか、そういうこともあるようでありますから、そういうのか、あるいはほかの団体の執行状況を見て、補助金の返納があった場合は、そういうものを何とか御配慮いただきたいということも要望してありますので、そういう状況を見ながら整備をしていきたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

ただいま町長から説明がありましたように、やはり予算というのは、執行残があれば執行残でやりますよということは、これは理解できるんですが、あくまでも建物に付随したものは、それは理解できます。これは校舎の改築の予算として計上されているわけですから、それを外構に回

しますよということ自体がおかしいと。これは予算を組み替えて、執行残については別途予算を組んでそういう請負工事を計上していくと、減額をしてですね。そういうのが手順になるかと思うんですよ。

ですから、私が申し上げているのは積算根拠を持って、そういう予算編成をして、ちゃんと補正予算で反映させていくということが必要じゃないかと思うんですが、そこら辺の手順というのが、担当課長はおわかりなのかどうか。ただいま町長から説明がありましたように、補助金も場合によっては増額のことも予定をされるというようなこともあるんですが、そこら辺も見きわめて、一緒になって執行することが適正な予算執行ではないかと、これが行政の本来の姿ではないかというふうに、これは指摘をして、回答は要りませんけれども、今後十分注意をして執行に当たっていただきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

御指摘にありますとおり、当初から本当は外構とか必要な部分もやるべきで、いわゆる予算の中に計上してやるべきでありましたけれども、なかなか先ほどから申し上げているとおり、非常に事業費規模が上がったということもあったものですから、この辺についてはちょっと後々財源の状況を見ながら、補正でも、あるいは年次的にやっていくという考え方であったんですが、今度入札残がたまたまこういう形で出ましたので、これについては、当初の契約としたら追加工事になりますので、外構とかそのほかはですね。これはもう、この入札残というのはおっしゃるとおり、補正で減額をして、新たな工事として、またこういう外構とか、あるいは撤去とか、そういうものについては予算を計上していく、そういう予算の正式な手続を踏まえた上で対応をする必要があるかと思っておりますので、その辺はまた今後御提案を申し上げていきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第55号 旧白男川小学校改修工事請負契約の締結について」は、可決されました。

ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね午前10時45分といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第12「議案第56号 平成30年度さつま町消防本部高規格救急自動車購入契約の締結について」、日程第13「議案第57号 平成30年度さつま町消防本部高度救命資機材購入契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第12「議案第56号 平成30年度さつま町消防本部高規格救急自動車購入契約の締結について」及び日程第13「議案第57号 平成30年度さつま町消防本部高度救命資機材購入契約の締結について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第56号 平成30年度さつま町消防本部高規格救急自動車購入契約の締結について」、「議案第57号 平成30年度さつま町消防本部高度救命資機材購入契約の締結について」であります。

これは、高規格救急自動車購入及び高度救命資機材購入につきまして、去る7月26日、それぞれ入札を執行いたしましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○消防長（中間 博巳君）

それでは、「議案第56号 平成30年度さつま町消防本部高規格救急自動車購入契約の締結について」、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（中間 博巳君）

続きまして、「議案第57号 平成30年度さつま町消防本部高度救命資機材購入契約の締結について」、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、ただいまの議案2件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案2件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第56号 平成30年度さつま町消防本部高規格救急自動車購入契約の締結について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第56号 平成30年度さつま町消防本部高規格救急自動車購入契約の締結について」は、可決されました。

次に、「議案第57号 平成30年度さつま町消防本部高度救命資機材購入契約の締結について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第57号 平成30年度さつま町消防本部高度救命資機材購入契約の締結について」は、可決されました。

△日程第14「報告第7号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第14「報告第7号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第7号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき提出がありましたの

で、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出をするものであります。
内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○ふるさと振興課長（市來 浩二君）

「報告第7号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告に対する質疑は、9月28日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。9月10日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時58分

平成30年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

平成30年9月10日

平成30年第3回定例会一般質問
平成30年9月10日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(2) 上久保 澄雄	<p>1 少子高齢化社会に向けた自治組織の維持と活性化策について 少子高齢化、人口減少が着実に進む中、地域コミュニティーの維持存続は、予想以上に厳しい状況を迎えることが必至と考える。町は5カ年間の実施計画により課題分析・振興策を示しているが、様々な問題が顕在化してきている中、今後における地域組織のあり方と活性化をどのように進めようと考えているか伺う。</p> <p>2 自然災害への対応策の推進について</p> <p>(1) 指定された避難場所において、生活の維持を図るため、施設 の環境整備を図る必要があると考えるが、町長の考えを伺う。</p> <p>(2) 自力での避難要請が困難な方々に対する緊急通報システムの 整備促進を図る必要があると考えるが、町長の考えを伺う。</p> <p>(3) 内排水の処理に対する機能充実を図る必要があると考える が、町長の考えを伺う。</p>
2	(15) 新改 秀作	<p>1 教育行政について</p> <p>(1) 小中学校の全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能 力、運動習慣等調査の結果について伺う。</p> <p>(2) 教職員の働き方改革の進捗状況について伺う。</p> <p>2 児童生徒の安全対策について</p> <p>(1) 学校内における危険箇所の把握と整備状況を伺う。</p> <p>(2) 児童生徒の登下校における危険箇所マップ等の作成及び点検 状況並びにその対応策について伺う。</p> <p>(3) 学校、PTA、警察等の関係機関との連携について伺う。</p>
3	(1) 上 園 一 行	<p>1 学校再編後の跡地の利活用について 中学校再編による山崎中学校、鶴田中学校及び薩摩中学校の跡地利 用計画と再編が決まっている小学校の跡地利用計画について伺う。</p> <p>2 小学校の第2次再編計画状況について 求名小学校、永野小学校及び中津川小学校の再編に向けた協議状 況について伺う。</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
4	(4) 柏木 幸平	<p>1 地域おこし協力隊について 地域おこし協力隊の幅広い活動内容によって、各自治体の地域活性化に差が出ていると感じる。今後、どういった分野を目的として、地域おこし協力隊員を募集しようと考えているか伺う。</p> <p>2 体育施設の空調設備について 今年の夏の暑さは、気象庁が災害と表明するくらいの猛暑である。宮之城総合体育館の避難所としての機能やスポーツ振興を図る観点から、空調設備の整備が必要であると考えますが、今後の対応をどのように考えているか伺う。</p>
5	(13) 川口 憲男	<p>1 ごみの分別について ごみの収集は、可燃ごみ、資源ごみ及び不燃・粗大ごみ等21品目に分別してごみの減量化に取り組んでおり、さらに生ごみリサイクルも虎居地区をモデルとして実施されている。焼却処分場及び最終処分場施設であるクリーンセンターの残余年数が迫っていることから、次の2点について町長の見解を伺う。</p> <p>(1) 生ごみリサイクルを全町内で実施した時にクリーンセンターの活用を何年見込めると考えているか。</p> <p>(2) 最近、町内に紙類の収集場や新聞紙等の回収を見かける。町の不燃物売払い収入への影響をどのように捉えているか。</p>
6	(6) 田野 光彦	<p>1 空き家・空き地対策について 高齢化に伴い、町内には放置された危険な空き家や空き地が増加してきている。施政方針にある「安全・安心なまち」を構築するために早急にその対策を講じる必要があると考えるが、特に次の4点について、町長の見解を伺う。</p> <p>(1) 空き家は町内にどのくらい存在しているのか。特に危険な空き家はどのくらいあるのか。</p> <p>(2) これらの家屋の固定資産税は納付されているのか。特に、大きな施設等の固定資産税の納付状況はどうなっているか。</p> <p>(3) これらの放置された危険な空き家は、本町の景観から見ても良くないが、今後、どのような対策を講じていこうと考えているか。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>(4) 住宅と住宅の間の空き地では、夏場は雑草が茂り有害虫の発生で住民に迷惑がかかり、冬場は枯れ草となって火災の危険もある。また、景観上も良くないと思われるが、今後、どのような対策を講じていこうと考えているか。</p>

平成30年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成30年9月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	下 田 良 二 君	町民環境課長	丸 田 忠 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	商工観光PR課長	羽 有 郁 夫 君
ふるさと振興課長	市 來 浩 二 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
教育総務課長	角 茂 樹 君	学校教育課長	塩 入 孝 博 君
社会教育課長	三 腰 善 行 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、平成30年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って発言を許可します。

まず、2番、上久保澄雄議員の発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○上久保澄雄議員

おはようございます。

まず、質問に入ります前に、九州北部、西日本を中心とした豪雨災害、さらには北海道における大規模地震によりまして被害を受けられました多くの方々に対しましてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うところでございます。

それでは、別紙通告書に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、1番目の少子高齢化社会に向けた自治組織の維持と活性化策についてであります。

国が、地方創生、一億総活躍社会の実現構想を掲げてから久しいわけでございますけれども、本年1月時点における人口動態調査によりますと、全国で前年比約37万4,000人減少、過去最大の減少率となっており、本県では47都道府県で14番目に高い減少率となっておりますが、相変わらず東京を中心に三大都市圏への一極集中は是正されていないわけでございます。

国におきましては、2040年ごろには65歳以上の人口がピークになり、歴史上経験したことのない時代に直面することになるとして、これらの諸課題に対する具体的な解決策を検討するよう、先般、地方制度調査会に諮問がなされたところでございます。

本町においては、第2次総合振興計画の基本計画の中で、少子高齢化・過疎化の進行、集落機能・活力低下、地域コミュニティの問題等の克服への取り組む姿勢が力強く明記されており、町長は本年度の施政方針におきましても、町民が夢と希望の持てる元気なまちの実現に取り組むとされております。

また、自治会、町内会は、地域内の生活の場に生ずるさまざまな協働の問題に対処する組織、いわゆる自分たちの地域は自分たちで考え処理しなさいという立場であるという一方、あわせて公共行政の補完、協力を行う自治的な住民組織でもあるとしております。

この位置づけのもとに、各公民館、公民会におきましては、町からの活動助成を受けながら、集落維持のための費用として、その大半は会員からの負担で賄っているのが現状でございます。組織への加入率の問題、役員世代交代、各種行事への固定した参加者、これは特定の方々という意味でございますが、施設の維持管理に対する負担などなど、人口減少と高齢化は地域活動の阻害要因として自治活動に大きく影響を与えてきつつあります。

そこで、町としては、これらの現状と具体的な課題をどのように捉え、少子高齢化社会における地域組織の維持と活性化についてどのように進めていこうと考えておられるのか、お伺いをい

たします。

次は、2番目の自然災害への対応策でございます。

まず、例年のない猛暑日続きで、まさに異常気象と申しますか、集中豪雨や台風、火山活動、地震など、全国各地で災害が多発してきておりますが、このような中において、我がまちの自然災害への対応策について質問してまいりたいと思います。

まず、1番目の、避難所のあり方であります。

災害の危険が迫った場合、一時的に避難する施設として町内に37カ所の指定緊急避難場所が指定をされております。近年の厳しい気象状況下においては、空調等が完備しているところはよいですが、そうでない施設の場合、また、洋式トイレもそうでありますけれども、体力の弱い高齢者や子供さんなど、長期化する避難生活には、精神的にも、また身体的にも大きな影響が出てくる可能性があります。

また、プライバシーにも配慮した対応も検討の必要もあるかと考えますが、お伺いをいたします。

次は、2番目の自力避難要請の困難者への対応についてであります。

現在、各公民館、公民会の組織を通じて、自主防災組織や隣人等が独居老人や要介護支援者についての安否の確認、避難の助成等を行うこととなっております。まさに共助の精神でありまして、それぞれが役割を分担しての活動であり、今後ますます大事になってくる取り組みであると考えます。

そこで、お伺いしますが、体の不自由な方や独居老人等で、自力で避難、救助要請の困難な方々に対する緊急通報システムにつきましては、既に本町でも導入がなされておりますが、それこそ1分1秒を争うような緊急事態時においては、本システムは災害以外の面においても極めて有効なツールであると考えます。

しかしながら、普及率については、低い状況にあるようでありますので、これは制度の周知と支援体制の一層の充実を図る必要があるのではと考えますが、伺います。なお、あわせて制度の導入状況と利用内容等実績についてもお伺いをいたします。

最後に、内排水対策についてであります。

この件については、以前にも質問をいたしました。今回の西日本豪雨災害についても、内水の排水が十分に機能しなかったために浸水が長期化した原因ともなっております。

本町におきましても築堤箇所が存在しており、内水による被害発生の可能性が高いわけであり。また、過去においても、その例があるわけであり。したがって、排水ポンプの配置やポンプ車の増、さらには固定した排水施設の整備など、本町のみでの対応が困難であるとしたら、隣接市との広域での取り組みも1つの方法であると思っておりますが、考え方を伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。上久保澄雄議員から、自治組織の維持と活性化方策、自然災害の対応策への推進、2項目についての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

御質問のとおり、町の公民会、公民館におきましては、人口の減少、あるいは担い手不足となります人材の高齢化が進みまして、公民会長などの役員選出の困難とか、あるいは戸数が減ることによって住民負担の増加になる、そしてまた地域行事であります伝統行事等の維持継続という

ことが、年々厳しい状況にあると考えております。いわゆる地域の活力が、年々衰退の方向にあるというのが現状にあるかと思っております。

各区の公民館におきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画となります地域づくり活性化計画を策定していただいております。これにつきましては、さつま町にとっては、こういうことは、ほかの市町村には余り見られない例でございますけれども、こういう計画に基づいて、自分のまちは現状がどういう立場に、どういう環境に置かれているのか、そしてまた、そういうことをしっかり把握した上で、未来に向かってどういう村づくりを描いていくかというのが、やっぱり地域全体で考えていくということが最も基本なことでありますので、こういう視点に立ちまして計画づくりを進めているところでございます。

本年度は、先ほど申し上げました5カ年計画の3年目ということになっておりますので、計画の検証ということで進行管理もしっかり行っていただくようお願いもいたしているところであります。あわせて、計画を実践していただくために、町のほうでは地域元気再生事業の補助金も拡充しながら支援を行っておるところであります。

また、高齢化と戸数減に伴いまして、公民館、公民会の運営負担ということが非常に叫ばれておりますので、公民館につきましては、そういうことに対処するために平成27年度から、この公民館活動の運営補助金の増額を行ってきておりますし、そういった財政支援も行っております。本年度からは、いわゆる区の公民館長、行政の立場からいいますと地区の行政推進員という役割も兼ねてもらっているわけではありますが、そういうことで報酬の増額も行ったところでございます。

新たな取り組みとしましては、自治活動をサポートするために、本年度から地域づくり支援員を配置いたしまして支援をいたすことにいたしております。具体的には、これまで設置をしておりました公民館主事とか、あるいは社会教育指導員を再編いたしまして、新たに地域づくり支援員ということで拠点の公民館等に配置をいたしまして、複数の区の公民館を所管する形で支援を行うことといたしたところであります。業務内容的には、公民館主事とか社会教育の指導員が担ってきておりました業務に加えまして、新たに地域力の向上に係る情報の提供とか収集、あるいは相談活動、あるいはこういった活動を支援するというようにいたしているところであります。

現在、支援員につきましては6名でございますが、これまでの高齢者学級などの社会教育法に基づいた公民館の運営ということにいたしておるところでございますが、そのほか、区の公民館とか行政との連絡調整、あるいは事務事業の支援、区公民館の推進体制及び連携体制づくりの支援などについても、この業務を行うことにいたしております。もちろん、いろんな研修をする場合の企画、実施についても行うようにいたしているところであります。

さらに、リーダーの育成とか課題解決に向けました地域活性化の取り組みなどについては、本年度より企画財政課に地域振興係という専門の係を設けましたので、役場内の横断的な取り組みを行うなどして関係課と協議をしながら、連携を深めながら、さらなる支援体制の充実の検討を進めてまいることにはいたしております。

一方で、本町では、先ほどから出ておりますとおり、戸数がだんだん減っていくということで、役員のなり手もないとかいろんな課題もありますので、公民会の再構築を喫緊の課題としまして、積極的に公民会の合併についても推進をいたしているところであります。今後におきましても、地域活力を維持発展させるための一つとしまして、公民会合併が必要であると考えておきまして、これについては自主的、主体的な合併の話し合いというのが必要でありますので、そういったことを促進してまいりたいと考えております。

次の、大きな2番目の自然災害への対応策の推進についてでございます。

指定されました避難所につきましては、生活の維持を図るための施設の環境整備の関係でございますが、近年、毎年全国で大規模な災害が発生をしまして、人命はもとより、生活空間に大きな被害をもたらしております。特に梅雨期の大雨とか台風などの水災害というのは、どうしても6月を中心に、出水期と言われる夏場に集中をして発生をいたしております。近年の地球温暖化の影響などもありまして、35度を超えるような過酷な猛暑の条件下で、指定避難所で過ごされると、そういうことについては、避難住民の皆様方の心労とか健康被害等について、意を払わなければならない課題と受けとめているところであります。

災害時の避難所につきましては、あくまで非常時の緊急的な避難ということで、臨時的な措置という捉え方でございます。そこで日常的に生活することは想定されていないところでありますので、避難が長期化する場合には、状況によってであります、仮設住宅とか、あるいは町営住宅、そういった生活可能な空間の準備をする必要がございます。これまでも、そういった状況も入れた対策がとられてきておるところでございます。

ただ、一日、二日ということもありますけれども、場合によっては、ちょっと避難も長引くということもありますし、先ほどありましたように、最近の気象状況というのが猛暑、酷暑になっておりますので、そういったことを考えますと、時代の要請として、そういう避難所のあり方というのを再検討することも必要かなと思っております。

数時間のこととはいいまして、ございましたとおり、暑さの対策とか、あるいはトイレの洋式化の問題とか、あるいはプライバシーが確保できるような設備をすとか、いろいろあるかと思っておりますので、これまで段階的にトイレの改修、いわゆる洋式化も進めてきております。それとまた、組み立て式のトイレの備蓄もいたしておりますし、プライベート空間確保のための段ボール製のパーティションの設置ができるものも備蓄をいたしておりますが、こういうところも今後必要かと思っております。

指定避難所の中でも、集会施設などについては快適と言えないところもございます。特に体育館、これのところは非常に厳しい環境下にあるかと思っております。災害の規模、あるいは対象地域の状況によりますが、こうした施設については、まだまだ空調施設等も整備されていないところがございます。したがって、地域の集会施設を臨時的に使用させていただく、こういった臨機応変の対応も必要になってくるかと思っております。

また、一般の避難所で過ごすことが困難な方々については、一時避難としては、今、町が37施設の避難所を設けておりますが、そこに避難をしていただいて、もし、どうしてもそこで過ごすことが困難な方については、2次的に町で指定をしました福祉避難所というのがございますので、そちらのほうに移動をしていただくということになるかと思っております。これまで宮之城の保健センターとか鶴田の保健センター、薩摩の農村環境改善センターの3カ所を福祉避難所として設置をしてございましたけれども、これらの、今後需要が増加するんじゃないかと、そういうことに鑑みまして、今年度、新たに社会福祉施設を運営いたします5法人と、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書を、ことしの4月1日に締結をいたしたところがございます。高齢者の方、障害者などの要配慮者に対しての、専門職とか専門的な施設等の整備されたところで受け入れ態勢を充実してきたということでございます。

いずれにいたしましても、万が一被災をした場合は避難所に避難をし、助け合う、命をその後もしっかり守っていくということが必要でありますので、避難者の皆様の健康被害を最小限に抑えるための環境対策というのは、それぞれのケースに応じまして、今後も引き続き臨機応変に対応をしまいたいと思っております。

それから、自力で避難要請が困難な方々に対する緊急避難システムを整備する必要はないかと

いうことであります。

現在、緊急時に避難を要する場合におきましては、支援が必要な方につきまして、災害時要援護者制度を設けております。事前に登録をしていただくことで、地域の方や行政のほうで、あらかじめ援護者を把握しまして、いち早く支援を行える制度でございます。現在、町内では467名の方が登録をしていただいております。

これらの中で、避難準備段階でありましたり、あるいは急病などを含みまして緊急的な連絡、通報も必要な場合がございますので、その連絡手段の確保も大事なことであります。携帯電話におきましてはシニア向けの機種も発売をされておまして、ボタンのワンクリックによりまして、家族を初めとする登録者に連絡できるものもございますけれども、高齢者の方では機器を持たない方も多くいらっしゃるところであります。

町におきましては、緊急時の通報体制を確保するため、機器のボタンを押すことで専門の事業者に通報される、おっしゃったこの緊急通報体制の整備事業、これと、近隣の方に通報される公民会福祉無線通報体制整備事業を設けているところでございます。現在の利用者につきましては、緊急通報体制整備事業が7名、前年度の利用内容では、急病による緊急通報が1件、相談・連絡が6件、事業者からの定期的な安否確認が161件など、その他を含め217件となっております。

また、福祉無線の通報体制整備事業におきましては、63名の方が利用をされております。

今後におきましても、高齢化の進行に伴いまして、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の割合が年々高くなりますことから、御質問にありますように、緊急時の通報体制がさらに確保されるように、高齢者の皆さんとか、あるいは、押すと対応していただきます地域の福祉関係者の皆さん方に広報、啓発をしてみたいと思っております。

実は、一昨日の土曜日、救急の日で、救急週間でありますけれども、土曜日の日は町のほうでも、救急医療、救急週間ということで、薩摩郡の医師会病院と一緒に救急医療講座を開設をいたしたところでございますが、約200名近くの方がおいでいただきました。特に今回の場合は防災について避難の関係とか、そういうことも中心にお話をさせていただいたところでございます。関係機関のほうからも注意の喚起をして、自分の命は守るということやら、共助の体制の大事さということについてもお願いをいたしたところでございます。

最後に、内排水の処理に対する機能充実についてでございます。

川内川の本流については、御案内のとおり河川激特工事が無事に完成をし、そしてまたダムの新築工事についても本年度で終了ということでございますので、外水からの被害というのは、平成18年以上の雨が降らない限りは大丈夫だろうというふうに思っております。

ただ、全て安全ということでは決してないわけでありまして、今の雨の降り方というのは、時間100ミリを超えるというような、想定を超えるような大きな雨でございますので、そういうことがありますと、また氾濫があるということは想定をしていかなければならない。さらにまた、ソフト的な避難体制というのは常に考えておく必要があるかと思っております。

そのようなことから、あとはおっしゃるとおり、内排水の処理の関係でございます。

現在、町のほうにおきましては、内水対策を図るために、毎分8トンの排水処理能力のある内水対策用の水中ポンプを12台、自前で購入をして所有をいたしております。出水期の初めの6月上旬に、内水被害に遭遇する頻度が高いと思われる箇所については、事前に水中ポンプを配置いたしているところであります。

また、内水被害が想定をされる、特に低地であります虎居の樋門でございますが、そこに町のほうから強い要望をいたしまして、何とか排水ポンプ車を設置していただきたいということでお

願いをしまして、1台、実現をしたところでございます。これについては、毎分60トンの排水処理能力があるポンプ車でございますが、これについては、そのような事態になる前に、川内川の河川事務所の出張所を通じまして配置をしていただいているところでございます。

なお、この排水ポンプ車の増車については、国交省とかそういうところには毎年要望はいたしておりますけれども、もう今は川内川流域全体の、そういう中で、上流、下流、ポンプ車もありますけれども、それをお互いに使うなら、川内川流域一帯ですので、なかなか厳しいところがあります。国交省とされましても、ほかの九州管内で大きな被害がない場合は、そちらのほうから融通し合うというような考え方も持っていらっしゃると思いますが、とにかく、私どもとしましては、常にそういう内水排水対策については、国交省のほうには毎年お願いをいたしているところでございます。

以上で答弁を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○上久保澄雄議員

ただいま、少子高齢化社会に向けた自治組織の維持と活性化策についてということで答弁をいただきました。いろんな手立てをされていることは理解をいたしております。報酬の改定、あるいはまた地域の活動助成金、補助金の増額とか、そういった形での支援というのは十分いただいているかというふうに思っております。

ただ、この少子化、あるいは高齢化社会に向けた町の施策という面で、いろんな施策を企画されておるんですけれども、この諸計画に基づいて、地域のコミュニティーの維持存続を現状のままに図っていくと、これはもうとても私はできないんじゃないかなろうかと。現段階では、今の状態で何とかできておりますけれども、先ほど申し上げましたように人口動態調査とかそういった数字、町のほうとしては60年ですか、1万5,000人をキープするんだと。私は、ちょっと厳しいんじゃないかなろうかと、非常に割り込むんじゃないかなろうかという気がいたしています。そうなりますと、現在の半分ぐらいになるわけです、人口の。それで地域の今のシステムが、果たして正常に機能するかどうかということに危惧しているわけでございます。

財政的な支援と、これは、先ほど申し上げましたようにありがたいことでございますが、ただ、地域によっては、例えば戸数が5戸とか10戸に満たないと、非常に少数の公民会とか。これも町長のほうで先ほど申されましたが、公民会合併はさらに進めていくんだという話でございすけれども、なかなか、これは相手あつての話で、ほんなら隣と合併しましょうと簡単にはいかない問題もいろいろあるようであります。そういう中で、5戸であっても単独で維持していくんだといったところもございす。

そういった状況の中において、特に福祉の分野なんですけど、この分野については、各行政の所管に関する分野まで、もう地域にどんどんおりてきているんです。具体的に申しますと、例えば地域支え合い推進員とか、在宅福祉アドバイザー、健康づくり推進員、これも一本化されたんじゃないかなろうかというふうに思いますが。こういうふうにして、やはり最後に頼りとするのは近隣、近所、お隣さん、ここが一番頼りになるわけですがけれども、なかなか手が回らないと。非常に高齢者の方、対象者の方は多くなってきている、最近ですね。そういった意味では、この役を受けられた方々は、非常に大変な思いをされているんじゃないかなろうかというふうに思うところでございます。

したがって、町の中心部を除く周辺部の各公民会、公民館の大方は、もう想像以上に少子化、高齢化が進んでおります。公民会の組織自体の維持も危ぶまれるといったような状況も、そろそろ生じてくるんじゃないかなろうかというふうに危惧しているところでございます。自治組織で

すから、これは、あくまでも自分たちで自分たちのことはやると、できることはやるんだと、これはもう基本ですので当然のことですが、要は行政からおりてくる部分が、もう地域としては、これ以上おろすところはないわけですね。地域で誰かお願いしようかなと、これはもうできないわけですし、地域で全部受けんにやいかんということになるわけですので、その辺については十分行政のほうと、町とされても考えながら取り組んでいただきたいと思います。

中心部の非常に人口の多いところ、こういったところは人材も豊富でしょうけれども、末端の、非常に戸数も少ない、人口も少ないというところに、役だけはいっぱいいくと。これでは、もう受けようもないと、1人で3つ、4つも役を受けんにやいかんというような体制も生じてまいりますので、かなりの負担となってくるというところが、非常に大きな課題であるというふうに思っております。

町としては、町民に対して、常に夢あるいは希望を与え、その実現に努力をされていくということは、これはもう改めて申し上げるまでもないんですが、一方においては人口の推移など、将来の動静をある程度想定しながら、地域の活性化につながるような組織のあり方についても、研究検討をされていく時期に来ているんじゃないかなろうかというふうに思います。

国においては、どのような答申が今後出されるのかは判りませんが、町全体として、行政と地域の役割といいますか、立場について、新たな時代に対応した自治組織の構築という考え方もあるのではないかと考えます。こういった面についても検討をする必要があるというふうに思います。まだ早からよということじゃなくて、この問題についても、ひとつ検討をしていかれる必要があると思いますが、町長、再度お聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

今、議員のほうからございましたとおり、将来を展望したときに人口減というのは、日本の社会、さつま町に限らずですけども、もう日本全体がどんどん減っていく。今1億2,700万人とかそういう人口が、やがては8,800万人ですか、そういうところまで減って、一番懸念をされるのが、例えば自治組織としてはもちろんでありますけども、治安をする、そういう、例えば警察官になる若者がいない、自衛隊に入る若者がいなくなる、本当に厳しい世の中が、これから到来するだろうと。

今、「未来の年表」という本が出ておりますけども、その第2弾が出ておりますが、それを見たら、これは日本の社会は本当どうなるのかなと、非常に危惧を抱かざるを得ないわけでありまして。もちろんおっしゃるとおり、さつま町も今度の地方創生の総合戦略の中で、これからの人口の流れを見たとき、今2万1,000人ですが、約半分、1万1,000人になるだろうと、そういう推測は出ております。これを何とか、人口減に歯どめをかけるということは至難のことですから、その人口減をいかに緩やかなものにして、減を先延ばして、そういう手だてをやったりしなければならぬということ、早くからこういういろんな手だてを講じてはおりますけども、本当に子供がこれだけ産まれない社会に、誰が想像したんでしょうかね、こういう時代が来るということ。子供がたくさん産まれるのは、もう当然の成り行きとしてあった時代が、全くその想定が崩れてしまったということですので、もう支える人がいなくなると。日本の今までの若者中心の社会の構造システムというのが大きく変わってくる、いろんな社会のところまで支える人がいなくなるわけですから、いろんなシステムが見直しをせざるを得ない、そういう時代に入ってくるということ認識しなければならぬと思っております。

やはり、行政といっても、限られた財源でありますし、限られた職員でありますので、行政が全て、町民の全てにわたる生活のあらゆる分野まで面倒を見るというのは、これは限界があります。財政的にも職員の数からしてもですね。そういう社会においては、やはり身近な共同生活を

している、社会生活をしている隣近所、そういう人たちがお互いに、高齢化はどんどん進んでいって、本当に高齢者の皆さん方が支えていかんやいかんという時代なんですけれども、元気な方はやはりそういう社会性をもって、お互いにみんなで助け合っていく共助の社会、それがこれからはどうしても必要になってくると思っております。お互いに支え合っていく、助け合っていく、この隣保共助の精神というのは、これからは非常に大事なかなと思っております。

したがって、とにかく戸数自体もどんどん減っていきます。若者がもうなくなるわけですので、時々UターンとかIターンとか、時にはあるかも判りませんが、それはごくわずかなことであります。それで、やはり共存共栄をするためには、戸数が減っていけば、やがて、私は今の公民館さえも合併をしなければならないだろう、そういう時代が来るかと思っております。組織の問題を言えばですね。社会のいろんな活動というのが、そういう広域的な考え方で支え合っていないと成り立っていかんということになるのじゃないかなというふうに思っております。

したがって、今からでも本当に意識のあるところは、そういう公民会ではなくて公民館の合併についても、これからは考えていく時代だと思っております。そうしないと、なかなか自治組織の活動というのが難しくなっていくのかなと思っております。我々も、本当おっしゃるとおり、行政事務というのは、自治組織である公民会の会長さんには行政連絡員、館長の皆さん方には行政推進員という立場で、自治活動を地元ではしながら、一方では役場のいろんな業務のお手伝いもしていただくということで、役場の業務もおかげさまで順調にいかせてもらって感謝をいたしておるところであります。

これも、おっしゃるとおり、役員のなり手もないということになると、今後のあり方というのはどうするのか。例えば、どなたか専門の方に委託をしてやっていくのかということもありますが、やはり地域の実情のことを判っていないと、なかなか運営も伝達もうまくいかないという一つの隘路もあるんですけども、新たなシステムというのは、これから研究をしなければならないと思っております。今、こうしますという段階にはありませんけども、とにかくそういう方向は大事なかなと思っておりますので、いろんな関係機関とも、いろんな取り組みをしているところもまた調査をしながら、さつま町に適した方向についても研究をしてみたいと思っております。

○上久保澄雄議員

私がお聞きしたかったのは、ただいま町長が最後に申された、その件でございます。

人と同じようなことをやったって、いざ困った困ったと、そうじゃなくて、今回提案もなされておるようではありますが、これはまた今から審議をする段階でございます。新聞には一部掲載されましたけれども、包括業務の委託といったような、他に先駆けて、やはり常に検討していくと、取り組んでいくと、この精神がやっぱり一番大事だろうと。今の公民会の話をしましたけれども、なかなか地域の組織ですので、行政としてもあんまり立ち入るわけにもいかんような部分もあるだろうとは思いますが、公民館を中心として公民会、今後のあり方を、やはりこれは検討されて、将来は人口が少なくなった場合、こういう方向性はどうかかなということも検討していかれることは一番重要であるというふうに思います。

これについては、町長の答弁で、私の質問は終わりたいというふうに思います。

次に、災害の関係であります。

まず、避難所の関係でありますけれども、避難施設によっては、地区が管理をする施設、それから町が管理をする施設といったようなことで、大から小まで、規模の、あるわけではありますが、これを早急に整備するというわけにもいかないと思います。

しかしながら、最近における災害の発生状況からいたしましても、いついかなる事態が発生す

るか、もう今は予測がつきません。それだけは大丈夫だと、これは待てと言えないことでありますので、はら、しもたということのないように、先に先に手を打っていくと、これが一番大事だろうと、決して私は無駄にはならないと。多くの人命を失う、あるいは財産を失うと、むしろそちらのほうが大変な損害になりますので、そこに銭がなとか、財政がないと、厳しいと、財政どころじゃないと思います。貴重な人命を守るというためには、幾らつぎ込んでも私はいいいんじやなかろうかと、理解をいただけるんじゃないかというふうに思っておりますので。

大型の体育館等の関係については、同僚議員が後ほどまた質問をされるということですので、私はこの質問については、ここでとどめておきたいと、あとにお任せをしたいというふうに思います。できるところは、逐次整備をされるように要請をして、この件については質問を終わります。

また、2点目の緊急通報システムについては、了承をいたしました。これについては、可能な限り周知し、利用者の普及を図られるように期待をいたします。

なお、最後に内水処理についてであります。鶴田ダムの再開発事業の完了をもって、18年災のこの激特事業も終わったわけですが、ひとまず川内川沿線の安全は確保されたというふうに考えますけれども、内排水対策については、依然としてそのままの状況であります。対策は何もとられていないわけであります。堤防の一部が決壊という事態に至らずとも、川内川の水位が上昇すれば、必然的に内水は排水できなくなるわけです。川内川の水位は高いわけですからね。持っていくようはないわけですので、これは重要な問題だというふうに思います。

先ほど、町長のほうの答弁にありましたポンプ車の配置とか、あるいは排水ポンプの購入とか、今現在あるようでございますけれども、いざ、どっかいけんかあったとって問題が生じたと、それから持って走っては、私は遅いと、間に合わんという事態もあると思います。

したがって、やはりポンプ等については、幾らあっても足りないというふうに思います。また、規模も能力的に毎分8トンですか、毎分8トンというのは、たまった水は、流入量よりも排水のほうはとてきかないと思います。60トンのこのポンプ車は別としましても。

それから、何とかこの辺は、今も続けていらっしゃると思うんですけれども、広域的には取り組めないでしょうが、国のほうに、今がちょうどいい機会じゃないかというふうに思います。これほど災害が発生し、また河川氾濫という事態も相当発生をいたしている時期でございますので、今が、この重要河川の災害対策といった面では、一番いいチャンスではないかと、機会ではないかと思っておりますので、強く関係機関に要請をさせていただきますように、これはお願いになりますので、要請をいたしまして、私のほうの質問は終わらせていただきます。

○町長（日高 政勝君）

避難所の問題につきましては、今は、避難所の設置基準というのが、ちょっと認知度が上がってきているのが、スフィア基準というのが、これは世界的な基準ですけれども、国際赤十字などが求めたものでありますけど、そういったものになればいいんですけど、なかなか日本の場合、そこまで徹底をしていないというようなことが言われております。例えば、トイレは何十人に1人とか、いろんな基準が、給水とか衛生とか食料、栄養、シェルター、居住地などの分野別に最適基準というのが示されておるわけですけども、それは一つの目安というんですか、世界的な目安ということになっておりますので、日本はなかなかそういう環境にまだ追いついていないというような状況がございます。できるだけ一旦避難をして、命が助かったということですので、避難をして、さらにまた健康状態が悪くということにならないように、助かった命で、その後もしっかり守っていけるような環境整備というのは非常に大事かと思っておりますので、年次的に、一挙にはいきませんが、そういった整備については、今後、意を用いてまいりたい

と思うところであります。

それから、排水ポンプ車につきましても、最近、国のほうもなかなか予算的に厳しいということで、ポンプ車の配置というのは、もうどこの市町村も実現をしていない。ほかのハードというんですか、河川整備計画に基づいて、これだけ災害がありますと、すぐ災害復旧とかハード整備、そちらのほうは金が物すごくかかるというようなことになっておりまして、このポンプ車の予防的な対策というのが、なかなか今は、難しい状況がございます。

今は、いろんな関係機関と連携をしながら、すぐ対応ができる体制もありますけども、できるだけそういう身近なところで内水への被害が出ないような対応というのは必要でありますので、引き続き要望は続けてまいりたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

大変失礼しました。

以上で、上久保澄雄議員の質問を終わります。

次は、15番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

1点目、教育行政について。

1、小中学校の全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について伺います。

2点目、平成28年度に実施されました文部科学省、教員実態調査によると、小学校教員の33.5%、中学校教員の57.7%が週60時間以上の勤務、つまり、月80時間以上の過労死ラインを超える時間外労働をしています。厚生労働省が示す時間外労働、時間外勤務時間が月80時間以上の過労死ラインを超えているということでもあります。

昨年、同僚議員が、時間外労働80時間以上を超える教職員について、町内の小学校4.7%、中学校4.5%という報告があったところでございます。2020年度からは小学校で英語が教科になり、授業時間もさらに増えることとなります。子供たちに質の高い授業をするためにも、必要な仕事を絞り込むことが何より重要であります。ゆとりを持って教育活動を進める現場環境が必要であるという認識から、本町の小学校教員の働き方を含めた学校現場の現状、進捗状況について伺います。

2点目、児童生徒の安全対策について。

1、学校内における危険箇所の把握と整備状況を伺います。

2点目、児童生徒の登下校における危険箇所マップ等の作成及び点検状況並びにその対応策を伺います。

3点目、学校、PTA、警察等の関係機関との連携について伺います。

以上です。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

新改秀作議員から、教育行政及び児童生徒の安全対策について御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されます全国学力・学習状況調査についてですが、平成30年度の調査は、4月17日に全国一斉に実施をされました。内容は、基礎的な知

識を問う A 問題と知識を活用した応用力が問われる B 問題で構成をされておりまして、これまでの国語 A、国語 B、算数 A、数学 A、算数 B、数学 B に加えまして、ことしは基礎と応用を総合的に問う理科の 3 教科で実施をされました。その結果でございますが、小学校では全てにおいて県の平均を上回っております。また、全国と比較をすると、わずかに全国平均を下回るものもありますが、全体的に全国より、ややよい結果であるというふうに捉えております。

このように小学校は全体的に少しずつ伸びてきておりまして、今後は課題である B 問題で問われる知識を活用した思考力、判断力、表現力などの育成に向けて、各小学校の授業改善をさらに指導してまいりたいというふうに考えております。

次に、中学校であります。中学校はいずれにおいても全国平均を下回っており、教育委員会としましても重要な課題であるというふうに捉えております。中学校教職員の危機感を喚起し、積極的に授業改善が図られるよう、各中学校を指導してまいりたいというふうに考えております。

ただ、これらは町の平均から見た状況でありまして、小学校、中学校ともに顕著な成果を上げている学校もありますので、教育委員会といたしましては、そうした学校の取り組みを町内全体に行き渡らせるよう、情報提供、指導助言に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、小学校 5 年生と中学校 2 年生を対象に実施されます全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてであります。本年度の結果がまだ公表されておられませんので、29 年度の結果について概略を申し上げます。

全種目、これは 9 種目あるわけですが、トータルで見ますと、小学校女子は全国平均を上回っておりますが、小学校男子、中学校男子、中学校女子は全国平均をやや下回っております。また、種目別で見ますと、本町の児童生徒は全国と比べてよいものは持久力、投力、投げる力、にすぐれております。一方、反復横跳びでは、全ての学年、男女ともに全国平均を下回る結果となっております。本町の児童生徒は敏捷性に課題があるというふうに捉えているところであります。

運動習慣につきましては、本町の児童生徒は学校でも家庭でも体を自主的によく動かし、運動に対する意識が高いという結果が出ています。スポーツ少年団や部活動への加入率も高く、目標を持って運動に取り組んでいます。その一方で、スポーツ少年団や運動部活動で常に運動をしている児童生徒とそうでない児童生徒との差が年々大きくなる傾向にあり、二極化していることが大きな課題であるというふうに言えます。

今後は、体育の授業の中での運動の質的、量的な向上を目指す取り組みについて工夫改善を図るのはもちろんであります。休み時間等での自主的に体を動かす工夫、家庭での運動量の確保などについても、各学校へ指導を努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、教職員の働き方改革についてであります。町内の小中学校 13 校全校で毎日、出校時刻と退校時刻、出退勤の時刻、これを記録しております。校長は全職員の勤務時間とともに健康状況も確認をしながら教育活動を展開しているところであります。

教育委員会といたしましては、この記録をもとに学期に 1 回、実態を把握するようにはしております。ことし 6 月の 1 カ月間を調査しましたところ、時間外の勤務時間は一月で 1 人平均 3 時間 50 分というふうになり、昨年度と比較をすると 3 時間程度減少をしております。学校ごとの平均を見ますと、1 日当たり 1 時間程度の時間外勤務をしている学校が 4 校、1 時間 30 分程度が 5 校、2 時間程度が 4 校という実態になっております。課題としては教頭の時間外勤務が多いことが上げられます。

現在、各学校においては、年 3 回、労働安全衛生委員会を開きまして働き方や職場環境の改善に努めているところです。そして、現在実施している定時退校日の取り組みにつきましては、小

学校では曜日を決めて週1回実施、中学校では部活動との関係から確実に実施できる日を学校ごとに決めて、月1回から4回程度実施しています。中学校の部活動につきましては、現在、ノ一部活デーとしまして、平日1回、土日1回の週2回は休養日とするという取り組みを進めているところです。

また、本年度からは、夏期休業中、夏休み中にリフレッシュウイークを設定いたしまして、8月11日から17日までの1週間は原則として行事や部活動等を行わず、教職員が年次有給休暇等の休みをとりやすい環境づくりを行っているところです。さらに、報告文書の精選等を行い、事務の負担軽減を図るように努めているところです。

今後におきましても、各学校において教職員の業務改善の意識化を図り、勤務時間の管理の徹底と業務の簡素化、効率化を進めながら、良質な教育環境の維持に努めてまいり所存であります。続きまして、児童生徒の安全対策について。

まず、各学校における危険箇所の把握についてであります。本町では毎月1日を安全点検の日と定めておりまして、各学校では、町の教育委員会が示した点検項目をもとに、校内を数カ所に分け、個人またはグループで点検項目に従って点検をしているところです。町教育委員会では、これらの各学校の安全点検の結果を、原則として毎月10日までに報告をさせ、各学校の施設等の現状を早期に把握し、学校職員で対応できる箇所につきましては即時に対応させ、学校職員では対応できない箇所につきましては、町の教育委員会を通じて業者に対応させていただいております。修理が済むまでは立入禁止等の措置をとり、安全確保に努めているところでございます。

また、ことし6月に大阪で発生しました地震において、登校中の女子児童が倒壊したブロック塀に挟まれ死亡するという大変痛ましい事故がございました。これを受けまして、本町の全小中学校におきましてもブロック塀等の緊急点検を行い、国の基準等に従い必要な対策を講じてまいります。

次に、通学路の危険箇所マップの作成状況等についてであります。町教育委員会では、平成26年3月にさつま町通学路交通安全プログラムを策定いたしまして、警察、道路管理者、保護者等の関係機関の協力を得て、通学時における児童生徒の交通事故等を防止するため、通学路の安全対策等を講じてきておりまして、平成28年2月には対策や危険箇所等を追加、整理してきているところであります。

現在、町内の全ての小中学校において、各学校区内の危険箇所マップが作成されておりまして、保護者や地域の方から情報を得たり、学校職員が実際に現地を確認したりして、毎年、危険箇所マップの見直しをするように指導しております。

今年度は、先ほども述べましたブロック塀についても、通学路沿いにあるのかないか、各学校に再度、点検を依頼しているところでありまして、それに加えて、本年5月に発生した、下校中に児童が殺害されるという新潟市での痛ましい事件を受けまして、子供を対象とした犯罪等が発生する可能性はないか、防犯の観点から通学路を再点検し、9月28日までに危険箇所を報告するように指導をしているところであります。

これらブロック塀等の倒壊の危険性や防犯の観点も含めて、各学校から報告されてきました危険箇所等につきましては、関係機関の協力のもとに必要な安全対策を講じる予定であります。

3点目に、関係機関との連携についてであります。町の教育委員会といたしましては、各学校に対し交通安全や地域の危険箇所、不審者等への対応等について、児童生徒や地域の実態に応じて具体的に繰り返し指導するよう通知文を发出したり、管理職研修会等で指導したりしております。

また、町では2名のスクールガードリーダーを委嘱しておりまして、登下校の時間帯に各小学

校区を巡回して見守り活動をしていただいているところであります。

各学校におきましては、学校で定める安全計画のもとに、危険予知トレーニングなどを通じた日常的な安全指導を行ったり、危険箇所マップを活用して地域での過ごし方を指導しているほか、さつま警察署や交通安全指導員による交通安全教室や不審者対応訓練を実施したり、集団下校訓練を実施したりしております。

また、PTAや地域の方々の協力を得て、主に登校時間帯に通学路で見守り活動をしていただいております。

先般、国においても、登下校防犯プランがまとめられ、「登下校時における児童生徒の安全確保について」という依頼文が発出されました。これらも踏まえながら、今後も引き続き、町、学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携しながら、それぞれの立場で登下校の安全確保や安全指導の徹底を図り、児童生徒の事故防止に向けた取り組みに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時43分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○新改 秀作議員

ただいま、教育長から答弁をいただいたわけでございます。小学校では全てにおいて、県平均を上回っているということでございました。中学校においては全国平均を下回っておるということで、これもまた、先生たちの指導も要するところでございます。

小中学校においては優秀な学校もあるということであるようでございます。そうした中で、学力向上の取り組みといたしまして、1つに、家庭での生活習慣の改善というの、一つの課題でもあるわけでございますけれども、私がちょっともらった資料によりますと、この家庭での子供たちが家庭での生活リズムの集計結果というのを拝見いたしました。

そうして見たときに、私たちも早寝早起き、朝御飯とかいろいろ言われた中で、子供たちの就寝時刻が非常に遅い、11時以降に寝る子が40%ぐらい、隣の小学校ではいるようでございます。私もいろいろ聞いたり調べたりしたわけでございますけれども、勉強する子ももちろんいる中で、多分、ゲーム、スマホ、あるいはタブレット、インターネット、先日も新聞にもネットの依存の問題化、いろいろ鹿児島のある先生が書いていらっしゃいました。それも、相当多いと思うわけでございますけれども、学校として子供たちに、子供たちの指導あるいは、家庭に対する指導、この辺をどのように行われているものか、その辺の状況をお示し願いたいと思うところでございます。

○教育長（原園 修二君）

子供たちの就寝時間が遅いというお話が出ました。スマホとかゲームとの関係ということが新聞等でも取り沙汰されているところですが、現在、スマホやゲーム、パソコン等の所持率という

ものは、県の平均よりかは若干下回っております。所持率そのものは。それが、子供たちの生活にどう影響しているかということなのですが、調査したことがあるんですが、平日の利用時間で一番多い時間は、小学校では30分未満が30%、30分以上1時間未満が21%、中学校では30分以上1時間未満と1時間以上2時間未満が、同じ24%というふうになっております。ゲーム、スマホの利用というものは、やはり、少しずつやっば浸透してきておまして、それが、やはり子供たちの就寝時間との関係というものは、見逃せないというようなふうにて捉えております。

今まで、スマホとかゲーム、それについては、例えば、ネットでラインの書き込みでいじめをすとか、有害情報とか、出会い系サイトとか、そういったふうな警察の関連での問題として取り上げられることはありましたが、昨年、本町出身の中津川出身の益田明典先生の家庭教育講演会、これを3回、宮之城地区、鶴田地区、薩摩地区で行ったわけです。その中でお話しになったのは、益田先生が言っているのは、スマホやゲームが子供たちの睡眠の質を、睡眠を妨げているというような話をされました。ゲームをすることによって、脳の発育にやはり影響があるのではないかなということの話をなされたんです。これまでは、ゲームやスマホが警察とかそういった問題の観点から取り上げられることがあったのに加えて、今度は、医療の分野から、そういった健康とかそういった問題からも取り上げられて、非常に注目を集めて、また、私どもにとりましては、たくさん保護者が参加されましたが、大変衝撃的でショックを受ける内容でもありました。

現在、校外生活指導連絡協議会というところで、9時以降はゲームやインターネット、それを使用しないようにということで、各中学校のPTA等にも連絡をしまして、保護者等の理解、啓発をお願いしているところです。寝る時間が遅くなると、どうしても朝は、朝食を食べないとか、そういったのにつながったりして、活力を奪われますので、議員がおっしゃったとおり、早寝早起き、朝御飯、そういったもの、基本的な生活というものがしっかり守られるように、特に小学校、中学校の時代は、心身ともに発育していく時代でありますので、特に大事なことだなというふうに考えているところです。これについては、また、きちんと学校を指導してまいりたいというふうに思います。

○新改 秀作議員

私もいろいろ近隣の子供たちとか、土曜日、日曜日、子供たちを見ていると、ラインとかSNS、多分だと思えますけども、昼間ですけども盛んにやっている姿を拝見するわけでございます。小学生はいいけど、中学生、高校生がまだやっていると思うんですけど、これが、ちょっと聞いたら返事がこないとか、いろいろやっている姿を見ていると、非常にそういうことで、最終的にはいじめにつながる、もちろん学力の向上にも影響するんですけども、そういうことがあると、いろいろ事件もあるようですので、その辺の指導のほうも徹底してもらいたいと思うところでございます。

これには、家庭あるいは学校、PTA、そういった連携がもちろん必要でございますので、子供たちを守る対策というのも、よく考えていただきたいと思うところでございます。

次に、子供たちの学力向上には、非常に5日の南日本新聞の広場のところに、学力向上には新聞が一番の教材であるんだということを書いてあったわけでございます。私も、今回のテストの問題を、算数と国語を拝見いたしました。なかなか、3回ぐらい読まん判らんぐらい、私、頭悪からちょっとあれですけども、3回ぐらい判らん、読解力ですよね、非常に似たような問題で、3回ぐらい読まん理解できないような、非常にそういうのを感じたわけでございます。町内で、この新聞の活用ということで、小学校、中学校、どれぐらい活用されているものか、その辺をお伺いいたします。

○教育長（原園 修二君）

新聞等の活用についてということですが、全体的な、全学校の実態把握はしておりますが、柏原小学校でそういう実践があるというのは承知しております。

NIEという、新聞を教育に生かすという運動団体が展開をしている運動でありまして、多くの学校でそれが取り組まれておりますが、柏原小は学校を挙げて組織的に取り組んでいるということでもあります。

読解力ということであると、本町は、読書指導に関しましては、非常に歴史をもっておりまして、親子20分間読書指導の発祥の地でもありまして、読書は、非常によくやられているんですが、今回の全国学力学習状況調査の結果を見ますと、必ずしも読書そのものが国語の実力に結びついているかという、必ずしも、そのままストレートに結びついているというふうには、ちょっと読めないところがありまして、読書の内容、質と、質が学力にどう結びついていくか、あるいは読書をどういう文章を読ませてというようなところですね。そういったところは、非常に大事なんだろうなと思っております。そういう観点では、新聞等は文章がしっかりきちんと構成がとれておりますので、そういう論理的な文章とかそういったものをやっぱり読ませるという指導は、非常に有効であるというふうに考えておりますので、議員御指摘のとおり、そういったNIE、新聞を教育に取り組んでいくような、実践はそれぞれやられておりますので、少し、体系立って教育委員会のほうもバックアップできるような体制をとっていければというふうに考えております。

○新改 秀作議員

読解力あるいは、思考力、表現力というようなふうに力説されていらっしゃるのもあるようでございますので、新聞も、今、なかなか若い人もネットで見たりして、親が見ない人がいたり、そういうのもあったりするわけでございますけれども、なるべく新聞の活用というのも要請したいと思うところでございます。

スポーツの関係でございますけれども、相当、今、スポーツ少年団の関係で、いろいろ運動能力は差があるということで、入っている人と入っていない人の差があるということ、今、答弁であったわけでございますけれども、これも、いろんな体育の授業だけでなく、スポーツ少年団もいろんなスポーツ行事に、いろんな積極的に参加して、競技力向上あるいは体力向上に努力されている立派な指導者もいらっしゃいまして、非常に私たちも感謝するわけでございますけれども、また、この子供たちが中学校の部活に、基礎をつくっていただいて中学校の部活で頑張るというような、また、非常にいい循環であるのではないかとと思うところでございます。これも、運動の機会をたくさん設けることにより、それらの課題の改善に向けて取り組んでいただけますように、一つの要請しておきますので、これで済む問題は終わりたいと思うわけでございます。

2点目の、教員の働き方改革についてでございます。先ほど、進捗状況をいろいろ御説明もございました。3時間程度減少している、時間外勤務時間が3時間程度減少している、あるいは、新しくリフレッシュ休暇をつくったんだということも、あるようでございます。また、これが、ちょっと前のあれと変わっているのかなあと思うわけでございますけれども、今の、前回の同僚議員の質問にもあったわけでございますけれども、この授業の間の、朝、先生が学校に来て、タイムカードでなくして、自己申告で、方式で書いて提出して、60時間以上で注意を受けて、非常に普通の会社と違って見えないわけです。見えないというか、これで何も悪いことをしているわけでもないんですけれども、私たちには非常に見えないというようなことであるわけでございますけれども、鹿児島県は聞いてみますと、ほとんど、この方式でいっているようなことも聞いておるわけでございます。私たちから見ると形式的な勤務時間の把握ではなく、きちんと実績を把握して、

そういうことが課題とならないように、それぐらいしか今のところは見えないわけですが、それで一応、取り組みとしては、非常に納得もいかないところもあるわけでございます。

教職員は、改革は、まず、その都度、またいろいろ、指針も出てくると思いますので、その時でいいんですけども、教頭先生に対しては、この前も大きく新聞に取り上げられましたとおり、4時間半ぐらいの残業で、残業じゃなくして時間外があると。前回も、去年もありましたとおり、この時間をほとんど、校舎の管理に使われていると、というようなことでございましたけども、前回の答弁でガイドラインの発表が、それを受けて県の指針があるのではという答弁をちょっと見たわけでございますけども、その後、これはどのような現状であるのか、前と変わらないのであるのか、その辺をお伺いいたします。

○教育長（原園 修二君）

まず、勤務時間の記録の件であります。これ、自己申告でありまして、タイムカードで、こう押す方式ではありませんし、こういったタグでピッとこうやって時間を計るというものでもなくて、それぞれがパソコンを立ち上げて、それに記入をするという方式ですので、おっしゃった御指摘ありましたとおり、正確性という点では若干、課題が残ってくるんだらうなというふうに感じておりますが、学校のほうに確認をしましたところ、概ね勤務実態と大差はないというふうに捉えています。正確ではありませんが、少しずつでもそういった記録の仕方ということが改善されていけばいいなというふうに考えているところであります。

教頭先生の、時間外勤務の縮減ということが非常に大きな課題なんです。現在、定時退庁日を週1回に設けておりまして、例えば、皆さんこの日は絶対6時までには帰りましょうとか、5時半までには皆さん帰ってくださいという、これが定時退庁日なんです。本来、勤務時間終了に帰るとするのがもう定時退庁日ですが、勤務時間を定めてその日に帰ってもらう、ただ、ほかの先生は帰っても教頭先生はちょっと残ってなんかやっているというようなことなどもありますし、なかなか教頭先生まで徹底するということが、なかなか難しい状況も若干残っていると思います。ただ、これらに関しましては、教頭先生も含めて早く退庁できるようなふうには指導しているところです。

長い理由としましては、鍵を管理するのが大概、教頭先生が持っておりまして、朝も一番であけて、帰りも閉めて帰ると。朝早く、6時半ごろに来る先生がいると、どうしても教頭先生は、その前に行ってあけますし、あと、残って仕事をしている人が全部帰ったのを見届けてから帰ると。特に中学校などでは、部活動等をして、そのあとで、またなんかこう業務をちょっとやって帰るということがあって、どうしても遅くなりがちになります。この定時退庁日ということをしっかり位置づけて、そしてあと、鍵の施錠等、曜日によっては校長先生にお願いしてもいいというふうにして、分担してやってもらうように、そういったふうに、実際、やっているところもありますので、そういう点では、縮減につながっているのかなというふうに思います。

またあと、いろんな調査等、教育委員会からも時間外に電話してこうやることがありますので、委員会のほうからもできるだけ時間外に電話してということは避けるようなふうには依頼をしているところです。

県のほうでは、働き方改革の委員会がありまして、その都度、話し合いの状況というものを報告いただいております。それに基づきまして、それぞれの地域、学校において取り組んでいけない部分というものが有りますので、県全体でやっていくもの、基本的なもの、それから地域、学校に合わせたものと、よく分析をしまして、少しでも無駄な時間といいますか、無駄にこうすることがないようなふうには、効率的な業務が展開できるようなふうにとりあえず、指導してまいりたいというふうに考えております。

○新改 秀作議員

いろいろあるようでございますけども、この仕事の分担ができれば一番いいのかなあと思っているところでございます。子供たちも時によっては、親の仕事の都合で子供をどっか玄関まで送って、まだ門があいていないのにといいことも聞いたわけでございますので、親も親やけど、やっぱりそういうのもあるそうですので、少しでも負担軽減になればと思っているところでございます。

続きまして、先ほど、先日、今の教育委員会の関係の、包括業務委託のことについて、お伺いするわけでございます。

小学校の事務作業、先生たちに聞いても早くからだったわけですが、事務作業の軽減というのは、一番の課題ではあったかと思うわけでございます。これを民間委託となりますと、どの辺の民間委託か判りませんが、非常に守秘義務が発生したりするわけですが、その辺もどの程度、委託するのか、今のところで判っているところで結構でございますので、委託の程度、全てちゅうわけにはいかんですが、業務のどの部分をやろうかなと思っているのか、判っていたらお示し願いたいと思うわけでございます。

○町長（日高 政勝君）

今回の包括委託ということで、県内で初めての取り組みでございますけれども、内容は、目的はいろいろもう説明してありますので、今、お尋ねのこの教育委員会の業務の中で、包括委託というものを考えられる業務としましては、給食、学校給食の関係、それから、用務員とかそういうことも一部出てくるのかなとは思っております。そのほかは、特段あれですけども、今のところは、そういう、今、臨時職員の方をかなりお願いしておりますので、そういうところのカバーができたというふうに考えておりますけど、ただ、これはすぐというわけにはいかん、いろいろ話し合いをしながら、いうことでありますので、そういう業務としての考えられる事項はそのようなものかというふうに考えております。

○新改 秀作議員

今、町長は給食業務、これは、私たちに、この渡された資料を見ると、小中学校を行う教育支援及び学校事務と書いてあったから、私は、それをお聞きしたんですけども、これではないということで理解していいんですか。事務作業、学校で行う、先生たちが行う事務作業を委託するということではないわけですか。教育長は、その辺をおっしゃった。

○教育長（原園 修二君）

今の学校の中で行われている事務というのは、さっき議員がおっしゃったように、個人データとか、そういったものなどの管理に関しましては非常に微妙なところで、そこら辺については、今のところは全く考えていないところではあります。

○総務課長（崎野 裕二君）

ただいま、包括業務委託の関係の質問がありますので、包括的な、全体的な概要でありますけれども、こないだ全協でも説明申し上げましたけれども、6つの業務を予定しておりますということで、お示ししましたけれども、具体的な個々の事務につきましては、どういった事務を、今、なされているのかを点検をしなければならぬと思っています。その点検が済んだ後で、その点検をしたここからここまでの業務は、委託ができるできない、そういったものは分離しながら進めていきたいと思っております。

それから、町長から給食センターの話もありましたけども、給食センターにつきましても民間委託ができる業務の一つであるということで捉えておりまして、その枠組の中には、一応、先行する形の中では入れているところでございます。

○新改 秀作議員

長くなりますけども、私は、やっぱり先生たちの事務事業が一番大変だということを聞いていますので、なるべくなら守秘義務は、ない感じの、委託というのは、私はいいと思います。相当、先生たちは、やっぱりそれに、時間も費やしてということ聞いておりますので、やっぱり、その守秘義務がないと、あると思いますので、その辺は分けて、民間の全然、そういうところを、今のところであるかなと思ったんですけど、それを事務関係のそういうところに、全学校あるんじゃないかと思って、やっぱりそういうふうにして、負担軽減をしても私は個人的にはいいのじゃないかと思うところでございます。

この辺、時間の関係で次に行きます。

先ほど、中学校の部活のこの、外部人材派遣、まあ言えば、部活動の人材を活用するというところで、この前の新聞にも6割の学校が配置を希望するというような状況でございましたけども、本町の中学校の、この指導者の外部人材の状況はどのようなものであるのか伺います。

○教育長（原園 修二君）

部活動の外部指導員に関しましては、外部の方に協力をいただいているのはありますが、今、町として謝金をお支払いするとか、そういったものについては、今のところありません。

新聞等に出ておりましたものにつきましては、外部指導員ということで、制度化されて、そして何らかの報酬なり、そういったものがつくということでの、この制度の改革のようであります。それについて、来たら1時間幾らというような謝金みたいなものが発生するというのが、今の新聞等でなされた外部指導員の制度でありまして、それについて希望がありますかという調査があったということでもあります。

○新改 秀作議員

いろいろ顧問が、指導者がいらっしゃるわけでございますけども、自ら、自分から進んで積極的に指導される方もいらっしゃるという中でございます。そういう中で、いろいろ先生方も経験がない関係で、いろいろ競技などを指導されて負担があるという方もいらっしゃると思うわけでございますので、その辺の対策も、指導者もいいし、積極的な指導者はいいんですけども、余り指導者が厳し過ぎて生徒もついていけないという話も聞いたところでもございますので、まず、その辺も、もしそういうのがあったら、その辺のほうの指導のほうもよろしく願いするところでございます。

次に、時間がありませんのでもう行きます。

校内の安全対策のほうに行かせていただきます。

いろいろ、答弁もございました。これも毎月初めを安心・安全の日、そういうのでやっているということでございます。児童生徒の目線に立って施設の整備の点検を、なるべく早く、要請するところでございます。

続きまして、次に行きます。

健康の安全面ということで、普通教室のエアコンの設置、先ほど、内閣府でも菅官房長官が、談話で来年の夏までには全部つけるんだ、なんとかっていうような談話を発表されたみたいであったわけでございますけども、その辺については、健康の安全対策という面で、課長のほうからでも、どうなっているのかお伺いいたします。

○教育総務課長（角 茂樹君）

空調整備の関係につきましては、中学校につきましては、来年4月から1つの中学校になるということで、今現在、宮之城中学校のほうに既存の校舎、また今、増築工事もやっております教室等に空調は、今、整備をしたところでございます。

小学校につきましては、本年度、当初予算の中でもお認めいただきました、来年77教室に対して、空調を整備するという設計業務の予算を組んでいただきましたので、今現在、その設計に入っているところでございまして、その設計がまとめ次第、来年度の当初予算において、その経費についてはお願いをしていくという段取りで、今現在、事務を進めているところでございます。

○新改 秀作議員

暑さが半端じゃないところでございますので、その辺も、逐次、進めていただいたらと思うところでございます。

次に、この校外のことに對してでございますけれども、このブロック塀の問題、一応、全協の同僚議員の質問で31カ所と、あるようでございます。全然、進んでいるところと、今、教育長の答弁も9月28日までに、そういうところがあったら、すぐ届けてくれというような状況でもあるようでございますので、今から逐次これも改善されると思います。それも文科省の概算要求のほうでも、何かブロック塀のことは入ったようでございますので、多分これも逐次、危険なところから進められると思うわけでございます。個々には、いろいろ財産権の問題があったり、いろいろ難しい問題もあると思いますので、その辺もまた地主さんとよく相談の上、進めていただきたいと思うわけでございます。

続きまして、この防犯カメラの取り組みについて、さつま町には、今のところ、2台と設置してあるわけでございますけれども、この設置基準の策定と設置計画について、どのようにお考えなのか、総務課長で結構ですのでお伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

ただいま、29年度予算から防犯カメラの設置を進めているところでございますけれども、1基当たり、1カ所、相対する方向が確認できますように2基体制で、1組1カ所を設置しているところでございますけれども、去年、2カ所、屋地の上町の交差点と虎居の轟町の交差点に設置をしたところでございます。計画的に設置はしていく予定ではありますけれども、具体的な設置に対する基準というのはありませんで、警察署と協議をしまして、何基ぐらい、どこに、というようなことで、優先順位をつけながら、協議を進めていながら設置をする予定にしております。とりあえずは、主だった交差点等に設置をする予定で進めているところでございます。

○新改 秀作議員

これも、いろいろと専門家、警察署と相談をして、いろいろこれも設置もプライバシーの問題やらいろいろあると聞いておりますので、児童生徒の安全・安心だけでなくして、住民全体の安全策としたら、やっぱり私は必要じゃないかと思うところでございますので、そういう取り組みも、設置の対策が後手後手にならないように、その辺も逐次、設置のほうを要請いたします。

続きまして、家庭や地域の力を学校に生かす取り組みとして、登下校の見守りということで、スクールガードの取り組みがあるわけでございますけれども、先ほどの答弁で、2名の方が巡回していらっしゃるということでございますけれども、他町村も見ますと、相当たくさんの方が登下校に、いろいろ腕章をつけて立っていらっしゃるのを拝見するんですけど、この辺を学校応援団、社会教育課のほうで学校応援団、私が調べたところ140名、団体を含めて140名の方がいらっしゃるわけですが、そういう方に、個人では少ないですけど、団体を含めてですけど、たくさんいらっしゃると思いますので、この辺の取り組みというのをどのようにお考えなのか、ちょっと教育長にお伺いいたします。

○教育長（原園 修二君）

スクールガードの方が、今、2人いらっしゃるわけですが、登校の指導に関しましては、それ

ぞれの各小学校でPTAの方等が自主的に、計画的にといいますか、PTAの申し合わせで、登校の指導をしていただいて安全を確保ということで、協力をしていただいているところでありませう。今、おっしゃったような学校応援団ということで加盟を登録されている方々もいらっしゃいますので、その中でもいろんな特技を生かした形での応援というようなことなどが中心になっているかと思いますが、安全面で登下校の見守りとか、そういったことで、協力いただける部分はあるんじゃないかなと思いますので、これらに関しましては、おっしゃったとおり、少しでも拡充して、自分たちで自分たちの子供を、地域の子供を守っていくような方法で、行政も、PTAとか地域と一体となりながら、進めていければいいなというふうに考えておりますので、ぜひ、そのようなふうに進めていきたいと思ひます。

○新改 秀作議員

学校と地域と家庭というのは、もちろん連携というのはあるわけがございますので、声をかけてすれば、住んでされる方もたくさんいらっしゃると思ひますので、その辺も、また、要請しておきます。

それから、これは要望なんですけれども、中学校の、この前、自転車通学、購入に当たっての3万円の補助、そういうのもあったわけなんですけれども、今の3キロ以上となりますと、たくさんの子供もまだ出てくると思ひます。通学路に対しても設定をして、するのもあると思ひますので、その辺の歩道可能なところやら、通学路の設定というところがありますので、生徒の周知あるいは、家族への周知徹底を、これも要請しておきます。

それから、いろいろ警察の方から言われたんですけども、やっぱりいろんな危険箇所、あるいはゾーン30の、近所にゾーン30のあれがあるんですけども、いろいろそれも時間外に車が入ってきたりした例もたくさんあったということで、やっぱりこの通学路、警察と一緒に通学路の安全対策会議とか一年に一遍くらいやって連携をとって、お互いに話をして、設定するとかそういうのも、取り組みを、聞くところによると警察からそういうのも必要ですよというようにこの要望もあつたみたいなきことを聞いておりますので、その取り組みも要請しておきます。

最後になりますけれども、私が、今、働き方改革をちょっと質問したわけでございますけれども、町長にしても、教育長にしても、80、90時間以上の過労死のラインぐらひの、まあ言えば、いろいろ行事とかすればなるわけですよ、非常に大変だと私も思ひます。そうした中で、子供たちの安心・安全はもちろん、学力の向上、そしてまた、信頼される学校づくりに教職員一体となって取り組みを要請しまして、一応終わります。ありがとうございました。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。

次は、1番、上園一行議員の発言を許します。

〔上園 一行議員登壇〕

○上園 一行議員

まず初めに、西日本豪雨水害、また北海道地震で被災された皆様方へお悔やみ、お見舞い申し上げます。

学校再編後の跡地の利活用と小学校の第2次再編計画についてお伺いをいたします。

さて、来年4月からの中学校再編に伴ひ、諸事に繁忙のことと察しますが、町内の中学校が一つにまとまり、学校規模が大きくなることから、多様なタイプの生徒が集まり、学習面や運動面などこれまで以上の活性化が図られていくものと考えられます。

先生方には、さつま町の将来を担っていく生徒の教育に一層の御尽力をお願いする次第でございます。

小学校は既に、紫尾、柵野、平川、白男川、泊野の5つの小学校が再編され、児童たちはそれぞれの新しい小学校に溶け込んで、楽しい学校生活を送っているものと考えております。学校跡地については、既に活用されているところや、近々、活用のための工事が始まる場所もあります。それぞれの跡地活用に向けて動き出しているところでもあります。

ところで、小学校再編においては、鶴田中学校跡地に平成34年から鶴田小学校と流水小学校の再編後の小学校として決まっておりますが、鶴田小学校、流水小学校の跡地活用は、どのように検討されているものかお伺いいたします。

また、山崎中学校は、再編後、普通財産へ所管がえされるとのことではありますが、普通財産としていかなる活用を検討されているものかお伺いいたします。

なお、薩摩中学校においては、求名、永野、中津川の3小学校の再編に伴い、小学校として活用される計画がありますが、この3小学校の具体的な再編年度が示されておられません。教育委員会としては、いつを目途に再編されるものか具体的なスケジュールをお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

〔上園 一行議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

上園一行議員から、2項目にわたりましての御質問でございますが、私のほうからは、最初の学校再編後の跡地の利活用について、お答えをさせていただきます。

学校再編によります中学校及び再編が決まっております小学校の跡地につきましては、鶴田中学校の跡地に平成34年4月開校を目途といたします鶴田小学校及び流水小学校の再編に伴う新設校を設置することにいたしております。来年度以降、準備を進める予定でございますが、そのほかにつきましては、まだ具体的な利用計画は決まっておりません。

跡地の利用計画については、これまでと同様に、基本的には、地元で跡地等の活用の検討組織を設置していただきまして、その方向性を取りまとめていただくよう、区の公民館をお願いをいたしているところでございます。今後、そういうふうになるかと思っております。

また、町といたしましても、全課長をメンバーとして設置をしております町立小中学校跡地等利用検討委員会を初め、その下部組織の幹事会におきまして、地元からの意見、要望等の情報把握に努めるとともに、情報の共有を図りながら、お互いに話し合いをしながら、この利用計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

このように、学校再編後の跡地の利活用につきましては、地域主体による利活用の要望、意向を優先することを基本といたしております。地域と行政が一体となって地域の活性化につながるような利活用策を検討してまいりたいと考えております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

第2次の学校再編計画案に関する、求名、永野、中津川の3小学校の協議内容につきましては、計画案の説明会を平成28年9月に求名小学校区及び永野小学校区で開催し、昨年、平成29年の8月に中津川校区で開催いたしました。

その後、各小学校PTAにも御尽力をいただき、未就学児保護者の皆様を対象とする説明会を3小学校区ごとに開催をさせていただいたところでございます。3小学校PTAにおかれましては、話し合いや意見交換、先進地研修、これは輝北方面というふうにお伺いしておりますが、先進地研修を実施され、学校再編について熱心に協議をされてこられたと承知しております。これ

までの説明会やPTAの協議状況を踏まえたと、総じて、皆様の御理解、御決断までには、もう少し時間が必要というふうな認識を持っているところでございます。

今後につきましては、まずは来年度の中学校再編も控えておりますので、円滑な準備作業とともに、機会を捉えながら、保護者を初めとする皆様へ御理解いただけるよう、継続して話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○上園 一行議員

先ほど私が質問いたしました流水小学校と鶴田小学校においては、まだ全然決まっていないということで理解してよろしいんですね。はい。

私が、なぜこの質問をしたかといいますと、さつま町に働くところはあります。働くところはたくさんあります。あっても人がいない。ですから、外国からの就労者に頼らなくては、町内の企業は人手不足でございます。正確な数字ではないですがということで、役場のほうから資料をいただきました。200名強の外国の方々が、今、さつま町に就労されております。企業の方々は、この就労者の住宅探しに苦慮されています。

また、さつま町に居住していらっしゃいます200名強の方々は、交付税措置もあるのではないのでしょうか。私が申し上げなくてもいいのですが、税金も入ってきます。商業施設の利用が多くなることから、経済効果も上がることが考えられます。

国のほうも、総務省でございますが、技能実習生の滞在を、現在は3年です。これを5年に引き上げ、大規模農業に従事する実習生を積極的に呼び込む。また、地方でも深刻化する人手不足対策として、外国人の新たな在留資格創設を、ことしの、30年度です。太方針に盛り込んでおりますことから、小学校跡地を外国人就労者のための寮、あるいは住宅のようなものに活用すれば、多くの実習生の方がさつま町に来ていただけると思います。これは、ぜひ実現していただけないのでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

上園議員のほうから、利活用についての御提案をいただいたところでございます。

この学校跡地については、今までも5校が廃止になりまして、それなりの利用があるところ、これから利用する計画のところ、まだ具体的によく決まっていないところ、いろいろあるわけがありますけれども。この学校再編を進める上において、流水と鶴田小については、もう地元の御理解をいただいて、そういう方向が決まっておりますけれども、例えば中津川、あるいは求名とか永野、これからの再編も、話し合いも仮定ですけど、話し合いをする前段の中において、跡地は、最初からこうしますよという提案をしたら、地元の感情としては非常におもしろくないんですかね、非常に人間の心理、デリケート、ナーバスな関係でありますので、慎重にやっぱり対応しなきゃいけない。やっぱりそこについては、先ほどから申し上げておりますとおり、地元の皆さんとお話をしながら、地元の活性化につながるようなものに、お互いに、行政と一体となって進めていきたいという基本的な考えがございます。

そしてまた、今ありましたとおり、今、非常に日本の社会が人手不足、町内においても、町内の企業さんがハローワークに募集をかけておりますけど、なかなか人が集まらんと。これはさつま町に限ったことではなくて、もうどこもそういうことですね。有効求人倍率が物すごい形で上がってきているということですから、企業さんとしても、仕事はあるのに人が集まらんとということですから、今は外国人労働者を雇用せざるを得ないという実態がございます。

町内におきましても、先ほどありましたとおり、9カ国から実数で今は227名、実際働いていらしゃるんですね。それで、この数は恐らく、まだ生産性向上をするということになりますと、

ますます人手を必要とする。そうなりますと、地元ではなかなか人が集まらなくなりますと、外国人の皆さん方に頼らざるを得ないと。恐らくこの数は、300、500名までいくだろうと言われておりますので、そうなりますと、なら働く場所はあるけれども、なら住むところはどこにするかというのが課題になります。

空き家も、町内には1,000戸ぐらいありますけれども、それを超える戸数もありますが、ただそれが点々とうしてありましたから、そこから、その人たちが地域になじんで会社まで通勤をされるかという、非常に難題的な問題があります。地域との融和、共生をどうしていくかという課題もありますので、できたら、おっしゃるとおり学校跡地を、利便性の高い、そういうところについては、そこに一緒に住んでもらったほうが、企業さんとしてはもう送迎が一番やりやすいと私も思って、この学校跡地について、そういう利用ができないかということも考えておりました。

ただ、そこについては地域の皆さん方の、先ほどからありますように地域の皆さん方の御理解をいただかないと、なかなかそこはうまくいくかという問題もありますので、そこ辺も十分調整をしながら、そしてまた一つは、今はこの技能実習生、3年から5年という、日本の労働者が不足するから3年ばかりじゃいかんだろうと、そして5年まで引き延ばしをしようと、そこまでは滞在ができますよということに緩和をされてきておりますけれども、こういうことになって、そしてまた3年したら、あるいは5年したら、また故郷にお帰りになるというようなことですが、もう最近では、外国によっては、こちらのまちに、いわゆる働く場所に、もう定住をしたいと、もう家族で来て定住をしたいとそういう形になります。

そうしますと、さつま町の人口はおっしゃるとおり増えますし、そしてまた人口が増えますと交付税が増える。そして皆さん方の税金、所得によって税金も入る。そしてまた、いろんな地消活動によって、まちの経済の活性化も行われると、そういうメリットがあるわけですので、今のところはその辺についても、今後は学校跡地についてはそういうことも、いわゆる集合住宅みたいな形の利用も十分考えられると思っております。

ただ、先ほどから申し上げますとおり、そこは地元の皆さん方の十分な理解をいただくということも、一つは課題になってくるだろうというふうに考えております。

○上圀 一行議員

町長、私の考えと全く同じでございまして、そういう施策をとっていただきたい、そういう思いでございまして。

地域住民の方々の理解とおっしゃられますが、それは地域にそれぞれ議員もおります。優秀な課長もおります。また、その上に優秀な町長もおります。頑張ってください。よろしく願いいたします。

次に、小学校の再編の問題でございまして、まだ時期が決まっていないということでございますけれども、これは大体いつごろまでになる、あんまり長くおいていいんですかな。どのようにお考えか、そこ、もっと詳しく、時期だけでいいです、教えていただけますか。

○教育長（原園 修二君）

具体的な時期ということではありますが、現在わかっているところでは、来年度の4月1日から中学校の再編になりまして、それから平成34年、もう平成34年はないんでしょうけれども、2022年に流水、鶴田小学校の再編がありますので、少なくともそれ以降ということで考えております。

よろしく申し上げます。

○上圀 一行議員

私の質問とちょっとまだ沿っていないんですが、34年の鶴田、流水までは私も申しと思いますが、その後の3小学校、大体10年後とか5年後とか3年後とかちゅうのはお考えでないんですか。優秀な課長さん、どうですか、何か考えていらっしゃるいませんか。お伺いします。

○教育総務課長（角 茂樹君）

第2次再編計画につきましては、今現在、決定をしていただいているのが、先ほどから申し上げているとおり、34年4月の鶴田小学校、流水小学校の再編であります。

そういったことで、薩摩地区の3小学校の再編につきましては、今現在、地域においてもPTAを中心に一生懸命、話し合い、検討等もしていただいているところでございます。計画案として御説明をいたしましたのは、33年4月ということで御説明はしたところではございますけれども、ハード整備等を考えますと、設計あるいは校舎の建築といったことを考えますと、最低でも3年は必要であろうというふうに考えております。

ですので、今まだ地域の御理解、あるいは保護者の皆様の御決断等もいただいておりません状態なので、今はこの計画である33年4月というのは、どうしても難しくなってきたということは、先ほど教育長のほうから御答弁を申し上げたところでございます。

では、いつかということになりますと、33年4月が、鶴田小、流水小の再編へ向けてのハード整備を来年度から着手をしていくということになりますので、どうしても一気に2校を一緒にということには、2校といいますのが、再編される2校を一緒にハードを整備していくということになりますと、財政的な面やいろんな面で検討していかなければならないという状況でございます。

PTAの皆様方のいろんな御熱心な協議の状況も踏まえないといけないということでございますので、先ほど教育長が御答弁申し上げましたように、今、答えられるところについては、34年以降に、そういったことは目標としてさせていただければということで、こちらのほうで今現在、考えてはいるところでございます。

○上 園 一 行 議 員

具体的な年度は示していただけないようですが、それでは30年、31年、32年、向こう3年間ぐらいあるわけですが、この間にどの程度、住民への理解を求めるために説明会をされる考えがあるのか、それをお示しください。3年間でいいです。

○教育総務課長（角 茂樹君）

今、2次再編計画の、特に薩摩地区の保護者の皆様には、昨年、未就学の児童の保護者の皆様に、こちらから、1校区ごと、3校区にわたって説明をさせていただきました。その以降、PTAの皆様方のほうにおいては、役員の皆様を中心に非常に熱心な協議をされたというのは、先ほど教育長が答弁したとおりでございます。

我々といたしましても、そういった中身について、どのようであったかということで、1PTAからは報告書という形で回答もいただいております。そうした中においては、行政主導ではなくて住民主導で、ぜひ、これについては検討をさせていただきたいというような申し入れもございますので、その中においては、3地区において年に1回は話し合いも持っていききたいというようなことも報告書の中には出ておりますので、そういった機会を捉えながら、私どもとしても、できれば御要請をいただきたいと思っておりますし、またこちらからも、そういったPTAの方々のほうには投げかけをしながら、まずは小学校、子供さんたちを持っている保護者の皆様の御理解が第一だというふうに考えておりますので、そういったところの機会を捉えさせて説明をさせていただきながら、また御意見等もいただきながら、一緒に勉強しながらやっていければというふうに、今現在、考えてはいるところでございます。

○上圀 一行議員

今お聞きしますと、保護者の方々とか住民の方々から年1回ぐらいのということでございますが、もう少し行政としても働きかけがあつていいのではないかと思います。

そして、一番のあれは児童生徒です。保護者でもありません。児童生徒。児童生徒の意向を、十分、重視してください。

それには、学校の先生方あるいは教育委員会の方々が、児童生徒さんにそれぞれお聞きするなり、いろんな手段はあると思います。父兄ではないです。児童生徒です。みんなと一緒に勉強したい。ソフトボールは9人おらにやでけん、6人じゃできないですよ。バレーもできない。そんな教育というのがありますか。私はそういうふうに思います。再編をなるべく早く進めていただきたい、そういうふうに思います。以上でございます。

なかなか進展しないようでございますから、これで質問のほうは終わりますが、最後に、私の思いを一言、述べさせていただきます。

平成28年から31年までのさつま町過疎地域自立促進計画、すばらしいものが作成されております。この地域の自立促進の基本方針の中で、「みんなに優しく魅力あふれるまち」と題して、町民も、ここは大事です。来訪者も全ての人々が、日常的な生活や広域的な交流を便利で快適なものにするために、安全で豊かさを実感できる「住む、働く、集う、憩う」ことの利便性を高める取り組みを進めてまいりますとありますことから、ぜひ、私の述べましたこの事業を進めていただきたい、そういうふうに思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、上圀一行議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時05分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、4番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

質問の前に、さきの西日本豪雨そして台風21号、今回の北海道地震で被災され、お亡くなりになられた方々の御冥福と被災地の早期復興をお祈り申し上げます。

それでは、最初に地域おこし協力隊について質問をいたします。

2年前に文教経済常任委員会所管事務調査で、兵庫県朝来市と鳥取県岩美町の移住・定住の促進に向けた取り組みについて調査を実施しましたが、朝来市では国の制度をうまく利用し、当時は地域おこし協力隊員が9名いることから、買い物支援や有害鳥獣の駆除支援など、幅広い活動がなされておりました。

朝来市では、26年度から制度を導入されており、ネットで調べたら、ことしの3月末時点で10名の隊員が任期を終え、うち9名が市内に定住されているようです。

現在は、29年度に着任された隊員3名が活躍中で、地域の皆さんとともに、地域を元気に明るく、そして自分らしく生き生きと頑張っておられるとのこととあります。

また、鳥取県岩美町においても平成25年から3名を受け入れし、その後、7名の地域おこし協力隊員を採用され、期間が満了した協力隊員4名は、現在も岩美町に住み続けて独自の田舎暮らしの情報を発信しているとのことでした。

現在は、2016、17年に着任された5名が、地域の人材不足や後継者不足により懸念となっている取り組みを支援していただいているようです。

ことしの所管事務調査では、高知県四万十町で移住・定住の促進に向けた取り組みについて調査を実施しましたが、四万十町の地域おこし協力隊については、隊員の受け入れ実績が平成24年度から30年まで、7年間ですが39名です。

これまでに退任した隊員が22名で、そのうち定住が16名いて、定住率が72.7%に加え、活動中の隊員16名と隊員の家族21名、合計53名の人口増にもつながっているそうです。

隊員のこれまでの募集内容については、8地区の地域づくり、観光振興、魅力発信や伝統芸能の継承、町営塾の運営などでした。

四万十町のように早くから地域おこし協力隊の制度を取り入れた自治体と、制度の活用がおくれた自治体とでは地域活性化に差が出てきていると、所管事務調査を通して感じたところです。

そこで、さつま町のこれまでの隊員の募集方法はどのようなものだったのか、また、任用された方々の現在の地域活動はどのような内容なのか、お伺いいたします。

次に、本日トップの質問者、上久保澄雄議員は、自然災害への対応策の推進についてお尋ねでしたが、私は、宮之城総合体育館の空調設備についての質問をいたします。

新聞報道によると、命の危険がある災害と認識していると、気象庁が、そう表現した記録的な暑さ、7月23日には埼玉県熊谷市で、41.1度の国内最高記録が出たのも驚きでありました。

また、総務省消防庁の発表では、4月30日から9月2日の熱中症による救急搬送者数、速報値ですが、全国で9万2,099人になったそうで、死者は157人だそうです。死者数は搬送後に死亡が確認された人数で救急搬送されずに亡くなられた人は含まれていないとのことであり、年間搬送者数が9万人を超えたのは、統計を取り始めた2008年以降初めてで、これまでの年間搬送者数は2017年6月から9月の5万8,729人が最多だったとのことでした。

また、先日の北海道地震や台風21号、そして2カ月前の西日本豪雨と、ことしも死者を伴う大規模災害が発生しています。

毎年、発生している自然災害、自然災害大国日本であります。今後もどこでどのような災害が発生するか不安な状況であります。

ところで、平成4年4月に開館した宮之城総合体育館はスポーツを中心に平成20年から29年までの10年間、利用件数が2万1,124件、利用者数は47万5,630人であります。また、避難所としては、町内に37施設ありますが、一カ所で500人の収容ができるのは宮之城総合体育館だけです。

大規模災害は起きてほしくはないんですが、もしものとき、長期間の避難生活になると、猛暑や極寒時期には、心身ともに大変過酷な思いをされると思うわけです。

国の有利な事業を使って既に整備をされた県内の自治体があると聞いておりますが、関係課におかれては、そのような事業の調査をされた経緯はないものかお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

柏木幸平議員から、地域おこし協力隊のほか、1項目についての御質問をいただきましたので、

お答えをさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊につきましては、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方におきまして、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることで、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化に資するということを目的としておりまして、平成21年度に導入された制度であります。

制度を導入している自治体も増加してきております。全国では平成29年度末で997の自治体、隊員数は4,830人にもなっているようでございます。本町におきましても、平成27年度にさつま町地域おこし協力隊設置要綱を定めまして、現在3名を採用しております。

1名は移住・定住分野、残りは、2名につきましては観光の分野において、それぞれ活動をしていただいているところであります。今年度から協力隊新聞も月1回発行していただくなど、隊員活動を広く町民の方々にも知っていただく取り組みも始めております。現在は役場内に席を置きまして地域に出向き、地域の方々の取り組みや伝統などに触れながら町の魅力発信に積極的に取り組んでいただいております。

次に、体育施設の空調設備についてでございます。宮之城総合体育館の避難所としての機能やスポーツ振興を図る観点から、空調設備の整備が必要であると考え、今後の対応についてということでございます。

まず、避難所としての観点から述べさせていただきますと、先ほどの上久保議員の質問にもお答えしたとおりであります。近年、毎年のごとく発生をしております大洪水あるいは土砂災害につきましては、発生する時期が夏場に偏ることから避難所での生活は大変過酷な状況にあることは、御案内のとおりであります。

ところで、本町におきましても、体育施設を避難所に指定をしております地域もございしますが、指定避難所の一部につきましては、建物の立地的、構造的な条件等から災害の種類によっては使い分けをしているところであります。総合体育館につきましては、土砂災害計画区域のイエローゾーンに、その一部が含まれておりますことから、避難所の指定取り消しまでは行っておりませんが、土砂災害あるいは台風接近時等では使用を控えているところであります。

次に、スポーツ振興の観点からは御指摘のとおり、ことしの暑さは観測史上初の言葉が飛び交うほどの猛暑となったところであります。スポーツ合宿等を含めましたスポーツ振興における利用に関しまして、決して良好な環境ではないと理解はいたしております。

そこで、最近、空調設備を設置されました2つの施設を視察いたしましたところ、バレーボール4面の規模におきましては、2億円を超える経費を要したとのことでございます。体育施設の空調施設の整備につきましては、その必要性は十分理解はいたしておりますが、先ほどの御質問にもありましたとおり、当面は、小中学校の教育環境の整備、充実の観点あるいは児童生徒の健康を守るために、普通教室の空調化について、先行して計画を進めてまいりたいと考えてございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○柏木 幸平議員

協力隊員の活動は、今のところ月1回の隊員活動の新聞発行とか町の魅力の発信に取り組んでいただいているとのことですが、全国では協力隊員が活動しやすい環境づくりや任期を終えたあとの定住支援も課題となっているようであります。また、地域の受け入れ態勢や職員との連携なども必要と言われております。さつま町の受け入れ態勢については、協力隊員の不満はないものか、ちょっと心配しているおるところでございますが、行政からの仕事ばかりでは隊員の任期終了後の仕事や定住について、不安があるのではと考えるのですが、在任中に本来の仕事とともに、起業の準備や副業的なこともできないと、家族で来る方や別な活動をしながら隊員の仕

事に就きたい方などがいると思います。

それで、さつま町の協力隊員は、一般職非常勤職員とのことですが、就職活動や業務時間外の活動については制限がないものか、お尋ねをいたします。

○町長（日高 政勝君）

地域おこし協力隊、本当に地域の活性化のためということで、そういうことでおいでいただきておりまして、それなりの活動をやっていただいております。ただ、勤務場所が役場に本拠を置いているというようなことでありますけれども、本来であれば、おっしゃるとおり、地域に住むということが本来の姿であるというふうに考えて、私もそういう考えでおりまして、今後はそう、やっぱり、地域に入って地域の活性化のためにやっていただきたいというようなことで、担当のほうには指示もいたしております。これにはいろんな課題があるところでもありますけれども、当面はそういうことでありますが、それから、職の関係であります。御質問の一般職の非常勤職員としての活動時間以外にもいろんな活動をしていただいております。基本的には、条例規則に基づきまして、月曜日から金曜日まで、午前8時半から午後5時までの勤務となっております。協力隊設置要綱では、隊員の活動の特例を設けておりまして、活動時間以外においても地域協力活動に関連して、対価を得る活動、定住に向けた基盤づくりに必要な実証活動について、認めることといたしているところであります。

なお、活動に当たっては営利企業との従事許可を受けて活動していると考えております。

今は、こういう段階です。

○柏木 幸平議員

先進地においては、それら規則の中で活動時間以外の、活動時間以外というか、勤務時間帯以外の活動についても、全部撤廃されて自分の活動として利用ができるというようなことをされているようでした。

当町も、そのような届け出による許可ができているとのことでありますので、そういう面では安心したところでございます。

先ほど、町長のほうからも1回目の答弁でありましたとおり、地域おこし協力隊の制度ができて10年目を迎えましたが、さつま町の導入は、28年11月に第1期生が誕生でした。その当時、やっと協力隊員がさつま町に来ていただいたということで、うれしい思いをしたわけですが、さつま町は、この魅力ある制度の活用に、ちょっと年数が経ってからだったものですから、乗りおくれた感じを受けております。

新聞報道によりますと、国は、現在の隊員数約5,000人から2024年まで8,000人に増やす方針を打ち出しているとのことであります。さつま町の協力隊員は現在3名ですが、今後はどのようなこの分野で募集をされていこうと思っておられるのかお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

制度的には創設当初からこういう制度ができたということは、十分理解をいたしておりました。ただ、さつま町の場合、過去からずっと合併以前からでもですけども、いわゆる、むらづくりについては、それぞれいろんな計画をつくって、宮之城の時代はそうだったんですが、地域で自主的な話し合いをされて、自主的に、いろんな活動を、そういった計画に基づいて、実践をされて、そして今、いろんな地域で特色ある取り組みをされて、県知事表彰とか、あるいは今回もこの中津川が今、全国のむらづくりの表彰を受けようと、どの賞になるか判りませんが、先日も、休みの日においでになりましたので対応したわけでもありますけれども、とにかく、いろんな形で、さつま町の場合は、それぞれ地域が本当に元気のある取り組みをされております。したがって、本当に、そういう、当時、創設されておりましたけれども、以前は農水省ですか、集落支援員

という制度もあったんです。これ以前には。しかし、さつま町の場合、非常によく地域が元気で、それなりのすばらしい活動をされておりましたので、あえてこういう人まで呼んでしなければならないかという実態になかったと、私は考えております。

もう最近では、ただ人口が先ほども議論がありましたとおり、年々若者が少なくなる、そしてまた、役員のリダー的な方もなり手がなくなるとか、いろいろ御苦労するところが増えてきておまして、やはりそのためには、こういった地域活動支援員とかそういうものをできたら入れていただいで、地域の活動の支援をしていただく、あるいは、企画運営までタッチしていただければありがたいなあというもので、この募集に踏み切ったわけでありまして。決して、早いか遅いかということじゃなくて、やはりこの地域の実態というのはそれぞれ、あったわけでございますので、今回は、県内でも大体、まだ導入もしていない市町も何市町かありますけども、今、過去受け入れた3人、1人、2人、ほとんどのところは1人か2人かになるんですけども、最近は2桁になっているところもありますが、それが年々、減ってきておる方向にあります。それだけ、いろんな事情もあるんでしょうけども、そういうことで、今は、非常に意義のある取り組みでありますので、今後においての、分野での募集というのは、やはり先ほどから申し上げますとおり、より地域に密着した隊員の活動を図るために、活動拠点というのをやっぱり地域に移していく、そういう本来の姿が一番いいのかなと思っておりますのでございます。

今、地域の特色を生かした活動を支援する隊員の募集を進めております。ただ、地域に入っていくことなんですけど、要はその、地域に拠点を移すとなりますと、しっかりとしたやっぱり受け入れ体制、そういうものがないと、なかなか、どういう活動を支援してもらおうとか、そこにちゃんとやっぱり受け入れをして、お互いに密接な連携をとってやっていくリーダーというんですか、あるいは世話役というんですか、住宅ももちろんですけども、そういう体制づくりがあるかということなんです。それで、そこまで、なら、先ほども公民館活動の関係でいろいろ御意見をいただきましたけども、そういう体制づくりのところまで、行政がまたしなければならぬかという問題も出てくるかと思っておりますので、本当に必要性を感じて、我がところで受け入れてこの地域のために頑張っていきたいと思います、というところが出てくればありがたいんですけど、やっぱり発端はそこから出発をしないと、もうすぐほんならここに行ってくださいと言ったって、隊員の皆さん方も何をしたいのか、そこにちゃんとやっぱり明確な目標と仕事がない限りは、なかなかこの難しいのはありますので、そこはお互いに地域の皆さん方との話し合いを十分した上で、実際入っていくということになるかと思いますが、今は、募集をしているのは、例えば、この白男川小学校です。今、新しい拠点づくりをしようということでもありますので、地元の皆さん方もできたらそういう人を配置してもらえればありがたいということの希望もありますので、そういう地元の皆さん方も熱い思いがあって、何とかしたいと、そういうところであれば、そういう対応がスムーズにいくのかなと思っておりますのであります。

○柏木 幸平議員

これまでには、そういう、以前より地域活動がさつま町においては、充実したところが多いということでもありますけど、そういう中で、2回目の質問でも地域の課題として受け入れ態勢ということも、一応入れたわけですけど、言ったわけですけど、そんな中で、さつま町も人口減少や高齢化の進行が著しいまちです。先ほど、町長も言われました。そういう中で、地域力の維持、強化を図っていけるようノウハウを持った協力隊員の支援が必要だと思えます。

私は、今、町長が言われましたように、旧白男川小学校の宿泊施設など、閉校になった5地区のコミュニティーの活動、それから、今回の再編で、今後また2校も出てくるわけですけど、また、薩摩中央高校の振興と高校、大学新卒者の町内定住、青年団活動など、若者のサークル支援

や婚活企画、それから結婚へ向けての援助活動など、若者が地域に残り家庭を持ち、子供を育てる、そのサイクルの手助けを深くするような新たなこの協力隊員の活用も望んでいるわけであります。

いろいろな活動を同時期に行うことで、早く効果も出てくると思うわけですが、それには多数の協力隊員が必要となってきます。先ほども触れられましたけども、今後の協力隊員の募集とか任用について、再度、町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今後の任用についてでございますが、今の柏木議員のほうから、一つの若者定住という観点から、活用の提言ということでございます。

確かに、今、定住を図ると、人口の歯どめにするという方向での取り組みというのは、大変意義のあることだと思っております。先ほど、お答えいたしましたとおり、地域で活動して新たな風を吹かすような隊員を募集していきたいと思っております。特に地域の拠点、コンベンション施設としての整備を進めております白男川小学校の跡地の活用の問題、こういうことにつきましては、今、準備も進めているところでございます。

同時期に多くの隊員の募集ということではありますが、先に回答しましたとおり、しっかりとした受け皿とか体制、地域ニーズ、そういうものが明確にないと、なかなか難しいという問題もございまして、今後、さらにまた地域との協議も必要かなと思っております。

それと提言のありました若者の定住、こういうことも踏まえた上で、今後の地域振興活性化に向けまして、取り組みをあわせて検討をしてみたいと思っております。

○柏木 幸平議員

今後の検討ということではありますが、検討されるだけに終わらずに、前向きな取り組みにしていただきたいと思うわけですが、四万十町の協力隊導入後の効果としては、隊員が定住することによる人口増加や地域のリーダーとなれる人材の確保、あるいは地域資源の活用方法の提案などで地域の活性化に貢献していただき、協力隊のホームページの開設やフェイスブックの運用など、四万十町の認知度アップをしていただき、そのことにより隊員が隊員を呼ぶような形となっているそうです。

さつま町においても、先ほど、情報発信をしていただいているということでありましたけど、現在、さつま町の協力隊員は、庁舎内で各課の所属になっていますが、これまでの先進事例を参考にすれば、所属課とは別に隊員同士が連絡や連携を取り合い、また、お互いの相談ができて活動しやすい拠点も提供してあるようです。

協力隊員が長く活動していただくために、このような施設的な拠点、そういうのが必要かと思うんですが、現在3名で活動されていますけど、町としてはそのような考えがないものかお尋ねをいたします。

○町長（日高 政勝君）

地域協力隊員が3年の期限が過ぎて、やはり活動をする中において、この地域やっぱすばらしいなと、住んでもいいんじゃないかと、そういう定住につながる、これがまた意義のあるところでございます。

全国のこの状況を見てみますと、隊員の年代別というのが、20代、30代が75%ということでもあります。定住率にしましても、全国においては男性が61%、女性が39%、鹿児島県内では66.7%の定住につながっているということでございます。定住をするためにはどうしても生活をせにゃいかんということでもありますから、就業しなければならないとか、あるいは、自分で新たな仕事を起業するということがあります。就農とかいろいろあるわけでもありますけど、

今の全国平均からいきますと、起業率は29%、就業が47%、就農が14%ということですので、できたらそういうあれを見つけられるような一つの活動の場所というのは大事かと思っております。

現在の隊員の中でも、先ほどありましたとおり、さつま町にせっかく来ていただいたということで、フェイスブック等を通じましてさつま町の観光とか、各種のイベント等についても、広く情報発信をしていただいております。また、新聞にも皆さん方が一緒に集いをしながら、いろいろな意見交換をする、そういうことも新聞報道でも数回掲載をされておりますので、さつま町にとっても、そういう点では、大いにPRになっているのかなと思っております。

協力隊員が活動しやすいのは、拠点施設の整備の考えでありますけれども、現在はこの庁舎内に席を置きながら、この地域に出向いて活動するという3人でございますが、隊員同士の連携等につきましては、現在でも定期的に報告会を開催いたしております。その中で意見を出し合いながら連携を図っているということでございまして、その結果として、先ほど申し上げました、月1回の協力隊新聞の発行もにつながっているというふうに考えているところです。

今後の問題としまして、活動拠点の専門的な施設をどうするかということではありますが、やはりこの現在でも、お試し住宅もつくっております。そこに、お試し住宅として入っていない期間というものもありますし、あるいは現在の町有のいろんな施設がありますので、通常の本来的な業務に支障のない限りにおいては、適当な場所として有効に活用する場所があれば、活用していただければ結構かと考えているところであります。

○柏木 幸平議員

今後、協力隊員がさつま町に定住してもらうためにも、やはりそういう拠点的なところでの、また活動も今後必要になってくるかと思えます。今現在、3人ということで、庁舎内での打ち合せ等はできると思いますが、やはり、今後においてはそういうなのも必要かと思えますので、検討というか、現在ある既存の施設等でもいいと思えますので、隊員の皆さんが活動できるそういう拠点を望んでいるところでございます。

さつま町が地域おこし協力隊の活用で、今後、さまざまな部門の活用で地域おこし協力隊を地域経済や地域活性化に積極的に生かしてほしいことを要請いたしまして、この件に関しましては質問を終わります。

次に、体育施設の空調設備についてですが、1回目の答弁で、確かに空調設備となれば、金額的にも、先ほど、一施設では2億円を超えるような空調設置になったと言われておりますが、これが空調だけだったのか、ほかの施設も含めて整備もだったのかそこはちょっと判らないところでございますが、当分は学校施設、今、宮中のほうで空調がもう完備して、そして来年度、再来年度にかけて、小学校の空調の整備に当分は充てるということで、体育施設の空調設備については当分はないのかなという意識を持ったわけですが、宮之城総合体育館では、ことしも連休や長期休暇を使った各スポーツ団体等の合宿が行われておりますが、施設の環境整備が整っていないと、いつまで利用していただけるかもわからないと思えます。さつま町に割と近い空調設備がある体育館は、鹿児島市に4カ所、あと吹上浜公園体育館、いちき串木野総合体育館、薩摩川内市総合運動公園総合体育館、阿久根市総合体育館、牧園アリーナなどがあるそうです。しかし、中には空調の利用代金が1時間2万円と高く、空調の利用者が少ないとのことでもあります。

その中で、最近、体育館の空調設備の改修工事をされたところによりますと、空調の利用時間は1時間2,000円ぐらいで、割と利用しやすい料金設定になっていると聞いております。

また、町内の経済効果につながるスポーツコンベンションの誘致も大事で、町内の旅館などへの影響や来年度オープン予定の、先ほどいいました旧白男川小学校の宿泊施設についても、利用

者が少なくなると影響が出てくるのかなとも思われます。

スポーツコンベンションなど交流人口は水ものであり、空調など環境が整った新しい施設ができると、自然に利用者はそちらに流れると思います。一旦移られた利用者はなかなかもとに戻らないのではないのでしょうか。

このようなことで、国の有利な事業を活用して宮之城総合体育館の空調設備の整備を願うわけですが、町長にそこあたりの今後の見通しとか、そういうのを伺いたします。

○町長（日高 政勝君）

体育館への、総合体育館のほうになっておりますが、空調設備をとということでございます。先ほどお答えしたとおりでありますけども、いよいよもうやるのがたくさんありまして何から先にやるべきかということだと思っておりますけども、財源に限りがありますし、こういう施設の改修費というのはあんまり助成制度がないんです。新築とか、そういうことになれば別なんですけど、メンテナンスのためのそういう事業というのは、学校の大規模改造とかそういうのは別ですけども、なかなかこの助成制度がないということでもあります。

ただ、先ほどありましたとおり、この避難所のあり方というのがだんだんとこれだけの大きな災害があちこち起こりますと、やはり避難所であっても適切な環境にということになりますと、やっぱり国としましてもそれなりの対応を考えた助成制度というのを考えていただく。そのことはまた私どもの立場からも国のほうには要望・要請をしていく必要があるかと思っております。

コンベンションも、おかげさまで県内ではたくさんいらっしゃる場所ではありますが、総合体育館もありますし、かぐや姫グラウンドとか、そのほかのところもありますけども、確かにそれだけの設備が整ったところが優先的に来ていただくということになると思っております。そういうことも考えますと、いつかの時点までに本当に避難所という意味合いからも、いつかは整備が必要だなというふうにも考えております。

今でも総合体育館はもう相当年数が経っておりますし、ちょっと雨漏りがあるんじゃないかというぐあいもありますし、大規模の修繕をする必要があるかと思っておりますけども、やっぱりその時点で一緒に考えていかざるを得ないのかなという思いはしております。今すぐということは考えられませんが、先ほど申し上げましたとおり、まずは学校のそういう教育環境の整備を優先して、次の段階、そういう一つの整備計画としての中で検討は進めていきたいと思っております。

○柏木 幸平議員

財政が限られている中でやるのが多くて、いつかはということでの町長の答弁でありますけど、やはり何を優先するかということでの町長の判断だと思うわけですけど、やはりこういう災害が多くなってきたり、この状況を見てみましたら、報道等でも皆さん大変避難所での生活に苦労されているようでございます。

今回の空調設備については、町内の競技団体の方からの要望があり質問に至ったわけですけど、施政方針では、各公共施設の維持管理等については、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、各公共施設の維持管理、更新及び廃止に係る考え方や具体的な内容を示した個別施設計画の策定を進めるということをおっしゃっておりますが、担当課とされては、今策定中であろうかと思うわけですけど、この個別施設計画の中で宮之城総合体育館の空調設備についてはどのように考えておられるのか、伺いたします。

○社会教育課長（三腰 善行君）

公共施設等の総合管理計画におきます個別施設計画についてのお尋ねでございます。

個別施設計画につきましては、公共施設等の総合管理計画に基づきまして、個別施設ごとの具

体の対応方針を定める計画といたしまして、点検、診断によって得られた個別施設の状態や維持管理、更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めることとしているところでございます。

総合管理計画にあります施設は300を超える施設が対象となっております、そのうち体育施設は廃校になっております小学校の体育施設を含めまして14施設が対象に上がっております。いずれの施設におきましても、経年劣化によります改修の必要のある施設であると考えているところでございますが、中でも宮之城総合体育館は、スポーツコンベンションでの利用を含めまして多くの利用のある施設でございまして、施設改修の必要性は十分認識をいたしているところでございます。

個別施設計画の現状といたしましては、屋根の防水工事を計画しているところでございますが、御指摘のとおり、空調設備につきましても喫緊な課題であると考えているところでございます。

そこで、先月に関係部署と同行いたしまして、吹上浜の公園体育館あるいは指宿の総合体育館の施設に行ってきたところでございますが、いずれの施設も対流式空調設備、エコウィングというんだそうですが、の設置がなされておまして、快適な環境が保たれていたところであります。

しかしながら、先ほど来ありますように、相当な経費を要しますことから、財源の確保等を含めまして関係部署と協議を進めながら、計画の導入については検討をしてみたいと考えているところであります。

以上です。

○柏木 幸平議員

関係課では必要性も感じているとのこととあります。現在、国は緊急防災・減災事業で指定避難所における避難者の生活改善のための施設の整備として、国が7割、地方債事業で見るとのこととあります。しかし、申し込みは32年度までと聞いておりますので、こちらの事業を活用するとなると、設計事業などを急ぐ必要があるのかなと思うところでございます。

指宿市の体育館では、これがどれに該当するのかわかりませんが、スポーツ振興くじ助成金などの活用もされておりますので、国のそのような有利な事業を見つけて、空調設備の設置が早期実現できますように要請いたし、最後に町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

いろんな課題を抱えておる中で、先ほどもありましたとおり、合併をいたしまして町の公共施設というのがかなりの数に上っております。御案内のとおり毎年この維持管理費も億単位で多額の経費をつぎ込んでおるわけでありまして、やはりそのために基金も、今11億円ぐらいですか、積み立てはいたしておりますけれども、やはり大きなものは、そういった総合体育館であり、あるいは今後しなければならない学校施設の関係、統合によつての整備、そのほか環境センター、クリーンセンター、そういうものもありますので、何を優先すべきかということも、やはり限られた財源でありますので、もうしっかりとした張りつけながらしないと、何もかも、財政がもたないということがあります。そこも十分、いろんな必要性というのは感じながら、適切な選択をしながら、財源の配分は努力をしていきたいと思っています。

もちろん、町単独だけではかなり厳しさがありますので、いろんな国とかそういう事業に対する助成制度というのがあれば、それを導入して、裏負担の財源が少なくなるような手だてというのは当然考えていかなければならないと思うところであります。この辺も時期的にすぐということもできないわけでありまして、そういう導入の時期等も、町の全体的な公共施設の、先ほど出ました総合管理計画、長寿命化計画、個別計画の中で、全体的な、総合的な観点から判断をして進める必要があるかと思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、柏木幸平議員の質問を終わります。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

昨日通告いたしましたごみの分別収集について、質問いたします。

さつま町では、可燃ごみ、資源ごみ、それから不燃、粗大ごみを21品目に分別し、各地域のごみステーションで回収しております。

ごみの減量化、リサイクルに努めている現状で、不法投棄や空き缶のポイ捨ても減ってきたのではと感じているところではありますが、今年度に虎居地区をモデルに生ごみ分別回収を行い、クリーンセンターの延命化にも努めている。ごみの分別をすることには、ごみを出される全ての人々の協力が大事では。虎居地区での生ごみ分別収集は、これからのごみ収集に効果を願うところでもあります。

県内43市町村でも、7市町村では既に全地域で実施済みであり、さつま町は遅き状況だが、今後、次年度取り組む中での問題点は、またクリーンセンターの延命化について、町長の考えを伺います。

また、資源ごみ、有益不燃ごみの売却について、町内に数カ所に紙類の収集場を新聞類の回収等を見かけますが、これまで資源として売却してきたが、売り払い収入が減となることが予想されます。クリーンセンターの建設、大規模改修には多額の費用を要する。その点からも公共施設整備基金の積み立て等には貴重な財源になるのではと考えております。町長の考えをお伺いいたします。

以上、2問について、1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

ごみの分別について、川口議員のほうから御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の全町的に生ごみ分別を行った場合の、クリーンセンターの活用年数の見込みということでございます。

クリーンセンターにつきましては平成9年、最終処分場は平成5年から稼働をいたしております。現在クリーンセンターが21年、最終処分場が25年経過をいたしております。これまで年次的に必要な補修等を行ってきております。また精密機能検査の結果などを踏まえますと、現時点では、あと十数年は使用が可能と見込んでいるところでございます。

さて、焼却炉等の延命化の効果についてでございます。生ごみの分別収集につきましては、クリーンセンターの焼却炉の延命と、ごみの処理費の削減、また最終処分場を、そういったことにも影響をすることになりますが、今、地球温暖化防止ということで、今年度におきましても虎居地区をモデル地区としまして、生ごみの分別収集を行ってきております。

これまで、5カ月が経過をいたしておりますけれども、虎居地区の皆様のそれぞれの御協力をいただきまして、当初予定をしておりました量を超える状況になっております。全町的に実施した場合で推計しますと、年間500トン程度の削減を見込まれております。ごみ焼却施設に設置される各種の設備、機器等の関係もありますことから、具体的な年数については判断が難しいところでございます。施設内の設備、機器等の維持管理を適切に行うことなどによりまして、適

切な時期に更新等の対策もあわせて行うことにより、数年程度は延命化が図れるものと考えております。

なお、生ごみの分別収集については、今後の虎居地区の状況など必要な検証等を行いまして、平成31年度から全町的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の民間業者による町の不燃物売り払い収入への影響についてであります。

町の不燃物売り払いの収入につきましては、金額、回収量ともに年々減少傾向にあるところにあります。原因としましては、やはり人口の減少によるものが最も大きいと考えております。また、最近においては、価格の問題ですかね、金属などの買い取り価格も単価が下がってきておりまして、影響しておるものと考えております。

近年、民間業者が独自にごみの収集場を設けまして、資源ごみの回収が行われておりますが、現時点では紙類を特化した収集になっておるようであります。平成29年度は、前年度と比較しますと、全体で資源ごみの関係ですが、約16万円の減でございます。全てこれら民間回収の影響かといいますと、必ずしもそうではないというふうに考えております。先ほど申し上げました、人口減少の影響も確かにあるかと思っています。

以上であります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

最初に、生ごみのリサイクルを全町で実施した場合の活用策、クリーンセンターの今後の延命負担もどれくらいかということですから、数年間は見込めるというお答えをいただきましたが、実際、焼却炉ですかね、それから埋立土地、いずれにしてもごみの量が減ることによつては、そういう効果が見込めると言うんですけれども、今の時点では、まだその数値化がはっきりと出せないんでしょうけれども、数年間は見込めるということでした。

そこで町長、もう1点お聞きいたしますが、この焼却処分場あるいはこの埋立地の修理費の減を考えたときに、延命化を図るためには、こういうごみ収集の状況を変えていかなきゃならないということが一番じゃないかと思っています。そのための生ごみ処理の状況だと思いますが、もう一回聞きますけれども、全町的にされて、今500トンとおっしゃいましたですかね、500トン削減できたんだと。全町的にしたらどれくらい削減ができるのか、そして、その啓蒙策といいますか、町民にはどういうふうにここらあたりの削減策を訴えていかれるつもりなのか、まずその点をお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

虎居地区の皆さん方が、今報告が行き過ぎて、当初の計画よりも収集がそれ以上になっているというようなことであの量から推計をしますと、全町的に収集をした場合に全町的に500トンということでありまして、虎居だけという意味ではありません。

とにかくもう日ごろからこのごみの減量化というようなことは、常にいろんな機会に訴えております。あるいは広報紙でも具体的に出しながら、いわゆる何をこのごみの減量化を提唱しているか、これは御案内のとおり地球温暖化という、一つの大きな世界的な取り組みという方向もありますし、そしてまたこういう施設の延命化ですね、数十億円、やっぱり新しくつくるとなるとかかわるわけですから、少しでも営繕に努力をして延命化を図る。一方では、このごみの減量化、いわゆる可燃ごみをいかに減らすかということなんですよね。一時は資源ごみよりも可燃ごみの量が多かったものですから、これでは町民の皆さん方の負担が大きくなりますよと。それで施設もますます傷んで、早くこれまた建設に取りかからんにやいかんですよ、これは大変な負担になりますよということを訴えながら、なら、そのかわり資源ごみ、分別をすることは非常に煩わし

いことでありますけれども、分別を細かくやることによって、施設の延命化が当然として図られる。そしてまた、経費も安くて抑えられる、施設の延命化もできるというメリットがあるということ強く訴えながら、ずっときておるわけでありますので、今後もまた、可燃ごみの約45%が生ごみだということでしたので、とにかく生ごみを取りあえずは減らしてもらおう。このことはやっぱりごみの減量を促進する手だてになるということです。そういうふうを考えて今、モデル的にやっていただいているところでございます。

そのほかにも、いろんな取り組みを、さらにまた、例えば今の分別をもっと増やさんやいかんとかですね、いろんな取り組みがありますけれども、とりあえず今生ごみの関係まで、いろんな取り組みまでしておりますけれども、相当数、分類もやっていただいておりますが、今回生ごみまでということにしているわけであります。

○川口 憲男議員

町長のお答えになるように、例えば可燃ごみの中で、その生ごみの分別収集をするということで、クリーンセンターの焼却炉ですか、それから埋立処分場、ここあたりが軽減されるということは私も承知いたします。

以前の説明で、生ごみのリサイクルで年間1,100万円程度は削減が、費用の削減が見込まれると。そういうことによって、例えば今、年に2,000万円か3,000万円ですか、クリーンセンターあるいはこのクリーンセンター関係の整備費用がかかっている状況にございます。やっぱりこういうところは非常に削減ができていくんじゃないかと考えるところでございますが、先ほどからいろんな議員の質問の中に、公的施設、公共施設整備資金等の残額が、ちょうど11億円とおっしゃいましたけれども、11億円を下回ってる状況なんですけれども、こういう整備資金がだんだん目減りしていく中で、やはりこういうできるところからやっていかなければ、資金は限られているとおっしゃいますから、やっぱりここあたりにも関係がしてくるんじゃないかと思えます。

生ごみのリサイクルをすることによって、1,000万円ちょっとの費用削減が見込まれているということを以前説明があったんですが、そこあたりに町民に対して、これから虎居のモデル地区を広めていかれる考えだと思えます。

そして、このごみ収集の21品目ですか、ここあたりがよりまた明確になっていくということになっていくと思うんですが、こういう公設的な公共施設の整備資金、こういった中から、いかにしてこういう軽減策を図るかということは大事だと思うんですが、再度お聞きいたしますが、この1億1,000万円ばかりのお金が、費用削減が見込まれる、そういういうことによって、修理費用も減っていくということを考えていくと、かなり有効的な削減になるんじゃないかと思えます。そこあたりの考え方はどのように現在持っていらっしゃいますか。

○町長（日高 政勝君）

基金の公共施設の維持管理をするためには、積み立てをいたしております。一時的にすぐ予算で対応できるというのには限りがありますので、日ごろから貯金という形で基金を持って、大きな修繕等が発生した場合、そちらから充当しながら対応していくということでありますので、今現在11億2,600万円ぐらいですか、ありますけれども、それを軽易なものは基金に充てなくても、通常予算で対応はできるかと思うんですけれども、大規模になると、こういう基金活用ということにならざるを得ないというふうを考えております。

その大規模な修繕に至らないように、やっぱり延命化を図っていくということが大事です。それで、捨てればごみ、分ければ資源だということでありますので、とにかくそういう観点に立って、町民の皆さん方には理解を深めて協力をいただくように、さらにまた努力をしまいたい

と思っておるところであります。

○川口 憲男議員

町長おっしゃるとおり、捨てればごみ、回収すれば、リサイクルすれば資金というような考え方、それが一番のことだと思うんです。それをいかに町内全体に広めていくか、また協力者を持っていくかということが大事だと思います。

この生ごみの分別収集を行って、堆肥化を進めて、今している状況です。その堆肥化は、民間の方に委託されて、ほかのごみと混ぜて堆肥化を進められておられるんですが、そのところはちょっと調べたところによると、この委託業務の方であって、持ち込みその他については費用が発生してないんですが、仮にこの堆肥化にされているような堆肥の量が増えていきます。以前の話では、必要な方には無償譲渡でそれを配布するということでしたけれども、これが今、虎居をモデルにしてどれぐらいの量なのか、そして将来的に全町的にしたのはここあたりの運用、活用というのはどのようになっていくのか、そこまでは試算はされていないものかをお聞きします。

○町民環境課長（丸田 忠君）

堆肥化の関係でございますが、現在、民間の施設のほうに持ち込みまして、そこで堆肥化のほうをお願いをしてるところでございます。堆肥につきましては、食物の残渣、あと木のチップ等をもとに堆肥化をしているところでございますが、量としては、持ち込んだ量の10分の1程度の量になるということでございます。

現時点では、当初の計画では、すぐ配布のほうができるんじゃないかと計画をしていたんですが、やはりある一定以上の期間を置かないと、十分な堆肥化ができないという状況もございますので、現時点では配布のところは見送っているような状況でございます。

以上です。

○川口 憲男議員

堆肥持ち込みが、生ごみで10分の1になり、堆肥の配布というのは今のところ見合わせてると、それほどないから見合わせているという説明でございました。

町長、これを全町化に進めていったときに、トン数も増えていくじゃろうし、また堆肥の量も相当増えていくじゃろうし、そこあたりのところで、例えば今の収集業務の方々のところと堆肥センターとの関連のところ、今無償的にされておりますが、ここあたりのところ将来的に生ごみ堆肥化を進めていく中で、こういう施設をずっと民間の方に委託されて行われると思うんですけれども、そうなったときに、その民間の方々の堆肥舎も相当効力的にこれだけに熱中されるのか、そこあたりは私も見込めませんが、そういうところを考えたときに、全町化をされたときには、どのような流れになっていくと考えるのかお聞きいたします。

○町民環境課長（丸田 忠君）

全町化になった場合なんですが、現在、民間のこの施設につきましては、コンビニ等の食物の残渣等の受け入れをしておられるわけですが、現在は工場のほうの拡張を行いまして、また全町化になった場合については、町の収集をした生ごみのほうを優先して事業面については考えるような話もされていますので、受け入れ態勢については、その処理量については問題ないと思っておるところでございます。

○川口 憲男議員

そのコンビニ等の分もあるけれども、町の生ごみのほうを優先して処分をしてやるということなんですけど、当然民間の方にされるのであれば、今民間委託されている料金だけで賄われるのか、そのところと無償譲渡は将来的にもそういうふうに進んでいくというふうに見えるのか。それと農業関係、それから作物によっては、その成分等が問題になってくると思うんですが、

そういうところはまたその業者の方が、成分調査とかいろんなことをして譲渡をされるのか、そういうところまでの考え方とか、そういうのは町ではお持ちでないのか、そこをお聞きします。

○町民環境課長（丸田 忠君）

堆肥化した場合の成分の検査の関係になると思うんですが、現時点で一般的に考えられますのが、この堆肥について、一般的には飼料作物とか花関係については有効ではないかと言われておりまして、ただ、稲とかそういう根物といいますか、そういう関係については、現時点ではどうなのかということでは言われているようでございます。

今後やはり配布する際に、いろいろどういうところが適している、適してないものがありますので、成分等の検査については、今後また検討していきたいと考えております。

○議長（平八重光輝議員）

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね2時25分とします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時23分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○川口 憲男議員

町長、この生ごみのリサイクルをすることによって、非常にクリーンセンターの利活用が大きく変わってくるということは、もう今まで申したとおり、それから説明があったとおりに思うんですけども、やはりクリーンセンターの施設自体を延命化を図ることは非常に大事なことであり、そしてまたごみ処理を行っていくうちゅうことも、さつま町にとっては大事なことだと思います。

生ごみの分別収集を行うことで、まだ数年、見込みは何年ということは言えないけれども、それが何年かは見込めるということでした。ぜひ、やっぱり今回、虎居をモデルにして、いろんな数値も出てくるんだと思いますけれども、やはり先ほど申しあげました今度はこの生ごみの処理の仕方、ここあたりにも十分力を注いで考えていただきたいと思います。

ちなみに、環境課の資料をみますと、ごみ処理が29年度の費用が1億4,000万円ぐらい、相当これが軽減されると、そしてまた、これに町民1人当たりのごみ処理が大体年間6,700円ぐらいかかっていると、これが非常に少なくなっていくと。そうしたことによって、また各地域のごみステーションの収集の仕方も変わってくると思いますので、ぜひ、このクリーンセンターの活用年数が見込まれてくる中で、どのような対応されていくか。先ほどからほかの議員の方々の質問にもありますように、どこを優先にしていくか、公共施設の整備を行ってどこを優先的にもっていくかということだったんですけど。クリーンセンターについては30億から、これ一般の目安ですけども35億円前後、あるいは40億円いくんじやないかと思っておりますけども、ここあたりのさつま町一町で出すというのは大変な金額だと思います。

こういうことに考えてみて、クリーンセンターのこの生ごみの回収方法を、それから分別収集、ここあたりを再度町長にお伺いしますが、どのような方法で進めていかれるのか、また町民の方々への啓蒙策、そこあたりをもう一回説明をしていただきたいと思っております。

○町民環境課長（丸田 忠君）

生ごみの分別の収集の関係でございますが、現在も各地域のほうから出前講座の要望とかござ

いまして、そこに月に数回、係員のほうが出向きまして、いろいろな説明をしているところでございます。

今後も、今年度の利用の状況、あといろいろな問題点を十分検証いたしまして、可能で問題がなければ31年度から、現在のところ計画しているところではございますが、やはり地域の皆様への説明が必要でございますので、計画といたしましては、地域の総会ですとか、3月から4月のそのあたりの時期で公民会等での説明を含めて、あと広報紙等を行いまして、啓発のほう、説明、その辺は進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○川口 憲男議員

施設の延命化、あるいはこの公共施設の整備資金、基金とかいろんなのがありまして、非常に多額の費用がかかるところに、今後も取り組んでいかなきゃならないところです。

リサイクルセンターで当初説明いただきましたときには、10年ないし15年は大丈夫だろうということでしたけれども、やはりこれがいつ、その年数がこれだけもつかということはまずクエスチョンじゃないかと思っておりますので、やっぱりそういう流れになれば公共施設整備資金等がどうなっていくか、ここあたりが問題じゃないかと思っております。鋭意、努力されるよう要請しておきます。

それから、2番目の町内各所に紙類の収集場と呼ぶんでしょうかね、新聞紙は南日本新聞のほうで回収日を決めて、家の軒先に出しといてくださいということにしてありますが、こういうような状況が続いておりますが、町の不燃物売り払い収入への影響がどれぐらい見込まれるのか、町長、判ったらお答えいただきたいと思っております。

○町民環境課長（丸田 忠君）

資源ごみの売買の実績等の関係でございますが、町全体といたしましては、29年度で950万程度収入がなっております。傾向といたしましては、若干、年々減少傾向にあるところでございます。

現在は、町内で収集場所を設けまして、民間の業者が独自に紙類に特化した形で収集しているところでございますが、その関係分について紙類だけにして抜き出しますと、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、約16万程度年間減少しているような状況になっているところでございます。

以上です。

○川口 憲男議員

16万程度の減少になる、見込んでいるという町長の答弁のところがありましたけれども、確かにこういうふうにして紙類に限り、段ボールもですけれども、民間の業者が回収をされていると、そういうことによって、こんなふうなら有益不燃ごみの収入売却が大体950万ぐらい、これは29年度3月現在でそれぐらいあるのが大体十七、八万、まあ20万前後見込まれてくるということなんです。

そこでもう1点、町長、お聞きしますが、こういうの中で集落等ごみステーションには、ごみといいますが、紙類は出てくるわけですけど、こういうことによっては、そのぐらいの減でとまるという考え方なんです。もうこういう紙類をそういう業者の方とお話しして、紙類は全部それに収集していただかせんかちゅう考え方も出てくるんじゃないかと思っております。

ただし、そうしたときに、売り払い収入が物すごい減少するということが考えられるし、また、焼却炉に以前は聞いたのが、焼却炉を燃やすのに紙が必要だということを知って一時調べたところ、紙ばっかじゃ違うんだと水も必要だと、そのために多少生ごみも要るんだということも

聞いたんですが。こういう業者の人たちの紙類の収集について、どういうふうなお考えをお持ちなのか、町長のお考えをお聞きします。

○町民環境課長（丸田 忠君）

民間の方のこの収集の関係ですが、基本的には家庭の一般廃棄物につきましては、廃棄物処理及び清掃に関する法律によって、基本的には町のほうが収集、運搬、処分することが基本となっております。一部、業者委託は可能であります、基本的には町がすることになっております。

現在行っている民間業者独自の収集場所を設けての収集関係ですが、この業者につきましては、町の一般処理の廃棄物の許可業者でありまして、収集運搬の関係の許可を受けている業者でありまして、また、この廃棄物処理及び清掃に関する法律の中で、もっぱら再生利用の目的となる指定された廃棄物、古紙ですとかくず鉄とか、その特定なものについては、例外的に許可なく収集はできるちゅうような規定もございますので、その辺を含めまして、この民間業者の関係については問題ないと考えております。

ただ、これは何もかもってなりますと、やっぱりいろいろ問題がありますので、先ほど申しましたように、基本的には家庭用の一般廃棄物については町が収集、運搬、処分が基本ですので、ここの関係については、余り民間の業者にお願いするってわけにはいかないと考えているところでございます。

○川口 憲男議員

紙類だけ、今現在で行われているのは紙類だけですけれども、全部任すちゅうのは各ごみステーションにおいても当然、紙類が出てくるんじゃないかと思えます。新聞紙等を見ましても、ごみステーションには新聞紙等も出ておりますから、当然、町が行うべき義務などところでは、やらなきゃならないところだと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、この売り払い収入の影響、それから前にちょこっと触れましたけれども、公共物の公共施設整備資金のところなんかに出てきましたけれども、これも一般財源化されて、こういう分別有益資源ごみですか、不燃売却施設のこの900万円ぐらいのお金も当然、これ何やったですかね、雑入やったですかね、ちょっと名前忘れちゃったけど、そういう名目で一般会計に入っていくんですけれども。やっぱり、1番目に申し上げましたように、クリーンセンター等の施設老朽化、あるいはこれを延命化するにはどうしても資本が必要ですから、こういうことを結びつけていけたら、また町民の方々もごみを出していただくことによって、こういうのの資金にもなるんですよということにもつながると思うんですけれども。やっぱり、紙類の収集、あるいはいろんなこの不燃物収集等の益金を得るということで、非常にその、クリーンセンター等の延命化にもつながっていくんじゃないかと思うんですが。

そういうような点で、その紙業者の人たちにはそこまで言えないんですけれども、やっぱり町の資金としてつながっていくという考え方をすれば、「捨てればごみ、利活用すれば資源」ということを申し上げましたけれども、もう一回お聞きしますけれども、やっぱり30億円ないし40億円の施設がかかる費用的なのについて、これからお金をちゅうことじゃないんですけれども、ごみを資源としてお金に活用するという考え方があると思うんですけど、町長、そこら辺はどうなんでしょう、考えはないですか。

○町長（日高 政勝君）

一般廃棄物については、先ほどから課長が言いますとおり、町の収集業務のところがありますので、基本的にはやっぱり町民の出されるごみについては、町は収集をするという原則に立っているわけですので、今までどおり、基本的には町がそれぞれ委託業者を通じて、収集はしていただくということになろうかと思っております。

とにかく、この資源ごみ、資源ごみはとにかく分別をして出していただく、紙類はもとより、いろんなこの資源の活用ができるようなものは、リサイクルをしていただいて出していただくというのは基本でありますので、そこは徹底してやっていきたいと思っているところであります。

○議長（平八重光輝議員）

川口議員、質問の趣旨に沿った（発言する者あり）お願いします。

○川口 憲男議員

質問の趣旨じゃないけ、まあ、いいが。

町長、最後に、やっぱりこういうごみの処理ということは先ほど申されたように、町がすることがこれは原則であるということをおっしゃいましたから、まさにそのとおりですけれども、町内から、大崎町みたいに21品目も、21品目じゃなかったですかね、27品目まで分別収集をせとは申し上げませんけれども、やっぱりさつま町も「ごみのないまち、美しいまち」としていくのであれば、この21品目あるいは今出ました紙類のリサイクルに対してでも、町民に呼びかけをしていただきまして、生ごみを含めごみがないまちとして、推進をしていかれるように要望をしときます。

終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、6番、田野光彦議員の発言を許します。

〔田野 光彦議員登壇〕

○田野 光彦議員

最後になりましたけれども、私の質問は、空き家・空き地対策についてという質問です。

放置された空き家等が問題にされる中、国では空家等対策特別措置法が平成26年11月に成立しております。多くの自治体では、それ以前に空き家条例を制定しているようであります。さつま町も、「さつま町空家等適正管理に関する条例等の制定について」という内容で、平成28年3月議会で可決していると存じております。

町内全体で高齢化率は39.3%、それから60%を超える公民会が8公民会という高齢化の実態に伴って、町長が言われる施政方針にある「安心・安全なまち」を構築するためには、早急にその対策を講ずる必要があると考えます。既に制定されてから、2年を経過しているようでございます。町長には、次の4点について見解を伺いたいと思います。

1つは、空き家は町内にどれくらい存在しているのか、特に危険な空き家はどのくらいあるのか。

2番目に、これらの家屋の固定資産税は納付されているのか。特に、大きな施設等の固定資産税等の納付状況はどうなっているのか。大きな施設等というのは、湯田のところにある施設だとか、あるいは求名のところにある施設があるんですが、そういったような固定資産税の納付状況はどうなっているのか。

それから、これらの放置された危険な空き家は、本町の景観から見ても、もちろん防災、衛生、そういった景観等の問題もあるわけですけれども、今後どのような対策を講じていこうとお考えなのか。

それから4番目に、これは住宅と住宅の間の空き地、あるいは不耕作地も含めてもあると思うんですが、夏は雑草が茂り、非常に有害虫の発生があるわけです。住民に迷惑がかかり、冬場は冬場で枯草、これからそういう時期になるわけですけれども、枯草となって火災の危険もあります。また、それは景観上も非常によくありません。今後、どのような対策を講じていこうと考え

られていますか。その辺を町長にお伺いします。

以上で、第1回の質問を終わります。

〔田野 光彦議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

田野光彦議員から、空き家・空き地の対策についての御質問でございます。

まず、第1点の危険空き家を含む空き家の数でございますが、平成27年に各公民会長にお願いをいたしまして、町内の空き家の実態調査を実施いたしました。空き家の棟数、構造、状態、周辺等への影響度について、目視による調査を行いました結果、住家の空き家が1,246戸でございます。状態別で見ますと、良好・普通が566戸、要補修が343戸、廃屋が315戸となっております。

周辺への影響度を見ますと、防災上の観点から隣家との境界が狭い空き家が273軒で、うち廃屋が57軒ということであります。

環境、景観上から苦情になるおそれがある空き家としましては230軒で、うち廃屋が57軒となっております。

危険家屋と思われる57軒の廃屋については、関係課職員による目視による調査を実施いたしまして、現況を確認したところであります。緊急的に対策を講じる必要がある特に危険な家屋は、確認をできなかったところであります。

次に、2点目の空き家に対する固定資産税についてでございます。老朽化した空き家は経過年数も進行しまして、固定資産評価額も20万円未満の免税点以下となっている家屋も多く存在をしております。家屋に対する固定資産税は、その所有者に対して課税することとされておりますが、空き家の場合、所有者が死亡している場合が多く、その場合には相続人代表者、あるいはこの納税管理人等を選任していただきまして、納付をお願いしているところであります。相続人等が県外に住んでいる場合など、所在がなかなか確認できない、そういった土地・家屋に対する納税意識の希薄化が進む傾向にありまして、一部においては納付が滞っている事案も見受けられます。

また、大きな施設についても、管理不全で原状回復が難しい物件もありますが、所有者及び所在が特定でき、納税通知書が到達されている場合は、一般の家屋と同様に固定資産税を賦課しております。お尋ねの大きな施設のことについてであります。これについては特定の物件につながる、いわゆる個人情報に関係をしますので、納付状況については個別の税務情報であることから、回答は差し控えていただきます。

次に、これからの、これらの放置された危険家屋の対策ということであります。平成27年に施行されました、空家等対策の推進に関する特別措置法におきまして、第一義的には、空き家等の所有者等が自らの責任により、適正な管理を努めるように規定をされております。危険家屋につきましては、町といたしまして平成24年度から、もうこの法律ができる以前から、24年から26までの3年間と、平成28年度から30年度までの3年間におきまして、危険家屋の解体の撤去の補助事業を創設いたしまして、除却にも力を入れてきたところでございます。これまでの5年間に、164軒の危険家屋の除却を行ってきております。

現在、空き家を解体したあとの土地に対する固定資産税の関係につきましては、今まで家がある場合6分の1課税ということがありますが、解体をしたあとは6分の1課税がなくなるということでありますので、これについてはやはり、せっかく解体はして空き地にしたのに、今度は税金が上がってくるという矛盾したことがありますので、町としましては、32年度までは解

体撤去の促進を図っていく必要から、減免措置を講じているところであります。

空き家対策の推進につきましては、空き家の活用を、先ほどありましたとおり、まだ使えるような状況につきましては、空き家をもっと活用していただきたい。そしてまた、これについては空き家の情報バンクを設けておりますので、そこに登録をしていただいて、その家を借りたい、あるいは売りたい、買いたいとか、そういう賃貸借も購入とかできるような仕組みをつくっております。

そしてまた、貸す場合に当たってはリフォームが必要だろうということで、リフォームの補助制度も創設をいたしております。

そしてさらに、先ほど申し上げましたとおり、廃屋については解体の撤去の助成もしておりますし、そしてまた、空き家をまたリフォームをして貸し付けたいという場合に、家財が入っているから、どうもその辺が問題だというようなことでありましたので、家財の撤去費まで今は助成もいたしておるところであります。

そういうことで、この管理不全な状態の空き家等の発生を防止しまして、適正な処理を行うことを明記しました、空家等の適正管理に関する条例も既に制定をしてあるところであります。管理が行われていない危険家屋等があると認めるときには、条例によりまして実態調査、助言または指導、勧告、命令、公表、緊急安全措置を行うことができるようになっておりますので、学識経験者等で組織しております空家等対策協議会に諮りながら、危険家屋への対策を講じてまいりたいと考えております。

最後に、空き地の雑草等への対策についてでございます。空き地の雑草については、これまで毎年数件程度の苦情、相談が来ておるところです。土地の管理については、先ほどもありましたとおり、あくまでも所有者に委ねておりますので、行政において法的な手段もないところでありますので、これまで雑草の除去等については、土地の所有者に対して個別に指導というんですか、「きれいにしてください」ということはお願いをしているところであります。

また、枯草などの火災の危険のある土地の所有者についても、町の火災予防条例によりまして、火災予防上の必要な措置を講じなければならないとなっておりますが、これについては罰則的な規定もないところであります。したがって、同じように指導の範囲にとどまっているというところであります。

このようなことから、行政みずからの対応というところは大変難しいところでありまして、雑草等については、土地の所有者責任ということで対応してもらう必要がありますことから、今後におきましても個別に指導を行いまして、広報等にもまた啓発を引き続き行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○田野 光彦議員

全国の空き家率が、それがちょっと私調べた段階では、約13%ぐらいなのかなというふうに思います。その場合にさつま町はどうか、もっと多いのか、少ないのか。

それからもう一つは、「特定空家等」の定義が、倒壊等もしくは保安上危険となるおそれのある状態、それから著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、4、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態というふうになっております。先ほど、町長の話では、危険家屋57という話だったんですが、特定空家等というふうな認識でよろしいのでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

空き家率の関係だと思いますが、さつま町は人口約2万1,000ですけど、戸数は約1万ですから、これからいきますと1,200ですから、大体国と同じような割になるんじゃないかなと思っております。

それと特定空家、この指定については条例を定めておりますが、やはり先ほど申し上げましたとおり、実態調査、助言または指導、勧告、命令、公表、緊急安全措置の、こういうことができる空家等対策協議会というのがございます。その中で、その現場を実態調査をした上で、その特定空家になるのかどうかちゅう判断をさせていただくということになるところであります。

○田野 光彦議員

今、空き家の場合、助言、指導、勧告、命令、それからそれに従わない場合は行政代執行という方法があるかと思うんですけども、例えば、先ほどの関連で、庭やあるいは空き地に草が生えている、あるいは枯れ木があると、そういった場合に火災の危険等があるんで、除草あるいは撤去をお願いしますというふうな助言、指導というのができるんじゃないかなと思うんですけども、そういったような状況を見ながら個別にやられるのか。それとも、私は放送か何かで何回かそういったことをやる必要があるんじゃないのかなと、大してお金もかかからないことですから、そういうふうなこともやってもいいんじゃないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

本町の空き家の状況については、対応ごとに先ほど申し上げたとおりであります。

廃屋が57軒ということですが、見たところではそんなに危険な家屋としては見受けられなかったと、確認できなかったということでもあります。

あと、枯れ木とかそういう状況はどうかちゅうのは、基本的にはその所有者自ら、その辺のところをしっかりと管理をしていくというのが、法律の目的でもありますし狙いでもあります。なかなかこちらに住んでないとか、そういう事例のところがあるかと思えますけど、やはりこの所有者責任の中でやっていただくよう、行政としては、そういう連絡は指導はやっているところでもあります。

○田野 光彦議員

もちろん所有者の責任というのが正しいと思うんですけども、所有者が例えば亡くなったと、そういった場合に子供さんが都会に行っていると、そういった場合はなかなか連絡がつかない。それから、相続人が何人かいた場合に誰が代表なのかと、先ほどは相続人の代表者という話だったんですが、固定資産税を送付した場合に、なかなか誰が払うのかというふうな問題も出てくると思うんです。

空き家になった場合に、子供さんがこっちに帰ってきてそれを住めば一番いいんでしょうけども、なかなか東京、大阪等にいと、こっちに来てまで、仕事を放棄してまで住むということは不可能であるし、空き家を賃貸にするにしても、リフォームが必要ですしお金がかかると。

それから、例えばそれをアパートなんかにした場合に、そのもとを取り戻すのに何年もかかると、あるいは入居者が見つからないとかですね。それで、毎年の固定資産税を払っていきなさいいけない。あるいは、定期的な設備の補修だとかそういったのもかかるといことになる、なかなか難しいということになると思うんです。売却すればといっても、売却もなかなか今はそうは進まないということになるのかなというふうに思います。

ですから、固定資産税の納付は、今言われた、こっちにいる人であればいいんですけども、代表者にだけ請求されているんでしょうか、その辺はいかがでしょうか。

○税務課長（下田 良二君）

納税管理人や相続人が特定できない場合は、特定できるように努力して見つけてまして、あと特定ができた場合は納付書を県外のほうに送っております。

それと、危険家屋の57軒の廃屋についてですが、免点未満が24軒ということでございます。課税標準の20万円以下です。

それと、県外の納税義務者が11軒ございました。

以上で、説明を終わります。

○田野 光彦議員

あと、廃屋あるいは空き家を更地にした場合に、さっき町長がおっしゃった、税金が6倍あるいは場合によっては3倍になるわけですけど、3倍から6倍というふうに書かれていますけれども、そういった場合の町としての対応をやっておられるということだったんですけども、町では空き家撤去した場合の補助というのは、たしか30万ぐらい補助がありますよね。そのほかにもまだあるのかどうか、これは例えば、ホームページに書いてある30年度限りなのか、今後もある予定なのか、その辺を伺います。

○町長（日高 政勝君）

この家屋状況の関係が、戦後、やはり持ち家を皆さん持つという、いわゆる自分の家を持つというのが、アパートとか民間の借家をするということもありますけども、夢としてやっぱり自分の家に住むというのが願望であったと思うんですが、特にそこがあって国としましても、そういう住居をつくってした場合は、固定資産税もいわゆる土地の、新築の場合は今3分の1課税ですかね、3年間ありますけども、土地についても6分の1課税を、持ち家についてはずうっとしておったんですけどね。

それが例えば、基本的には住居でこの登録をずっとしてあるんですけど、住んでなくても住宅だということですとずっと続いておって、減免がいわゆる6分の1課税がされておると。空き家になっているから、結局住宅じゃないですよ、という考え方に立って、私はもう解体したら、それこそ本当は国がまたもとに戻しますよということになってるんです。いわゆる6分の1課税をもとに戻すから、100%課税になるということですから、解体したらそれだけ税金が上がってくるということになるんです。

それで、先ほど申し上げたとおり、矛盾しているんじゃないかと。危険家屋で危ないから解体をなさいと、町からも補助金も出して解体してもらったら、結果的に税金が上がってきたということになるわけですから。ほかに有効活用していただければ、新たにまた新しい住宅をつくるとか、あるいはどなたかに売って住宅をつくってもらうとか、それであれば意味があるんですけども。なかなか空き地のままとすると、なかなかその辺に矛盾があるから、せつかく解体してもらったから、3年間は減免にしますよという措置をさつま町はとったという、それはもう3年間です。ずっとするわけにはいきませんから。自主財源として固定資産も非常に重要な財源ですので、ただ政策的にそういうことをやったということでございます。

そのほかの助成制度については、いわゆる老朽化をして、解体補助金が1戸当たり限度30万ということでありますが、先ほど申し上げました貸せようにも、例えば、隠居あたり、じいちゃん、ばあちゃんが死んで貸せようと思っても、家財道具がそのまま残っていると。あるいは処分の仕方も相当、シルバー人材センターで頼めば処分はしていただけますけども、それもやっぱり経費が要るというようなことでなかなか進まないということがありましたもんですから、家財道具の処分に対しても5万円やりますよと、そういう制度もございます。

それから、先ほど申し上げましたとおり、空き家バンクですね、さつま町はいち早くこの空き

家バンクの条例をつくる前から設置をしております。家主さんたちが、いわゆる所有者も、この家はあいてきたから、どなたか必要な方については売ってもいいですよ、あるいは貸してもいいですよという方については、空き家バンクのところに登録をさせていただいて、それに基づいて今度は住宅を求めたい、借りたいあるいは買いたいという人があれば、そちらのほうに不動産屋を通じてですけれども、そういうバンクをつくっておりますので、今でもそれを通じてそういう実績も出てきております。そういうことも、今やっておるところであります。

○田野 光彦議員

先ほど、税法上の観点から、ちょっと答えられないということがありました大型の施設等については、これは非常に危険な状況で、私もちょっとお風呂屋さんに行くと、上から張り板が落ちこっちゃってきたりとか、そういうような状況もあるわけですが、これは先ほど言った指導、勧告、命令それから代執行と、そういう形でされる予定、おつもりはないのでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

先ほど、廃屋の57軒について申し上げまして、それも調査を職員によりまして実施をしておりますが、緊急的に対策を講じるというところまでは判断をしていないようなんです。まだまだ状況が悪化して、それならとなると、先ほどの政策空き家として指定をすれば、そういうことの可能性は出てくるかと思えますけど。

そういうことで、やはり基本的な所有者責任というのが基本的にはあるものですから、そこが優先されるというのがあります。あとはどういうことになっているのか、相続関係でようわかりませんが。

○田野 光彦議員

町長が言われた、その57軒の中に入っているのかわかりませんが、具体的に名前を言っているのかよくわかりませんが、求名のあれは物件、恐らく会社が持っているんじゃないかなと思うんですけども、それから湯田の物件とか、あるいはほかにもまだあるのかなと思います。そういったような、非常にもう危険というふうな認識をも超えているような状況じゃないのかなというふうに考えているんですが、この辺はいかがでしょうか。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

今、御指摘の物件につきまして、1軒のほうにつきましては、実態の把握ということで、現場確認を関係課と行ったところでございます。今、言われますように、軒下の部分が落ちている部分もございしますが、基本的に、やはり個人的な財産でございますので、まずもって所有者、管理者の方々にお願いをしていくということが前提でございますので、もうそういったことを繰り返しながら、なかなか対応ができない状況があった場合につきまして、協議会等を開きながら、勧告なり指導、そういったような手続を踏んでいくという形で、即指導ができる、勧告ができるという状況ではございませんので、実態調査をしながら、所有者のほうに、引き続き管理のほう、安全管理のほうをお願いしていくという形で進めていくしかないということで、対応したところでございます。

また、求名の物件につきましては……ちょっと、済みません。

○税務課長（下田 良二君）

求名の物件につきましては、所有者の名前は判っているんですが、ペーパーカンパニー、幽霊会社みたいなところでありますので、納税通知書が届かない状況であります。

○田野 光彦議員

所在が判らないと、その所有者の、恐らく会社じゃないのかなと思う、ということは、税金も、相当な税金の料だろうと思うんですけども、滞納しているということになるわけですか。それとも

う一つの湯田についても、そういうふうな滞納がずっとされているというふうな認識でよろしいんですか。

○税務課長（下田 良二君）

一応、滞納状況につきましては、個人情報ですので、回答は差し控えさせていただきたいと思えます。

○田野 光彦議員

そういうことで、今後、もうちょっとよく精査していただいて、あるいは勧告、命令、その勧告をするにも、勧告もどこにいるって判らないということになるんですかね。なるべく善処して早目に、景観上もよくないし、危険家屋でもありますので、対処するようにしていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つの4番目の関係なんですけど、これも実際に、役場のほうに、ある住民が、苦情がないと対応しないのか、それとも見て状況的に判るんじゃないのかなと思うんですけども、これを例えば、さっき私も申し上げたように、放送で、こういうのは注意してくださいとか、そういったことは、そんなにお金がかかる問題でもないですので、できるんじゃないのかなと。これから冬場になると、ますます、たばこの火で延焼していく可能性も十分あり得ると思うんですね。そういったことについては、いかがでしょうか。

○町民環境課長（丸田 忠君）

町内の空き地の枯れ草の関係でございますが、やはり町内、結構広域でございます、個別に見て回るといっても、相当な地域がありまして難しいと考えております。

そういうことで、相談とかありましたら、こちらからも調査を行うなり、先ほどありましたように、指導、要請等を行っているところでございます。

それから、その放送の件については、議員が言われましたように、一般的に枯れ草等が舞ってということがありますので、それを放送するについては、問題ないと考えているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

お静かに願います。

○田野 光彦議員

そういうことですので、なるべく、ここに書いたことに対して、善処して対応していただきたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、田野光彦議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

本日の日程は全部終了しました。

あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散会時刻 午後3時14分

平成30年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

平成30年9月11日

平成30年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成30年9月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	下 田 良 二 君	保健福祉課長	櫻 伸 一 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	子ども支援課長	鍛治屋 勇 二 君
農 政 課 長	四 位 良 和 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光PR課長	羽 有 郁 夫 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	教育総務課長	角 茂 樹 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 2 議案第50号 さつま町通学費補助条例の一部改正について
- 第 3 議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	49	さつま町税条例等の一部改正について
	51	さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
	52	平成30年度さつま町一般会計補正予算(第2号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 9款 地方特例交付金 13款 使用料及び手数料 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 17款 寄附金 18款 繰入金 19款 繰越金 20款 諸収入 21款 町債 歳出 1款 議会費 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 人件費全部 第2条 債務負担行為の補正 第3条 地方債の補正
53	平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	
文教経済 (第2委員会室)	50	さつま町通学費補助条例の一部改正について
	52	平成30年度さつま町一般会計補正予算(第2号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費 11款 災害復旧費
	54	平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算(第1号)

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成30年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正
について」、日程第2「議案第50号 さつま町通学費
補助条例の一部改正について」、日程第3「議案第
51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条
例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

これから、9月6日提案がありました議案第49号から議案第54号までの議案6件について、総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

まず、日程第1「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について」から日程第3「議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

議案第50号の通学費補助条例の一部改正について、ちょっとお聞きしたいと思います。

これ、自転車通学について3キロ以上だったですかね、を助成するというところに、3万円ですかね。（「はい」発言する者あり）

3万円の補助ということになっておりますが、これの通学状態、距離数の計算は当然出てくると思うんですけども、きのうの一般質問でも、同僚議員が通学について質問がありましたけれども、通学路等はどういうふう指定されて、算定基準はどういうふうにされる考えなのかをまず1点お聞きします。

○教育総務課長（角 茂樹君）

遠距離通学者の補助については、今現在、こういった、今、御提案をしているような内容で体系を組ませていただいて、支援をしていこうという考え方でございますが、今、御指摘の自転車通学等につきましても、申請に基づきまして、該当するかどうかの判断をさせていただくということになります。

規則上では、一般的な通学路ということで考えておりますので、限定した経路は定めているところではございません。最も一般的な道路ということで、提出されたものについて、教育委員会のほうで実測を行いながら確認をし、判断をしていくということになります。

当然、キロ数を定めてございます。4キロとか6キロとか定めてございますので、そういったところの、きわといいますか、ところについては2回、3回と車をかえながら再確認をしながら、そういった距離の判断はしているというような現状でございます。

○川口 憲男議員

その通学路の、何というんですか、通学路指定、例えば自転車にされても車の量の少ないところに行く、あるいは教育委員会が定めた、例えば、私、鶴田地区ですけれども、国道267号を

常時来る路線で行くのか、それとも、それをちょっと脇道にそれたり、鶴田の本道だったら湯田のほうに経由していく、それだったらこの3キロに対して、そこに二、三百メートルの差は当然出てくると思うんですけど、そこあたりの判断の仕方をどうするのかということを知っているんです。

それともう一点は、この自家用利用者通学補助も当然出されるわけですけど、家庭で、車で送迎する方にはそれを助成すると、仮に、ここらのところで通学定期を認めたよと、しかし、通学定期は定期でそれなりに個人的に認めたよと、その次に、いろんな事情があつて通学が自家用になってくると、そういったときに、どちらも申請が出たときにはどういうふうな判断で認めをされるのか、そこあたりをお聞きします。

○教育総務課長（角 茂樹君）

まず、通学距離の判断というところにつきましては、今現在、今回の条例の改正案には出ておりませんが、今の現在の条例の第3条に通学距離という定めがございます。児童生徒の住居から学校に至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路で、教育委員会が認定したところということでございますので、これはやっぱり合理性が非常に大事なところでございますので、そういった判断をさせていただくということで、当然、議員御指摘のとおり、交通量が多くて危険だということで、それが結果的に遠回りになってしまうということにつきましては、やはりここに合理性があるのか、この条例に適合するのかといったところについては、客観的な判断を求めながらやっていくと、これは教育委員会が図りながらやっていくということでございます。

あと、自動車通学と自転車通学とかいったところの併用の申請はできないというか、申請は一本で、申請書の中に通学の区分等を書いた中での申請ということで、2つ上がってきた場合には、どちらかを選択していただくという形になるというふうに思っております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第4「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

所管が違いますので、お伺いいたします。

債務負担行為補正の関係、包括業務委託の関係なんですけれども、全協でもそれぞれ説明がございまして、ある程度、まあ、理解をするわけでございますけれども、こうして9月7日に南日本新聞に「さつま町の非常勤6業務民間委託」と大きな見出しで新聞が載りまして、町民の方からやっぱり、新聞に載っちゃうのが、どういうふうになっていくのかというような電話等もいただきました。この新聞を読んでいきますと、自治体の業務包括委託は、県内で初めてというような

流れということも記事に書いてございます。

また、崎野裕二総務課長は、働き手が限られた地方でも継続して人材が確保でき、メリットは大きいというような形の中で、総務課長のほうの談話も出ておりますけれども、こうすることで、まさに時代の流れで、そういう人件費を含めた財政的な問題、前向きな流れを組んでいただけるということで、私は大変理解をしております。

そういう流れの中で思うんですけれども、やっぱり役場の行政の仕事ちゅう、内容というのは、ゆりかごから墓場までと言われておりますから、幅広いこのいろんな業務をされるわけですね。そして、町民の行政サービスということで、町長がいつも言っているんですけど、「町民目線に立って仕事をやってくれ」ということをしょっちゅう言っておられますから、まさにその流れに乗っていくのかなというようなほうの理解もいたします。そういうことに、町民のほうも関心が相当私はあるんじゃないかと思うんですけれども、こういう流れになったということの、まず1点の質問は、これは何年ぐらい前にこういうことの計画といたしますか、考え方というのを持っておられて、こういうことに、県内初でございますから、こういう流れになったかというのが1点と、まさに、今、テレビ等、新聞等出ておりますが、国の法律の改正等もありまして、この正職員と臨時職員との流れの中で、臨時の職員にもボーナスも上げなさいとか、そういうこともしょっちゅう新聞、テレビ等でも報道されておりますが、そういう流れに対する一つの施策でもあるとは理解をするんです。そういう流れの中で大変いいとは思いますが、ただ、私はこの新聞を見たときに、今から、まさに今、中身を精査されていくとは思いますが、非常勤6業務民間委託と大きな見出しが載っておりますので、このことに対する町民の意見というのが、6業務でいいのかということでございましたので、今から中身を詰めていくんですという回答はいたしましたけれども、まさにそういうことが大事になってくるのかな、そういうふうを考えますし、また町民もそういうことを期待もしております。

先ほど言いますように、ゆりかごから墓場までの仕事でございますから、いろんなこの業務の委託ちゅうのは出てくると思います。まさに公務員感覚から民間感覚のほうに先取りをやるというふうな流れでございますから、大変理解もいたします。

ぜひ、中身を精査しながら頑張りたいと思うんですけれども、その流れの中に、町長に1点お伺いしますのは、この民間委託に持っていく業務の内容云々というのは、内部だけの検討でそういう委託をされるものか、やっぱり、この有識者会議を持ちながらそういう流れに、その将来に向けてもって段階的にこの6業務から中身を精査すれば、10業務にもっていき、20業務にもっていきという形になっていくのか、そこあたりの流れというのは、どんなふうにご考えていらっしゃるものかということ、2つの点をひとつお伺いしたいということでございます。町長の考え、また総務課長の考え方をお願い申し上げます。

○町長（日高 政勝君）

今の市町村のいろんな役割というのは、やはり住民福祉サービスの第一線でいろんな仕事をしているわけでありまして。おっしゃるとおり、ゆりかごから墓場までと、あるいはそれ以上のいろんな、死んだあともあるわけですから、非常に幅広い業務を担っていただいております。

それだけ、町民と非常に身近な立場にある仕事をさせていただいておりますので、やはりこの、住民の目線、住民の立場に立って仕事をやってくれというのは、私のいつもの職員に対する声かけでありますけれども。

やはりこの住民サービスというのは、きのうよりもきょう、きょうよりもあしたという形で改善をされないと、行政サービスの質は高まらないと思っておりますので、職員については、日々研さんもやっていただきたいということでお願いいたしております。

その中で、今、市町村のこの業務というのが、地方分権が進みまして、その身近な行政サービスを高めるためには、わざわざ県まで行かなければならない業務、あるいは国に申請をしなければならぬという、できるだけこのそういう県あたりの事務についても、密接なこの行政サービスができるのは権限委譲をしてやっていただきたいというようなことで、そういう流れはずっと続いております。それだけ、いろんな業務が、また市町村のところにおりてくるわけでありすが。

一方では、この職員の数というのは行政改革でかなり、いわゆる合併10年間は100人減じておりますし、これからまた向こうの10年間においては、さらに0.6%、20人ぐらひは減ずるといふ計画をいたしておりますので、よっぽどこの効率的なサービスをするということになりますと、内部の事務については十分検討をしなければならぬということでもあります。例えば、今説明をこれまでしましたその臨時職員、短期的に雇用している、今はこの非常勤特別職のそういう制度にしなければならぬということに切りかわって本町もやっておりますけれども、今後、ますます働き方改革が出てきまして、そういう人たちは同一労働、同一賃金という基本的な考え方に沿っての待遇面でも、あるいはこの勤務条件、休暇とか有休にしなければならぬとか、そういうところといろんな問題が出てきますので、そうなりますとやはりこの人数もかなりそういう方々が多くなっている中では、一つの労務管理というんですかね。そういう事務もかなりの量になってくるわけでもあります。

したがって、今後におきましては、人件費も増大をするという報告もありますし、そういう管理的な問題というのも相当荷重になるというようなことは予測をされましたので、これについてはやはり民でできることは民でお願いしたいと、よりサービスを高められるというところは、またあるわけでもありますので、そういう面は民間でも教育をしていただいて、研修をして、よりよいサービスをしていただきたいと、その分については、行政の事務から離れますので、本来のこの正職員については、いろんな企画、運営とか、いろんなことに専門的に勉強ができて、サービスがより高められると、そういう基本的な考え方に沿って、今回、このような形にしているわけでもありますけども。

国の考え方が、これはいつから出たかということなんですけど、やはり、どんどん今、働き方改革なんか各業界のあらゆる分野に浸透しつつありますが、ずっと昔からというんじゃないで、先ほども申し上げましたとおり、地方分権が進んで、権限委譲が非常にこういう市町村のところまでおりてくる、業務は拡大する、一方では、行政サービスは変わらずにしなければならぬという実態を踏まえて、やっぱりこのスリム化を図っていくことも必要だということで、ここ数年の中の考え方でございます。

それと、具体的に、既に先進的にやっているところも一部ありますので、そういうところを参考にしながら、これまで勉強してきたということでございます。

それから、今後のこの包括委託をするに当たりまして、内部だけでやっていくのかということでもあります。外部の皆さんまで入れて、検討をする業務が出てくるのかどうかは、今後の状況次第ですけど、今の段階では内部事務で精通をしている職員でありますので、お互いに課の連携をとって十分やっておりますので、そこにいろんな支障がある、専門的な意見のことを聞かずにいかんという場合においては、状況によってはそういう必要もあるかと思っておりますが、今のところは、その内部事務で対応はできるのかなというふうに考えているところであります。

○総務課長（崎野 裕二君）

総括的なところにつきましては、ただいま町長から答弁がありました。

私からは事務的なところについて回答させていただきたいと思っております。

最初の、いつごろから導入されたか、研究したかということでありまして、導入につきましては、私どもが研修に行った先では、一番早かったところは、平成21年度ぐらいから研究がなされたということで、導入が25年、26年度ぐらいから導入がなされているようでありませぬ。

そういったことを受けまして、総務省のほうから働き方改革の流れに乗っていると思うんですけども、総務省から、こういったスタイルができましたよというようなことで、通知と申しますか、案内がありまして、最初通知を見ているときには、ああ、こういったことが進まれつつあるんだなというようなことで漠然と捉えておりましたけれども、具体的に、さつま町に置きかえてできるのか、できないかというようなことで真剣に考え出したのが、28年から29年度ぐらいにかけてということになると思います。

29年度には、直接この実際にできるのか、できないか具体的に、そういった事務ができるのか、できないのか、そういったことを踏まえて研修先を、相談しながら、研修に行ったところでございます。

それから、6業務につきましては漠然と6つにまとめましたけれども、全協の資料でお示しましたとおり、116という具体的な数字を示しておりますけれども、基本的には全部できると思うんですけども、手に職を持っていらっしゃる技術職の方々をとりあえず除いて、一般的な事務で、いわゆる誰でもできるんじゃないかと思われる事務として116をカウントしたところでありまして、ここにつきましては町長の答弁のとおり、第三者を入れてする必要はないところじゃないのかなということ、選定をしたところであります。

具体的に6と言いましたけど、一応全部を捉えている感覚でございます。

○新改 幸一議員

ただいまの答弁である程度理解いたしました。

私はゆうべテレビを見とったら、11時ごろだったですかね。放映されている中で、今、行政のあり方、そしてまた我々地方議員もなんですが、「政治に問われる変身」というタイトルで放映をされておまして、それをテレビを見とって、まさにきょうの会議でこのさつま町の新聞に載ったことや、まさに先進地で走るさつま町も我々議会も変わらないかなということもつくづく感じながらテレビを見ておりました。

町長の答弁、大変理解いたします。今後の成功を祈るわけでございますが、県内初でございますので、いろんな各市町村が問い合わせもやってくると思います。また一方では、もちろん町内の町民からも、いろんなまた問い合わせ等も出てくるんじゃないかと思っております。

今までの行政のいろんな答弁というのは、何にしても、近隣市町村の流れはこうですとか、隣の市町がこうですとか、そういう言い方でやってくるいろんな説明というのも多々私ども聞いてまいりました。ですので、今回のこの流れというのは、まさに行政が本当に改革していく、変身していくという一つの行政サービスにもなってくると思いますので、ぜひ成功していただくように要請して、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○上久保澄雄議員

先ほど、この制度が発足したのが、平成21年度からという総務課長の説明でございましたが、それからしますと約10年近く経っているわけでございまして、新聞記事にもございますように、県内では自治体としてこの業務の包括委託は初めてのケースであると。ということは、この県内の各自治体が恐らく検討はされてきただろうというふうに思うんですけども、なかなかこの踏

み切るところまでは来ていなかったと、そこに対して何らかのこの課題とメリット、デメリット、メリットは十分出ておりますけれども、逆にそれに対するこのデメリットと申しますか、問題点といったのもあってこそ、この制度がなかなか進まなかったという点もあったんじゃないかなろうかというふうに、これは私の邪推ですけれども、ああ、想像ですけれども、邪推じゃないかなですね、その辺の点、調べていらっしゃるいましたらお伺いしたいのが1つと、もう1つは、10月以降に委託先企業を公募しと、それから対象職員への説明会を開いて転職の意向を聞くんだというふうになっておるんですが、この委託先の企業が決定をした段階で、その企業さんが説明会に入った、当然入られるわけですが、そのときの、まあ、雇用条件と申しますか、そういったもろもろの条件等は、町としてどのようにかかわっていかれるのか、これはもう公募された段階で、こういう条件でどうですかという話になるのか、その辺をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（崎野 裕二君）

この事業発足の時期、21年度というふうに、今、御質問の中でもありましたけれども、研究がなされ始めたのが20年、21年ぐらいで、私どもが把握しているのでは、福岡県の篠栗町が一番早いのかなと思いますけれども、25年度か26年度ぐらいの導入であります。ここらあたりからの発足ということになります。

それから、全国で、この、されているところを見てみますと、ちょうど規模的には私たちぐらいのまちの規模が着手されているようであります。というのは、いろんな要因があると思うんですけれども、大きな自治体になりますと職員の管理をする専門の職員が、もうプロフェッショナルなのがいるということがありまして、小さなまちは、もうそういったものがなかなか育たないというのが一つはあります。

それから、まちの規模として、2万人ぐらいのまちということで、うちも今170人ぐらいの臨時的に非常勤職員がいらっしゃるんですけれども、ほかのまちも同じぐらい、職員に匹敵するぐらいの職員を抱えているというようなことで、その方々1年で更新ができるだけの、あとに控えていらっしゃる方がいないと、働く方々がいらっしゃらないということで、どうしてもこの毎年1年契約で契約をせざるを得ないということで、こういったことがやっぱりまずいんじゃないだろうかというようなことで、複数年契約ができる、そういった包括業務の取り組みを始められたというふうに感じているところであります。

メリット、デメリット、メリットの裏返しがデメリットになるのかもしれませんが、今のところは、その一時的なこの最初の段階で事務費と消費税の上乗せがありますよということを全協のときにも示しましたけれども、事務費の部分が経費としては、最初の段階では経費が高くつくというのがあります。

段階的には人数を減らしていく予定ですので、ここはクリアできていくと思うんですけれども、そこらあたりがそのデメリットの一つになるのかなと思っております。

よそのまちが今まで、始まってからなかなか手を出せなかったというところも御指摘がありましたけれども、そういったところである程度の規模、2万人ぐらいのまち、3万人ぐらいのまちでないと、また、そういった新たなところで着手できるだけの人材も、人材と申しますか、人員的な数的なところでのフォローがなかなかできなかったのかなというふうに考えているところであります。

県下でも、このフォーカスとしては、さつま町が最初になるかもしれませんが、部分的には受付業務だけということで、出水市さんが、既に始めていらっしゃるようであります。

全部を一括でということで、県内のほかの市町村、まち・村の皆さんが、さつま町がしていただければ、何とかそれをもとに、というようなことでは、何人かからか話を聞いているところで

あります。

答弁が漏れておりました。

雇用の条件についてでありますけれども、一応、仕様書の中に現在勤務されていらっしゃる非常勤職員について、その本人の、働いていらっしゃる方々の希望があれば、その受けられた方のところに転籍をしていただくことを基本としております。ですので、今、非常勤職員で働いていらっしゃる方々は、そのまま、籍が違うといいますか、雇用者が違ってくるといふ捉え方だけを考えているところであります。役場が、今、雇用しておりますけれども、請け負った業者の方が雇用されるということで、勤務体系と勤務条件はそのままの条件で仕様書のほうには記載していきたいと思っているところでございます。

○上久保澄雄議員

導入の経過のほうについては判りました。

ある程度の規模がないと初期投資のほうもかなりかかるんだと、そういうことで、余りメリットは、当初の段階ではないんでしょうけど。

続けていく間では、だんだん効果が出てくるという部分はあるだろうとは思いますが、これについてはもう理解をいたします。

先ほど、条件の関係なんですが、現在のその雇用の内容をそのまま引き継いでいくんだというように、今、総務課長の答弁でございましたけれども、ただ、それぞれの職場によって実態は違うんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の調整、それからまた、この中にはやはり、臨時雇用者の身分の安定という部分も入っているわけですね。制度として。ボーナスも上げなさいと。そうなりますと、現在の雇用の態勢の中では、これは、雇用保険も適用されないといったような雇用形態ですので、その辺についても、雇用される側としては臨時で、町で直接雇用されるのと、その企業さんが間に入って、まあ、人材派遣ということになるんですが、そこから派遣をされたという形をとると、同じ内容になるんじゃないかというふうに思うんですが、条件は若干よくなると、ここにメリットは出てこないというふうに思うんですが、いかがなものですかね。

○総務課長（崎野 裕二君）

働かれる側のメリットといいますと、複数年で契約ができるということが、もう一番のメリットかと思えます。

条件を申し上げましたけれども、今、役場も報酬と社会保険料を掛けまして、わずかでありませぬけれども、通勤手当を支給しております。

この、手当も含めまして、このセットはそのまま今回の債務負担行為の積算根拠になっておりますので、これに事務費をかけて、消費税をかけて、計上させていただいておりますけれども、この3点につきましては、そのまま支払ってくださいね、という条件でございます。

そして、本人が、働いていらっしゃる方々が、そのまま移行してもいいということであれば、引き取ってくださいということでございます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

○上久保澄雄議員

はい。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませぬか。

○岸良 光廣議員

所管が違うところだけを伺います。

総括はこのあと、また伺いますので。

まず、関連として、2点だけなんですけど、関連として、白男川小学校の校舎の改築工事は何も言いません。ただ、その備品関係等、先日の全協で浄化槽のことを聞いたんですが、それと、きのうの一般質問に対する町長の、スポーツコンベンション、これに対する、今回の白男川のやつは全く無計画ちゅうか、無責任ちゅうか、ただつくりたいがためにやられたのかなちゅう、そういう思わざるを得んようなことが出てくるわけです。

きのうも商工観光課長から、浄化槽の話聞いたんですけど、これ、当初は年間3,000人ぐらいを計画するんだと、それを私は無謀だと言ったんですけど、きのうも、商工観光課長の話を知ると、従来、さつま町でスポーツコンベンションをやっている民間の企業さんのところは絶対に手を出しませんと、ということは、民間を排除することやなくて、じゃ、これ、新たに3,000人、年間の利用者をスポーツコンベンションまたは一般の宿泊を考えるのですかと聞いたら、そうだと返答でした。

そこで、年間3,000人、12カ月で割ると月平均250人なんです。これを25日で割ると利用者は1日10人なんです。そこに77人規模の浄化槽で、これは妥当なのかなと。特に浄化槽の場合は、私のある知り合いの施設がありまして、工事をするとき、業者からマックス何人ぐらい利用されるんですかというのを聞かれたと、その施設は時期時期なものがあって、マックス200人ぐらい来るのかなと、しかし、通常は10人前後なんです。それで、200人近くのそれだけ大型の浄化槽を入れて億単位の金を投資したと、だけど、今なってみれば維持管理費が膨大になって、これ以上、管理できないと、で今、一般の浄化槽のほうに10人あるいは15人用のほうにかえたいんだと、そうするときにも私も相談を受けましたけど、200人用の浄化槽を埋めてしもうて、新たに小さい浄化槽をつくって維持管理費を下げるといふところの相談をここ直近受けてます。それを聞いたときに、このまず、浄化槽の77人のこれを本当にこの70人が毎日来るんか、という疑問が1つあって聞いたところ、本当によく考えてほしいのは、1日ベースに何人ぐらい目標にしているんですかと、70人槽を使うんでありゃ、毎日70人ぐらいの利用客を想定しているんですかというところをしっかりともう一回検討してくださいよということで、全協で話をしたつもりなんですけど、この計画自体も、町長に申し上げた関連の御質問なんですけど、きのう、一般質問で出てましたけども、スポーツコンベンション、これで体育館の空調設備、これをしたら、町長の答弁は、いや、体育館だけじゃないんだと、グラウンドがあるんだと、それをすればいいんだという答弁でしたけど、グラウンドを使うちゅうことはラグビー関係だけです。それと一般の宿泊客で年間3,000人達成できるんかなと、物すごく私は、これ、余りにも建物をつくりたかったがための計画で国から補助をもらったから、それをせんにゃいかんからやったんだと言わんばかりの答弁だというふうに私は受け取ったんです。

そこで、町長に聞きますけど、今の小中高の夏場の屋内体育館等を利用する場合の使用制限の最低限の、今、ことし行われている条件を御存じかどうか、町長か商工観光課でもいいですけど、教育課でもいいですけど、体育館を使ったそういう屋内での競技、小・中・高、これは、議長、大事なことから、関連ですから、最低限度の今、ことし、県が行っているそういう条件等、御存じかどうか、誰か、町長でもいいですし、関連の課長でもいいですから、お答えください。

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

今の議員のほうから御質問がございました、まず浄化槽の部分なんですけど、浄化槽の数字がひ

とり歩き、私はその3,000ということを行いましたのは、前回、6月の部分で利用計画ということで、お示した数字等で行いました。

今も、また数字を地元の委員会、また関係課で、精査というか、やっているところではございますが、浄化槽につきましては、建築確認許可をとるために北薩地域振興局のほうに出向きまして、この浄化槽の人槽については、これで許可をもらうということになっておりまして、たしかカフェ部分と宿泊部分の、宿泊部分についてはもう定員が決まっておりますので、その数字と、カフェ部分については、床面積に応じる数字ということで、72人槽ということで、これで許可をもらったということになっております。

あと、体育館の使用状況については、ちょっと私のほうは把握いたしておりません。

コンベンションでの利用状況等については、現在、ここに数値を持ち合わせておりませんが、条件が厳しいという話は、一応聞いてはいないところでございます。

○岸良 光廣議員

もう御存じないでしょうから申し上げますが、町長、ことしから小学校も中学校も県が主催する主な大会は、空調設備がない体育館ではしないんですよ。去年まではしてありました。ことしから小・中・高、全部、空調設備があるところでないと夏のそういう大会は開催してません。

昨年までは、男子の中学校のそういう県大会等も蒲生を使っていましたけど、ことしから、そういう設備がある串木野ですか、それと始良、そういうところの施設があるところに分散しています。

昨年までは、桜島の総合体育館も空調設備がありませんでしたから、そういう主なものが全部、それまでは桜島を使っておったんですよ。ところが、ことしやっとなら桜島が空調設備をつけたものですから、県のJOC代表チームの合宿とか、そういうものには桜島が使われ始めたんですよ。だから、スポーツコンベンションをやろうと思えばラグビー場だけじゃ人が集まらんわけですよ。そしたら、さつま町の総合体育館をそういう方々に使ってもらうためには、夏の条件として空調設備がないことには、いろいろな大会もさつま町に持ってこないとスポーツコンベンションとして利用してもらえないというのがあるんです。そこを考えて、きのう町長の答弁を聞いて、わあ、これ本当にそういうところを知ってる人が誰もいないんだなというのがありましたんで、やっぱりその浄化槽のことも、まあ、地域振興局のことを言われたんですが、それももともとは過大な数字の積み上げの結果ですよ。だから、工事自体は、これはもう仕方ありません。だけど、そのほかの附帯のものについては、もう一回真剣に見直しをして、どれが適正なのか、だから本当に、この浄化槽をつけて、5年後、10年後に、これは維持管理費が大変だったということになったときに、本当に今の投資が正しいのかどうか、そこをやっぱり検証をしていただいて、後々、間違いがないようにしていただきたい。

同時に、きのうも何人かの同僚議員の方が一般質問でいろんな形でのその体育館の空調設備のことを言われておりましたが、今、言いましたように、ことしから、空調設備がない体育館については、県の公な行事等の大会は開かれません。もう、そういうふうに変ってきているんだというのをまず町長も認識していただいて、何らかの方法で、このスポーツコンベンションを進めるのであれば、体育館の空調設備、これを早期にやられるべきだというのは指摘しておきます。

それともう1点、これも所管が違いますんで、ちくりん館、今回また約90万円、93万円ですか、プレハブ冷蔵庫ユニットが入れかえ修理と書いてあるんですが、これちょっとお伺いしたいんですけど、僕、所管が違いますんで全く判りませんので、ここ3年間でも結構です。

毎年、これ、ちくりん館については、町の相当な出費が出てると思うんですけど、その出費が、ここ直近3年間でもいいんですけど、年どのぐらい出ているのか、それと、今ちくりん館はいろいろ

ろな町内の施設の中で、一番売り上げが上がってると思うんですけど、そういうところのちくりん館に対して、ほかのところと同じように20万以下だけだけど、以上はまちが修理代を持つというのは、これは、ちくりん館あるいはそのほかのいろんな施設の売り上げから何から利益率見たときに、本当に妥当なのかどうか、行政として本当はもうちょっと使用料でも何でももらうべきじゃないのか、その辺について、町長のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○農政課長（四位 良和君）

議員からございました宮之城ちくりん館の修繕費の関係であります。今回、お願いするのは、資料に書いてありますように、宮之城の屋内のプレハブ倉庫の故障によるものでございます。

今回、補正を上げさせていただきましたのは、夏場からこの時期にかけて、商品の保管、管理やら、材料等の保管、管理をするために、ユニットの入れかえ修繕、それに伴う冷却用の冷媒用の工事等の、工事といえますか、配線等の入れかえ修繕に伴う予算でございます。

修繕費の20万円の根拠につきましては、指定管理契約を結んでおりますが、この根拠の中に、御承知のように、1件20万円を超えるものについては、原則、まあ、町が実施するというところで、施設の損耗、劣化に伴うものについては、町のほうで見ているというような状況でございます。

なお、ちくりん館については、平成14年に建設を行いまして、現在16年以上が経過している状況であります。

この他、指定管理を行っております自慢館、あるいはひらかわ屋等につきましても、ここの指定管理の条件等については同じ形で修繕を行っている状況であります。

なお、本年度につきましては、この修繕以外にも夏場の室内の空調設備が故障しまして、予備費等も充てて、中の野菜等が傷む可能性がありましたので、企画財政課のほうとも御相談しながら、緊急に修理を行ったものであります。

過去3年間の修繕に係るものについては、ちょっと今、手元のほうに資料を持ち合わせておりませんので、後日、回答させていただきます。

○岸良 光廣議員

いや、私が一番聞きたいのはそこじゃないんですよ。

これは、もう修理費が出てるんだから、これは判ってますよと。ただ、町長でもいいんですけど、ほかの施設と比べて、ちくりん館の年間の売り上げは幾らあるんですかと、例えば、ちくりん館の売り上げが100として、あるいはそのほかの売り上げがどの程度か判りませんが、恐らくちくりん館が物すごい売り上げを上げてると思います。年間、億になっていると思うんですよ。そういうところと、売り上げが少ないところとの、その20万以下は同じですと言うけども、売り上げがそんだけ上がっているのであれば、町にもうちょっと還元してもらってもいいんじゃないかなと、これはやっぱり町長、農協に、もうけちよつたればちった町にもバックしてくださいよと、やっぱり言うべきだと思うんです。そこを考えたときに、本当に、売り上げと、この負担が同じでいいのかなと、その辺を今後、これますます年数が経っていくと維持管理費が増してくると思うんですよ。

これは、町長に聞きたいんですけど、今後、農協のほうとその辺をやはり、家賃ちゅうわけにはいきませんが、売り上げに対するやはりそれなりの町に対するメリット、それをもう少し見直しをしてもらうような方向に考えがあるのか、ないか、町長、そこだけちょっとお答えください。

○町長（日高 政勝君）

この指定管理制度を設けておりまして、それなりに、今でも説明してありますとおり、大きな

修繕が20万円を超えたときは町という形の一時的な取り扱いをいたしております。本当にそれぞれの、直売所の売り上げの状況というのは、最近は非常に昔みたいではなくて、厳しいところはあるんですが、それだけのそれぞれの直売所ごとに収益の度合いというのが、高低差が確かにございます。

そういう状況がございますので、おっしゃるとおり、この売り上げに対比した形での、その辺も検討するということについては、今、指定管理者についてですから、次の段階のこの指定管理をする段階では、そこも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

もう4回目です。

答弁漏れとか、あればですけども、新たな質問はもう3回までです。

○岸良 光廣議員

ぜひ、今、ちくりん館も、もう十数年経っていますんで、今後については老朽化による大きな修繕等も出てくると思いますので、今、町長が言われたとおり、それを農協のほうとぜひ詰めをしていただいて、次期の契約時には、それなりのやはり町にもメリットがあるように、これだけは何とか頑張らせていただきたいというのを強く要請をしておきます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○岩元 涼一議員

先ほどの債務負担行為の件ですけども、全協の時点で指揮命令系統については派遣会社というか、そちらのほうに移るといような説明であったかと思うんですが、実際、そちらのほうから賃金等が支払われる、やっぱりそうかなと思うんですが、やはりその役場内において、事務作業、いろんなことをされる中においては、課長の命令といいますか、そういうところも出てきます。その作業自体についてはでしようけれども、また、例えば緊急事態とか、災害ですね、そういうものなどが発生した場合、説明で8時半から5時までの勤務時間というようにことでしたが、そこ辺も非常時の場合には対応を考えていくとか、そういうふうな最初の説明、採用される、まあ、契約というか、そういう時点でそういう条項も入れていかなければならないんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはどのような形で進めていかれる考えですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

全協の説明の中でも申し上げましたけれども、命令系統の関係でありますけれども、人材派遣の中で行っております。直接、雇用的な命令系統がその本課といいますか、受けておりますこちらのほうで命令ができる部分につきましては、この委託業務の中では偽装請負に当たるといようなことで、法律に抵触するといようなことを言われておりますので、そういった枠組みをきちんと設ける必要があるといことで、人材派遣の場合は、直接指示ができるけれども、委託業務のときには、委託会社のほうを通じて命令系統を促すといようなことになっている、そういった枠組みをつくられているようでございます。

緊急避難的なことなども、役場の場合、いろんなことを考えられますので、そういったことにつきましては、具体的な問題につきましては、実際スタートするときには業者のほうと十分な議論が必要かなと思っておりますのでございます。盛り込むべきだろうと考えているところでございます。

○岩元 涼一議員

いいです。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。
ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第6「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び日程第6「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から9月13日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月28日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時21分

平成30年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

平成30年9月28日

平成30年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成30年9月28日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財 産 管 理 課 長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	下 田 良 二 君	町 民 環 境 課 長	丸 田 忠 君
保健福祉課長	櫻 伸 一 君	高 齢 者 支 援 課 長	岩 元 義 治 君
子ども支援課長	鍛 冶 屋 勇 二 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
商工観光PR課長	羽 有 郁 夫 君	ふるさと振興課長	市 來 浩 二 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	代 表 監 査 委 員	新 屋 敷 浩 君
監査委員事務局長	櫛 山 扶 美 子 君	教 育 総 務 課 長	角 茂 樹 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 2 議案第50号 さつま町通学費補助条例の一部改正について
- 第 3 議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第58号 平成29年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第59号 平成29年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第60号 平成29年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第10 議案第61号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について
- 第11 報告第 7号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について
- 第12 報告第 8号 平成29年度健全化判断比率の報告について
- 第13 報告第 9号 平成29年度資金不足比率の報告について
- 第14 所管事務調査報告の件
- 第15 議員派遣の件
- 第16 閉会中の継続調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成30年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

農業委員会会長から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第2「議案第50号 さつま町通学費補助条例の一部改正について」、日程第3「議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」、日程第5「議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第6「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について」から、日程第6「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案6件を一括して議題とします。これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。

総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げますが、その前に修正方をお願い申し上げます。

5ページのほうでございますが、真ん中の部分でございます。「この答弁を受けて」ということで「一般会計補正予算（第2号）について」となっておりますが、事業名、「は」が抜けておりましたので、追加をお願いいたします。

それから、1行あけまして「委員会報告書」となっておりますが、「委員会」と「報告書」の間に「審査」という言葉の追加をお願い申し上げます。

おわびして訂正方よろしく願いいたします。

なお、執行部のほうには修正後の分を配付してございます。

それでは、お手元に配付の報告書のとおり読み上げてまいりますので、お願い申し上げます。

総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について」、「議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、「議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」の

関係分については、別紙のとおり修正議決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、町民税の非課税限度額の改正、たばこ税の改正を行うものであります。

質疑の中で、今回の改正に伴い、町たばこ税はどの程度増となるのかただしましたところ、販売価格が上がっても、最近健康志向が強いことから、喫煙者が減ってきているため、余り増税は見込めないとのことであります。

次は、「議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、所得税法の一部改正により、用語の名称が見直されたことに伴い、関係条文を整理するものであります。

次は、「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分についてであります。

まず、歳出の2款1項、総務管理費の16目諸費には、公民会無線放送施設整備事業補助費として、2つの公民会へ無線放送施設に伴う補助金として、289万5,000円が計上されています。

次に、歳出の3款1項、社会福祉費の2目老人福祉費には、いぬまき荘に設置予定の自動血圧計1台25万8,000円が備品購入費として計上されています。

過去においては、自動血圧計が設置されていたが、故障して使用不能となったあとは設置がなかったことから、利用者の健康管理の意識づけを目的に、今回、新規購入するとの説明であります。

質疑の中で、自動血圧計のほかに健康づくりの推進を図るための器具を今後設置する計画はないのかただしましたところ、レクリエーション等で使用するようなものは考えられるが、一般的な運動器具等については、設置できるようなスペースもないため、現在は特に考えていないとのことあります。

次に、歳出の3款2項、児童福祉費の4目児童福祉施設費には、児童遊園地に設置してある遊具の修繕、老朽化に伴う遊具の撤去費用として、69万2,000円が計上されています。

児童遊園地遊具劣化・診断業務を委託し、本年7月の診断結果に基づき、緊急性の高いものから、順次、修繕・撤去等を実施する計画であるとの説明であります。

質疑の中で、町内児童遊園地に設置してある遊具53基のうち17基を撤去する予定であるが、今後の計画についてただしましたところ、診断の結果、38基が修繕・撤去等の対策が必要となっており、残り15基については今後更新していく予定であるとのことあります。

次に、歳出の4款1項、保健衛生費の8目環境衛生費には、虎居地区の町営弓場ヶ迫墓地の暗渠側溝整備及び路面舗装として、108万円が計上されています。

大雨の影響により破損したことから、耐寒性と耐衝撃性にすぐれた側溝への取りかえと駐車場舗装面の経年劣化のため整備をするとの説明であります。

質疑の中で、納骨堂に移す傾向があるが、現在の弓場ヶ迫墓地はどのような状況かただしましたところ、628区画あり、建立率は約80%で、納骨堂への移設等があることから、空き地が増えているとのことあります。

次に、歳出の9款1項、消防費の3目消防施設費には、鶴田分団車庫改修工事設計業務委託料として、58万円が計上されています。

築後30年が経過しているが、鉄骨等については堅牢であるため、基礎部分と鉄骨部分は活かし、一部、増築を含め全体的に改修をするとの説明であります。

質疑の中で、基礎部分と鉄骨部分は活用するようであるが、耐震についてはどうなっているのかたどしましたところ、消防車庫は、通常の構造基準は満たしており、耐震基準においては、防災拠点施設という位置づけはなされていないとのことであります。

この回答を受けて、消防車庫も災害時における重要な建物と考えられるので、耐震等も考慮しながら建築するよう要請いたしました。

次に、債務負担行為追加補正には、包括業務委託として、平成31年度から平成33年度まで、限度額7億5,000万円が計上されています。

今回、対象としている一般非常勤職員の現在の報酬、社会保険料、通勤手当の総額に業務委託に係る事務費と消費税を加算した額とのことであります。

目的は、行政業務の効率化、地方公務員法の遵守と会計年度任用職員制度への対応、安心・安定雇用環境の創造と民間活力による住民サービスの向上を目指し、内容は、現在の一般職非常勤職員の事務を包括して業者へ業務委託しようとするものであり、業者の選定については担当部署で作成した仕様書に基づき、プロポーザル方式、提案公募型であります。により公募し選定しようとするもので、導入は平成31年度からとの説明であります。

質疑の中で、地元経済が活性化するためにも地元企業が参加できる機会を与える考えはないかたどしましたところ、前例があるということで県外の企業を考えていたが、そこに固執するわけではなく、町内にも提案していただく企業があれば問題ないとのことであります。

この回答に対して、地元企業に参加していただくには10月からの説明では準備期間が余りにも短いと思うがどのように考えているかたどしましたところ、来年4月1日から一斉にスタートするのは難しいと思うことから、現在、いろいろな意見を聞いており、段階的に導入予定とのことあります。

また、この事業を導入したことによる住民へのメリットや導入効果についてたどしましたところ、業務委託することで職員の負担が減った分は、直接住民サービスに直結しないかもしれないが、各施策等に取り組むことができるようになり、必要な住民サービスがさらに厚くなっていくとのことあります。

次は、「議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億5,044万6,000円を追加し、予算の総額を34億8,776万5,000円とするものであります。

歳出では、地域支援事業費における事業間の組みかえと前年度介護保険給付費等の実績に基づく負担金の精算を行うもので、国県への償還金に1億874万8,000円及び一般会計繰出金に4,169万8,000円を計上しようとするもので、今回の補正により前年度繰越金の留保額は、4,114万円になるとの説明であります。

次に、「債務負担行為追加補正」の包括業務委託について、今定例会での補正予算として提案されたが、多額の予算を必要とする案件で、かつ住民への説明責任もあるような重要案件について事前に知らされておらず、協議する時間も全くない。

また、今回の業務委託は地元の企業でも可能であると思われるが、県外の企業に委託するような計画であることから、地元企業が参加できるように説明期間や準備期間を設けて進めていくべきと考える。内容の検討不足、時期尚早であるとして、特に町長の見解をたどしたところあります。

従来、行政の住民福祉の増進という目的のためにサービス拡大を年々実施しており、地方分権についてもさらに進展するだろうと考えており、これまで行ってきた公共事務サービスの中で、民間ができることは民間にお任せすることにより、各種の公共的業務について施策や企画立案などに専念でき、さらなる公共サービスが高められるという面があることから、これまで検討や議論を重ねてきており、来年4月からの取り組みとして提案したところである。

また、受託される民間企業については、公共的な事務を担っていただくことから、社会貢献的なことが優先されていくと思っており、いろいろなノウハウが必要であり、労務管理もしっかりと行っていただく必要があるため、実績があるところがより考慮されると考えている。

さらに、分割での業務委託よりも、包括的な業務委託が財政的、各サービスについてもメリットが期待できるとのことです。

この答弁に対し、地元企業でも人材派遣を行い労務管理もしている企業があることから、地元企業も参加する機会を得ることができるよう準備期間や説明の機会を設け、それで参加しないのであれば県外企業でもいいと思うが、なぜ地元企業は厳しいのかただしましたところ、包括業務を委託することについては、公共的な住民サービスには各種業務があるが、メリットを最大限生かすため、包括して委託を考えているので、人材派遣会社の仕組みとは若干性格が異なると考えているとの答弁でありました。

この答弁を受けて、「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」については、平成30年9月12日の総務厚生常任委員会において、上圀一行副委員長と岸良光廣委員の連名でお手元に配付してあります委員会審査報告書に添付の別紙修正案が提出されました。

岸良光廣委員からは、多額の予算が必要となるが、提案する時期が遅かったことから十分に慎重審議する時間が余りにも少な過ぎること、包括的でなく分割して委託する方法などいろいろと分析をされていると思うが、その結果が示されていないため地元企業は参加が厳しいと予想されることなどから修正案を提出するとの説明でありました。

修正の内容につきましては、平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）の第2条債務負担行為の補正を削り、第3条地方債補正の中にあります第3表を第2表に改め、同条を第2条とするものであります。

第2条債務負担行為補正を削ることにより第3条地方債補正を第2表とし、債務負担行為で平成31年度以降にわたるものについての平成29年度末までの支出額または支出額の見込み及び平成30年度以降の支出予定額等に関する調書補正の表を削るものであります。

上圀一行副委員長が修正案賛成者として討論を行いました。討論では、多額の予算を伴うもので、費用対効果という観点から住民へ納得していただく説明が得られない。現状のままでは理解できないことにより、修正案に賛成するとのことでありました。

委員長を除く出席委員5名による起立採決の結果、修正案については、起立全員で可決となりましたので、当委員会としては、修正議決すべきものと決定しました。

また、「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」の修正案を除く原案については、委員長を除く出席委員5名による起立採決の結果、起立全員で可決すべきものと決定しました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

ただいま委員長のほうから総務厚生常任委員会の審査報告があったわけでございますけれども、この包括業務委託案件につきましてのことで委員長に2点ほど質問させていただきたいと思えます。

私は、総括質疑の中で、まさに行政改革の一端として大事なことで、平成という年号が変わる、そして新しい年号のもとで役場も変わっていく、よい方向に検討されていると思っておりました。

その中で、そういう総務厚生委員会の審議の過程の中で委員長のほうに2点ほど質問いたしますが、まず1点目、官から民へという流れの中で、これは大事なことだと思っておりますが、今回の包括業務委託の件について新聞に載りました6業務というマスコミが書いておりましたけれども、雇用契約書に基づいて1年ごとの更新をされながら業務に頑張ってもらったこの6業務の臨時職員の方々への包括業務委託の説明は十分された経緯の説明が委員会にあったのかというのが1点でございます。

特に私が総括質疑の中でお尋ねした、執行部は、このことについての検討は、町長も答弁されておりますが、3年ぐらい前から検討をやったと。そして、また先進地も行って検討もしたというような回答も得ておるんですが、そういう流れの中に、この関係が、そういう6業務の関係の方々について、大変、雇用契約の厳しさというのは私も十分理解します。

雇う側と雇われる側の契約ですから、雇う側のそういう一つの厳しいものは理解するんですが、そういうところをきちっと行政としてこういう流れに行くんですよという形の中で説明をやられた内容がどうだったのかというのがあればお聞かせいただきたいと思えます。

それから、2点目なんですが、報告書の中でもありますように、内容の検討が不足、時期尚早というようなことであるわけでございますけれども、私たち議会は行財政改革特別委員会も設置しております。

ですから、委員会では慎重に審議されながらこういう形の結果となったところではございますけれども、私たち議会議員としては、住民への説明責任と、まさに役場が変わっていくんだ、重要案件のことでございますから、こういう結果になった結論を得た後に、総務厚生委員会の方から、特別委員会のほうで研究また先進地研修も含めて我々も勉強すべきだというような一つの意見提案というのはなかったのか、この2点を委員長のほうに質問いたします。

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

ただいま新改幸一議員から質問がありましたので、お答え申し上げます。

まず、1点目の臨時職員の方々へ包括業務について十分な説明がなされたのかということですが、このことについては委員会の中でも質問として出されております。どういう形でやられたかというのは判りませんが、総務課長の答弁としては、ある程度、説明はしているという答弁でございました。

それ以上は追及しておりませんが、お聞きいたしますと、平成29年度の、30年度もそうだと思うんですが、臨時職員の採用のときにこういう包括業務委託に移行する計画であるという説明はあったように伺っておりますので、ある程度、それぞれ認識されているだろうと。ただ、十分理解されているかどうかというのは、その時点では審査の中では明確になっておりません。

2点目でございますが、行財政改革特別委員会の中で議会の関係だと思うんですが、これについては特に委員会の審査の中では出ておりません。

私としては、当然、これは私個人の意見でございますが、こういう行革委員会の中で十分審議して、行政と一緒に情報を共有していくということが必要かというようなふうに思えますし、またあわせてこういう委員会の中で審議しながら、必要な、そういう比較検討を行えるだけの十分な資料というのを行政のほうにもこの際求めたいというようなふうに考えているところで

ございます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

○新改 幸一議員

ただいま委員長のほうの答弁で理解いたしました。

ここで私は議長に許可をいただきたいと思うんですけれども、内容は、この包括に対する、民間に対する、官から民へということへの、ある町民からのファクスを9月の26日夜8時にいただいておりますけれども、これを皆さん方に紹介したいと思うんですけれども、許可をいただけないでしょうか。

○議長（平八重光輝議員）

質疑をしていただければよろしいんですが。

○新改 幸一議員

判りました。それじゃ、ファクスをいただいたけども、大変、執行部も私たち議会も本当に大事なことなんだなということを再認識するためのファクスをいただいたもんですから、せっかくの機会ですので紹介したいと思いましたが、議長がするなということであれば、できません。

このことは恐らくインターネットでも出ておりますから、大変、関心もありますので、開かれた議会ですので、私は大変不満でございます。

○議長（平八重光輝議員）

申し上げますけど、質疑の中で紹介されるのはよろしいですが、その文案だけというのであれば事前に配付されたほうがよかったかと思えます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第50号 さつま町通学費補助条例の一部改正について」、「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分及び「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」の議案3件については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第50号 さつま町通学費補助条例の一部改正について」であります。

来年度の中学校再編に伴うこれまでの保護者の意見等を踏まえ、補助対象内容の拡充など制度の見直しを行うもので、改正の主な内容は、通学距離要件及び通学手段の条文による表記から通学集団及び通学距離要件並びに補助内容を表に明記するもので、乗り合い自動車通学については、児童及び生徒の保護者に対してこれまでの月額1,200円の自己負担を撤廃し、実質、保護者負担なしとするものであります。

また、自転車通学については、通学距離要件を片道6キロメートル以上から中学校の通学許可

要件に合わせた片道3キロメートル以上とし、それぞれの申請に基づき通学用自転車購入費補助と自転車通学費補助を併給可能とした拡充策とするものであります。

そのほか交通用具については、主に自家用車を利用した通学について小中学校の児童及び生徒のいずれも通学距離が4キロメートル以上を対象とし、補助額の増額と合わせ拡充を図るものであります。

質疑の中で、その他交通用具を使用する場合の自動車による送迎は通学距離に関係なく一律の補助額とするのかただしましたところ、4キロメートルを超える要件を満たす場合、通学距離に関係なく年額1万5,000円を補助するとのことであります。

また、自転車の購入に際しては、町内業者、町外業者に関係なく一律の対応とするのかただしましたところ、町内業者からの購入実績は少なく、伊佐市や薩摩川内市のホームセンターでの購入が主になっていることから、購入先に関わらず3万円を限度に補助するとのことであります。

「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分であります。

まず、6款1項農業費の関係であります。6目農業農村施設費には、鶴田農産物加工センター及び薩摩農産物加工センターの害虫駆除、細菌検査及び衛生改善提案等に係る施設設備等維持管理業務委託料111万1,000円が計上されています。

質疑の中で、各農産物加工センターの利用実績及び現施設の状況を踏まえた今後の農産物加工センターのあり方についてただしましたところ、平成29年度の利用実績では、鶴田農産物加工センターが2,569人、薩摩農産物加工センターが2,402人の利用実績となっており、それぞれの施設において、みそ、調味料等の農産物加工に利用されている。今回、農産物の加工施設を安全に利用していただくために害虫駆除、細菌検査等を行うものであるが、今後においても安全な運営ができるように引き続き衛生管理に気をつけながら施設の維持管理に努めていきたいとのことあります。

次に、7目畜産業費の肉用牛振興事業費には簡易牛舎等設置事業に係る補助金150万円が計上されています。

主な内容は、肉用牛の増頭及び低コスト生産を行うため間伐材を利用した簡易牛舎等3棟を設置するもので、規模拡大と農家所得の向上を図ることを目的とするものであるとの説明であります。

質疑の中で、畜産関係事業を希望したが採択されなかった方に対する理由の説明は明確になされたのかただしましたところ、畜産振興会、JA、行政が一体となって、毎月行われる競り市後に、生活基盤、事業の状況、効果性のポイントなどを見ながら事業採択の協議を行っているが、県の地域振興事業において全体枠の関係で次年度回しになった畜産農家もあることから丁寧な説明に努めていきたいとのことあります。

次に、9目担い手育成費の担い手育成事務費には、農地の集積、集約化によって担い手を育成支援する機構集積協力事業補助金として経営転換協力金287万円が計上されています。

補正の主な内容は、対象農家13戸のうち1農家は経営転換で進められるが、12農家は農業をリタイアされる農家であるとの説明であります。

質疑の中で、農業のリタイアによる経営転換を希望される12農家は高齢化によるものかただしましたところ、10アール以下を除いて全ての貸し付けを希望される方で、町内だけでなく町外居住の土地所有者の場合もある。耕作者の死亡によりそれぞれ相続されたが、耕作できないことから経営転換を申請された方もある。一概に高齢化による経営転換に限らないとのことあります。

次に、6款2項林業費についてであります。1目林業総務費の森林総合施設管理費には紫尾山

ふれあいの森施設解体等工事請負費として1,700万円が計上されています。

主な内容は、同施設の廃止に伴い、既存施設の解体撤去及び橋梁の改修を行うものであるとの説明であります。

質疑の中で、解体する施設と残る施設についてたどりましたところ、残る施設は散策橋だけで、残りは全て解体、撤去するものである。国から土地を借りる際に施設を使わなくなった場合には全部を解体して国に返すことが条件になっていたもので、散策橋を除く全ての施設を撤去後に国の立ち会いを求めて確認を受ける予定であるとのことであります。

次は、7款1項商工費についてであります。4目物産観光施設費の旧白男川小学校改修事業費には、同小学校改修工事に伴う一般備品及び消耗品の購入費用1,770万円が計上されています。

主な内容は、厨房用大型冷凍・冷蔵庫や食器洗浄機等に係る備品購入費及び食器・調理器具等の消耗品費であるとの説明であります。

質疑の中で、新品ではなくても閉校となった学校の時計やロッカー関係を有効に活用する考えはないかたどりましたところ、基本的には使える備品は使う形で、テーブル等を補修して使う取り組みを行う計画であるとのことであります。

次は、10款3項中学校費についてであります。1目学校管理費の中学校再編準備事業費には、再編準備に向けた準備経費として机・椅子180組などの備品購入費及び通学バス時刻表等のパンフレット用印刷製本費の933万5,000円が計上されています。

質疑の中で、備品の購入に関しては町内業者への発注を計画しているのかたどりましたところ、町内業者を基本に予定しているが、校章レリーフについては町外の制作者に依頼する計画であるとのことであります。

次は、10款5項社会教育費についてであります。8目文化センター費の役務費には防火設備法定検査手数料15万円が計上されています。

主な内容は、建築基準法の改正に伴い防火設備点検に関する規定が強化され、新たに専門的な定期検査を行うものであるとの説明であります。

質疑の中で、文化センターへ消防車が出動したと聞いたが今回の法定検査との関連についてたどりましたところ、今回の防火設備法定検査手数料については建築基準法の改正に伴うもので直接的な関連はないが、文化センターも老朽化しており、現在、利用していない配線等が相当数あることから、不必要な配線の遮断を検討しているとのことであります。

次は、11款災害復旧費についてであります。1項農林水産施設災害復旧費には災害復旧工事費として9,800万円が、2項土木施設災害復旧費には同じく災害復旧工事費8,500万円が計上されています。

主な内容は、農林水産施設が農地44件、施設27件、土木施設が河川8件、道路16件の災害復旧に係る工事請負費であるとの説明であります。

質疑の中で、今回の補正に係る災害復旧工事の年度内完成の見込みについてたどりましたところ、農地等災害、公共土木災害とも相当数出ており、災害復旧工事を優先して発注したいと考えているが、全ての災害箇所の年度内完成は厳しいと捉えており、繰り越しの部分も出てくることとが予想されるとのことであります。

次は、「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

補正の主な内容は、鶴田中央浄水場の雷被害に伴う修繕費用350万円及び宮之城屋地五日町地区の水圧・水量低下に係る改善策の調査業務委託料350万円等であるとの説明であります。

質疑の中で、鶴田中央浄水場の災害掛金は年間9,224円であることから水道施設全体の掛金の総額についてたどりましたところ、水道施設ごとに施設の面積に応じた掛金で単価を設定しており、水道施設に係る掛金の総額は年間約21万6,000円であるとのことであります。

また、宮之城屋地五日町の住宅建築が増えていることから給水計画の見通しについてたどりましたところ、五日町については民間アパートの建設、おしどり団地、東谷団地の造成計画などもあり、さらなる水圧低下や水量不足が予想されるため、早目に改善策を検討するものである。給水計画については、いろいろなケースが考えられるため、給水水系再編業務委託の予算を計上することで対応策を検討し、早ければ来年度の当初予算に計上できる部分は計上していきたいとのことであります。

最後に、町長への総括質疑の中で、宮之城中学校校章レリーフの備品購入費が計上されているが、陶器製の校章レリーフを制作するに至った経緯等を確認する必要があるとして中学校再編準備事業に係る校章レリーフの取り扱いについて特に町長の見解をたどしたところであります。

3町合併から長年の歴史や伝統を受け継いできたそれぞれの4中学校が統合やむなきに至ったところである。今回の校章レリーフの制作については、本町山崎出身の故帖佐美行氏と師弟関係にあった長太郎焼の有山長佑氏に依頼しようとするものであり、過去に制作された実績もあるところである。生徒の皆さんにとって先輩たちの功績を学びながら自分の人生の学び方をしっかり考えていただくきっかけにできたらという思いから陶器製の校章レリーフ制作を依頼しようとするものであるとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、文教経済常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。まず、「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について」から「議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」までの議案3件について一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について」から「議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」までの議案3件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第49号 さつま町税条例等の一部改正について」から「議案第51号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」までの議案3件については、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について討論を行

います。まず、原案賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

なしですね。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第52号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は修正可決です。文教経済常任委員長の報告は原案可決です。

総務厚生常任委員長の報告が修正可決ですので、まず総務厚生常任委員会の修正案について起立によって採決します。

総務厚生常任委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

お座りください。起立多数です。よって、総務厚生常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立によって採決します。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

お座りください。起立多数です。よって、修正議決部分を除く部分は原案可決されました。

次に、「議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」の議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」の議案2件について一括採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第53号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第54号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」の議案2件は各常任委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第7「議案第58号 平成29年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第8「議案第59号 平成29年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第9「議案第60号 平成29年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

○議長（平八重光輝議員）

次に、日程第7「議案第58号 平成29年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、日程第9「議案第60号 平成29年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第58号から議案第60号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第58号 平成29年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

平成29年度の国の経済情勢につきましては、経済の再生を最優先課題と位置づけて、少子高齢化という構造的な問題を克服するために、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進め、GDP600兆円経済の実現、希望出生率1.8人、介護離職者ゼロという新3本の矢を引き続き一体的に推進した結果、企業収益の増加や雇用、所得環境の改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いている状況でございます。

こうした中、地方財政の計画におきましては、厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生や働き方改革などの関連経費の計上を行うとともに、平成29年度補正予算におきましてはTPP関連事業や人づくり革命として子育て関連事業等が盛り込まれたところでございます。

本町における平成29年度当初予算においては、4月に町長選挙を控えていたことから、義務的経費や継続事業等を主体とした骨格予算としまして編成いたしました。その後の補正予算において、第2次総合振興計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、マニフェストを基本に据えまして新規事業に積極的に取り組む一方で、既存事業の見直しなど事業の選択と集中を念頭に置きながら、国の補正予算への対応など総合的な調整を行ってきたところであります。

なお、普通交付税の段階的縮減期間も3年目に入りまして、さらなる減少が見込まれることから、多様化する町民ニーズを的確に捉え、計画的な町民サービスを提供するために事務事業評価の検証結果等を確実に反映した計画的かつ効率的な財政運営を行わなければならないと改めて強く感じているところでございます。

今後におきましても、引き続き、議会を初め町民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

各会計の決算状況について申し上げますと、まず一般会計であります。歳入決算額においては157億9,300万円となり、前年度に比べますと8億3,648万7,000円、5.6%の

増となっております。

また、財源内訳におきましては、町税や分担金、負担金、使用料、手数料などの自主財源が54億3,331万9,000円で、全体に占める割合が34.4%となり、一方、地方交付税や国県支出金などの依存財源が103億5,968万1,000円で65.6%となっております。

前年度と比較いたしますと、自主財源比率で1.1%増加したものの、全体に占める割合は低く、依然として国県などへの依存財源の割合が高い状況でございます。

一方、歳出決算におきましては、144億9,567万9,000円となり、前年度と比較しまして10億183万2,000円、7.4%の増となったところであります。

歳出決算額を性質別に見ますと、公債費や物件費等が減となった一方で、投資的経費の大きな伸びや人件費が増となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支におきましては、12億9,732万1,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源1億53万3,000円を差し引いた実質収支は11億9,678万8,000円の黒字となったところであります。

主な財政指標におきましては、経常収支比率が91.1%から90.3%へ0.8%改善いたしております。主な要因としましては、分母側において普通交付税の大きな減はあったものの、法人町民税等の増により経常一般財源の減少が抑制されたということ、分子側におきましては物件費や公債費の減によりまして経常経費が減少したことなどが上げられます。

また、実質公債費比率におきましては、公債費負担適正化計画に沿った取り組み等によりまして平成29年度においても着実に改善いたしまして、3年間の平均値は5.3%ということになっております。

前年度と比較しまして、さらに1.1%改善いたしたところであります。

今後におきましても、引き続き計画的な取り組みを図っていく必要があると考えております。

さらに、基金の状況につきましては、財政調整基金において、前年度決算積み立てを含めまして6,472万6,000円の増となり、特定目的基金においては、文化施設建設基金及び公共施設整備基金を積み立てたこと等によりまして、基金の総額においては4億17万4,000円増の83億7,220万8,000円となったところであります。

特別会計につきましては、まず国民健康保険事業特別会計でございます。歳入決算額40億4,215万5,000円、歳出決算額37億3,116万1,000円、差し引き3億1,099万4,000円の黒字となっております。

安定した国保財政運営を図るため、引き続き国民健康保険基金に5,816万6,000円を積み立てたところであります。

歳出決算額の保険給付費総額においては、23億4,153万9,000円で、歳出全体の62.8%を占めております。当年度末の被保険者数5,293人で除した1人当たりの保険給付費額は44万2,384円となっております。

今後とも引き続き生活習慣病の早期発見、早期治療につなげまして、さらに被保険者の生活改善につながるような個別面接型の保健指導等を実施しまして、医療費の適正化に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入決算額3億3,159万3,000円、歳出決算額3億2,845万2,000円、差し引き314万1,000円の黒字となっております。

歳出決算額のうち後期高齢者医療広域連合納付金が3億1,694万7,000円を占めておりまして、歳出額全体の96.5%となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入決算額33億6,791万4,000円、歳出

決算額31億7,632万3,000円、差し引き1億9,159万1,000円の黒字となっております。

歳出決算額は、対前年度比較で、2,852万2,000円、0.9%の増となっており、うち保険給付費の総額が28億1,472万7,000円で前年度と比較して5,789万7,000円、2%の減となったところであります。

また、介護認定者数におきましては1,775人ということで、認定率は20.7%ということで、前年度に比較しまして0.1%の減であります。

今後におきましても、給付の適正化や介護予防、日常生活支援総合事業などの充実を図りながら、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、農業集落排水事業特別会計であります。歳入決算額5,002万4,000円、歳出決算額4,626万円、差し引き376万4,000円の黒字であります。

また、加入戸数は396戸で、前年度に比較しまして1戸の増となっております。

今後におきましても加入促進を図りながら、区域内の水質保全と生活環境の改善に努めてまいります。

なお、平成29年度具体的な施策成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書並びに総合振興計画の実績調書も添付してございますので、御理解いただきたいと思います。

次に、「議案第59号 平成29年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」であります。

水道事業につきましては、簡易水道の統合を進めまして平成29年度から上水道事業を一本化したところであります。その運営も上水道事業会計に一本化しております。

上水道事業におきましては、給水人口が年度末現在2万87人ということで、前年度に比べ302名の減、年間総給水量は216万2,775立方メートル、2万5,438立方メートルの減ということであります。

経理の状況におきましては、収益的収支において、収入額が4億1,342万円、支出額が4億301万3,000円で、差し引き1,040万7,000円の純利益となっております。

平成29年度の純利益につきましては、前年度に比べ318万2,000円の減少でございますが、これは26年度から28年度まで約5億円の投資で実施いたしました中央監視システムの整備事業に伴う減価償却が始まったことによるものが大きな要因であります。

資本的収支において、収入額3,725万円に対しまして支出額は1億7,821万6,000円で、不足する額1億4,096万6,000円については、当年度分損益勘定留保資金及び消費税調整額で補てんいたしております。

主な施設整備といたしましては、新たに上向水源地のさく井工事のほか鶴田中央地区の石綿管の更新や荒瀬水源地の取水ポンプの取りかえなど老朽施設の更新にも取り組んできたところであります。

次に、「議案第60号 平成29年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

未処分利益剰余金1,040万7,451円につきましては、建設改良積立金への積み立てにより処分しようとするものであります。

水道事業につきましては、給水人口は年々減少、反面、施設は老朽化が進む中、経営環境は厳しくなる傾向にございますが、効率的な事業経営の推進により安全・安心な水の安定した供給に努めてまいります。

以上、御説明いたしました各議案のうち議案第60号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、また議案第59号の決算につきましては、同法第30条第2項の規定に基づき監査委員の審査に付し、同条第4項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

以上、平成29年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして住民福祉の向上及び社会資本の整備並びに水道事業の健全経営に努めてきたところであります。

最後に、議員各位の御理解と御協力に対しまして深く感謝を申し上げますとともに、あわせてましてよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案の説明を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○新改 秀作議員

ここで動議を提出します。ただいま議題となっております議案3件につきましては、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とされることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

新改秀作議員から、ただいま議題となっている議案3件につきましては、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありましたので、成立しました。

お諮りします。本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっています議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするこの動議は可決されました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、さつま町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、宮之脇尚美議員、三浦広幸議員、舟倉武則議員、新改秀作議員、上久保澄雄議員、米丸文武議員、朝倉満男議員、新改幸一議員、以上の8人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね10時45分といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第10「議案第61号 さつま町デジタル防災行政
無線整備工事請負変更契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第10「議案第61号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第61号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について」であります。

これは、さきに締結いたしましたさつま町デジタル防災行政無線整備工事に伴い請負金額について変更しようとするものであります。

さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは「議案第61号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○岩元 涼一議員

ただいま変更理由について説明がございましたが、3番目の永野段地区、これについては、当初の中継の施設ですか、その当初から継続できなかったというようなことですが、この地区については不感地帯であるということは当初調査の時点で判っていたかと思えます。

なぜかといいますと、集落無線が設置されておりますけれども、その設置の時点で電波が非常に悪いということは業者のほうからありまして、それに対する対策というものを確か講じたはずでございます。

そういう点からいけば、当初、設置の調査をするときに、もう既に不感地帯であるということは十分認識されていたかと思うんですが、そこ辺の最初に予定していた柱というか、それが継続できなくなったということも含めてまた説明をお願いします。

○総務課長（崎野 裕二君）

用地の関係につきましては、ここを含めて13件程度、今回、移設しております。もとのポイントに設置できなかったところがあるということですが、この永野中継局が一番移動した距離が幅が広いところでありました。

これは、結果としてではございますけれども、用地の相談が行かなかったことの原因につきま

しては、地権者の、個人的なといえますか、理由がございますので、具体的な内容までは申し上げられませんが、個人の都合でそのまま承諾がいただけなかったところであり、あわせて、一番近い隣接地に理解をいただきまして設置したところでもあります。

段地区の電波状況につきましては、設計の段階でアンテナが必要ということでのただし書きがありましたので、アンテナを設置すれば受信可能だろうということで工事を進めてきたところがございますけれども、いろんなことが影響したと思われましても、結果的にアンテナを設置しても受信状態が悪いということであったために今回修正しようとするものでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○宮之脇尚美議員

2点ほどお伺いいたします。

まず、柘野上地区の追加の関係でございますが、この対象戸数は何戸数なのか、お知らせいただきたいと思っております。

それから、コミュニティー無線機の設備ということですが、このコミュニティー無線までの伝搬装置というのはどのような方法をとられるのか。現在のデジタルの支所からそういう電波を出されるのか。どういう形でやられるのか、そこら辺の説明をもう少し詳しくお願い申し上げます。

○総務課長（崎野 裕二君）

柘野地区でありますけれども、柘野上向江集落が一体的に対象となっております、数字が、47戸だったかと思っておりますけれども、柘野上向江地区が全体的に聞こえづらいということで聞いております。

44世帯83名がお住まいのようでございます。すいません。47世帯82名がお住まいのようでございます。

それから、手法でございますけれども、団地内の池山公民館で中継を行って取り次ぐ予定でございます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

○宮之脇尚美議員

池山公民館のほうから再度電波を増幅して送るという形になるかと思うんですけれども、先ほど岩元議員のほうからもあったわけでございますが、不感地区であるということは当初から判っていたかと思っておりますし、これについて、最初からコミュニティー無線機器が必要であるというふうに調査としてならなかったのか、当初からこの地域については、岩元議員の話によると、不感地区であったということは判っていたということもありますが、そこら辺のやりとりというのはどういう計画をされたのか、再度お尋ねいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

先ほどもお答えしましたけれども、設計が上がってきた段階では、不感地域ということであり、アンテナを必要とするということでただし書きが設けられておりました。

こちら、奥のほうですので「電波が弱い地域じゃないですか。大丈夫でしょうか」ということで確認しながら「確かに弱いですが、ただ、アンテナを設置すれば大丈夫ではないかというふうに受けとめております」ということでありましたので、その案を提案どおり受けとめたところでございます。

○宮之脇尚美議員

この段地区は、そういうことでコミュニティー無線設備を設置するというところでありますが、

その他の地域で同類の地域というのはないのかどうか。そこら辺も全部調査をされてのことなのか、そこら辺をお伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

今、個別受信機の設置に合わせて、事業者のほうで、再度、そういった入りにくいところについては、もう一度、一々点検していただいておりますけれども、全部がまだ済んではないかもしれないけれども、今のところ、最も厳しいと思われた段地区が気がかりでしたので、先に入って点検していただいたところであります。

まだ半分ぐらいしか設置が済んでおりませんので何とも言えないところではありますが、今のところでは疑わしいところをはかっていただいておりますので、何とかアンテナの設置で希望がかなうんじゃないかというふうにとめていただいております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第61号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について」は可決されました。

△日程第11「報告第7号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第11「報告第7号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

報告の内容については説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、「報告第7号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」を終わります。

△日程第12「報告第8号 平成29年度健全化判断比率の報告について」、日程第13「報告第9号 平成29年度資金不足比率の報告について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第12「報告第8号 平成29年度健全化判断比率の報告について」及び日程第13「報告第9号 平成29年度資金不足比率の報告について」の報告2件を議題とします。内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第8号 平成29年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第9号 平成29年度資金不足比率の報告について」であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を同法第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を公表しようとするもので、いずれにつきましても、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「報告第8号 平成29年度健全化判断比率の報告について」内容を説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

続きまして、「報告第9号 平成29年度資金不足比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告に対してお聞きしたいことはございませんか。

○宮之脇尚美議員

町長にお伺ひいたします。いわゆる将来負担比率が350ということで、ここに括弧書きにしていますが、当然、将来的にはこういう公債費というのが大きなウエートを占めてくるであろうと。標準財政規模もそれなりに縮小してきておりますので、そういうウエートが高くなってくるのではなかろうかというような懸念もされるわけでありまして。

市長会あるいは町村会、そういうところで、もう少し政府に対して繰り上げ償還等の、現在、金利も非常に低いわけでありまして、ある程度、可能であるとすれば繰り上げ償還等を今のうちにしたほうが将来的にはいいのかなというふうな感じがするんですが、そこら辺の話し合いや協議というのはされていないものか、お伺ひいたします。

○町長（日高 政勝君）

今の健全化判断比率の状況について説明申し上げましたけれども、いずれも国が示す基準よりも非常に健全化がされているということでありますので、何も指摘するようなことはないわけですが、今、ありましたとおり、将来負担比率は350、これについても指数はあらわれないうことですので、本町としてはいい結果になっておるわけでありまして。

ただ、標準財政規模、いわゆる普通交付税が、年々、10年を経過して減っていきますし、分

母が少なくなっていく。一方では、分子が増えるという状況もありますので、いかにそういう状況を見込みながら分子のほうを以下に減らしていくかというのが課題になっておるわけでありませぬ。

特に公債費比率については、合併当時は国が示している18%を超えて20%を超えておったわけですが、今では5.3%まで比率が下がってきております。非常に健全化されていると思っております。

ただ、これからも交付税がどんどん減っていく。来年までは減るということでありませぬし、税収のほうも、これからは生産年齢人口が、いつも申し上げておるとおり増える状況ではありませぬので、かなり厳しくなるだろうということでありませぬ。

したがいまして、こういう起債の償還については償還年限というのが起債の種類ごとに決まっております。耐用年数に応じて償還の年限というのが決まっておりますけれども、状況によって高い利率については繰り上げ償還をするという形で今までも取り組んできておりますが、特に認められておりますのが、今では公営企業とか非常に高い割合のところは一時的にそういうものがありましたけれども、特段、各地方公共団体の償還金が決まっている中で、勝手にお金があるから今繰り上げ償還しますとなると、今度は貸し付け側の立場から考えると資金繰りが悪くなってくるんです。

当然、利子をもってその運用をする予定だったのが、繰り上げ償還してしまうともらう利子を取れないということですから運営が難しくなりますので、それはみだりに繰り上げ償還を認めるということにはならないところでありませぬので、これは国のほうにも、財政の状況が、地方財政全体が非常に悪くなった。

あるいは、今、アメリカのほうでも金利の情勢というのがだんだん上がって景気がよくなって金利を上げようということになっておりますけれども、日本の場合は、日銀のほうも、ずっと低金利、特別な措置をしておりますので、これからも物価を2%に上げるまでは金利等については上げないという、そういう政策的なことがずっと行われておりますので、そういう状況から見ますと、繰り上げ償還というのは、なかなかこれからは難しいというふうに判断しております。

ただ、起債の額については、負担が生じないように今後も十分配慮しながら適正な規模の借入れを実施していきたいというふうに考えているところであります。

○宮之脇尚美議員

ただいまの町長の答弁にありましたように、確かに政府指針等については、許可されない限り繰り上げ償還はできないわけでありませぬので、金利の高いものから、町村会なり市長会なり、あるいは県なりも一緒になって、この手法で、現在高くなっている、そういう公債費の繰り上げ償還、そういうものは、ぜひそういう首長さん方が一緒になって国に要請していくということも必要かなというふうなふうに思います。

これは、ひいては国が言っております地方創生にもつながってくると。財政的にも強化されるわけでありませぬから、そこら辺についての要請というのを、再度、また町村会等でも提案されて、地道な活動というのにも必要になるかなというふうなふうに考えておりますので、これについては強く要請いたしておきたいというふうなふうに思います。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで「報告第8号 平成29年度健全化判断比率の報告について」及

び「報告第9号 平成29年度資金不足比率の報告について」の報告2件を終わります。

△日程第14「所管事務調査報告の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第14「所管事務調査報告の件」を議題とします。

文教経済常任委員会が調査中でありました事項について報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

文教経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

平成30年8月7日から9日にかけて、徳島県の勝浦町においては「廃校施設を活用したグリーン・ツーリズムへの取り組み」について、高知県の四万十町においては「移住定住の促進に向けた取り組み」について、調査いたしました。

まず、勝浦町は、徳島県の東部、徳島市から南西20キロメートルに位置し、面積69.80平方キロメートル、人口は約5,300人で、葉っぱビジネスで有名な上勝町に隣接した町であります。

勝浦町は、徳島ミカンの発祥の地として、江戸末期よりミカン栽培が盛んで、現在まで、基幹産業としてまちの繁栄に大きく寄与してきました。また、観光面においては、四国八十八箇所霊場第二十番札所の「鶴林寺」を有することから、多くの巡礼者の方が訪れています。

廃校となった坂本小学校は旧坂本村における一行政区で唯一の小学校でありましたが、平成6年に小学校の統廃合問題が提起され、あくまでも複式学級になる前に統合を希望するとした保護者の意向を尊重して、翌平成7年から活性化委員会を設置し、平成10年には「若者と老人向けの交流・宿泊施設」としての活用を図る旨の意見集約がなされ、平成11年の3月に閉校、平成14年3月には農林水産省の「やすらぎの交流空間整備事業」により「ふれあいの里さかもと」としてオープンしております。

農村体験宿泊施設の概要としては、本館1階にフロント、事務所、食堂、浴場、厨房、休憩室を、2階に宿泊室を、3階に研修室、加工室が設置され、本館以外には小体育館、バーベキューハウス、ピザ焼き釜、椎茸ハウス、多目的グラウンド及び体験農園などが整備されておりました。

施設の運営は、地域住民が中心となり、地域の人材を活用した自主的な運営が行われており、オープンから5年間だけは光熱水費に対する町からの助成がありましたが、それ以後については、施設の修繕費用に対する年間50万円の助成のみで、指定管理料もなく、独立採算により運営がなされています。

なお、収入の5割は人件費に充てられ、事務と厨房部分に係る人件費など、地域住民の雇用の場としての役割が大きくなっています。

オープン当初は年間5,000万円の売り上げがあり、その大半は、食堂の売り上げで、主に、お遍路さん、地域住民の方、合宿者等の利用者が中心とのことでもあります。

校舎改修に関する総事業費約2億1,000万円については、大規模投資ということで町民の不安感も強かったようですが、誰もが予想しなかった売り上げ実績となったことで、町民の大いなる意欲へとつながる結果となったようです。

そのほか、農業・農村体験事業やビッグひな祭りのイベントの実施など、高齢化率が5割近い人口構成の中で、地区外との交流を図ることで携わる人々の生きがいとして地域の活性化につながっています。

次に、四万十町は、高知県の南西部に位置し、面積642.30平方キロメートル、人口は約

1万7,300人を有し、集落は主に四万十川とその支流沿いの台地上や一部は土佐湾に面した海岸部にあり、広大な面積の87%は山林が占めています。

四万十町は、第一次産業が中心のまちであり、林野面積5万6,000ヘクタール、耕地面積1,982ヘクタールで、一次産業就業比率が31.9%となっており、生産量日本一のショウガ、販売額全国一位の椎茸、そのほか仁井田米の生産などが主力となっていますが、四万十川における天然アユは全国的にも有名であり、夏場には多くの釣り人が訪れています。

四万十町における「移住定住の促進に向けた取り組み」については、8つの柱を中心に事業の展開がなされており、移住相談の対応、空き家の調査と情報の発信、お試し滞在施設の整備及び管理運営、中間管理住宅の整備及び管理運営、移住支援住宅の整備及び管理運営、移住定住各種補助制度の整備、地域おこし協力隊制度の活用及び四万十町東京オフィスの開設であります。

移住相談実績は、平成29年度で227件と平成23年の50件に比較すると大幅に増加しています。空き家等については、町のホームページにより情報発信を行い、町内の不動産業者との連携により、現在800件ほどの登録が行われています。

お試し滞在住宅は、旧職員住宅を改修し、3棟を1カ月単位で月1万円の家賃で貸与しており、平成24年度から平成29年度までの移住の実績は11組となっています。

中間管理住宅については、空き家を町が借り上げて改修を行い、移住定住希望者に賃貸している施設で、国や県の補助及び過疎債等を活用し、平成26年度以降17戸を改修し、うち16戸は入居中とのことであります。

また、移住支援住宅については、移住希望者に限定した賃貸住宅で2DK3戸、4LDK2戸の5戸を有し、移住を希望する人が仕事や住居を見つけるまでの間に利用する施設として位置づけ、入居できる期間を2年間としています。

各種補助制度については、移住に伴う家賃支援、空き家改修費補助、若者定住支援及び家族支え合い支援に対する補助制度等が設けられています。

地域おこし協力隊については、平成24年度から平成30年度までに39名の隊員を受け入れられ、このうち16名が定住につながっています。また、隊員の募集内容については、地域づくり、観光振興、魅力発信や伝統芸能継承（鍛冶屋・炭焼き）・町営塾「じゅうく」の運営が主な内容となっています。

平成30年度の新規事業として取り組まれている四万十町東京オフィスの開設については、株式会社「ぱど」に委託し、首都圏での移住ニーズの把握、マーケティングの拠点及び四万十町応援女子部の活動の拠点など、首都圏と町を結ぶパイプ役としての機能拡大が図られています。

なお、本年度からの3年計画で、1,080万円の委託料により移住プロモーション事業を実施し、首都圏における四万十町ファンの発掘とつながりを継承する仕組みづくりを行い、四万十町食材の販路拡大と知名度アップ、そのことによる交流人口、関係人口の増加を図り、将来的な人口増加、地域経済の拡大につなげようとするものであります。

最後に、今回の研修を通して両町に共通して言えることは、将来への人口減を見据えながら、現段階において何ができるか可能な限りの英知を出しながら、まずはチャレンジしてみるという強い姿勢を感じたところでもあります。そのためには、他に先んじて常に新しい情報を把握すること。また、一過性で終わることのない継続した行政側の強い支援体制と熱意ある姿勢、このことが極めて重要であると感じたところでもあります。

なお、今回の調査において、グリーン・ツーリズムを所管している「農政課」及び移住定住を所管している「ふるさと振興課」の担当職員も同行し、短い時間ではありましたが、視察先の取り組み内容について意見交換を行っております。

視察した2自治体の活動内容については、それぞれの課内でも十分に情報共有を図りながら、本町の施策に活用できるものは積極的に取り入れるなど、今後の取り組みに反映できることを期待するものであります。

以上、調査の概要を申し上げ、報告といたします。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、ただいまの文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで所管事務調査報告を終わります。

△日程第15「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第15「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第16「閉会中の継続調査について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第16「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じ、平成30年第3回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 川 口 憲 男

さつま町議会議員 森 山 大

